



2014年1月1日 以降始期用

企業財産包括保険の約款

企業財産包括保険普通保険約款 特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**企業財産包括保険**をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、企業財産包括保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。



「フリーダイヤル」 **な** 0120-119-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

保険金のお支払条件、その他この保険の詳しい内容はご契約の代理店または 弊社にお問い合わせください。

事故受付サービス

東京海上日動のサービス体制なら安心です -24時間365日のサポート体制ー

東京海上日動安心 110番(事故受付センター)

- 受付時間:24時間365日
- ご連絡先:フリーダイヤル 0120-119-110 "事故は119番-110番"

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

- ※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。
- ●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。 いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

●火災鑑定人休日急行サービス(休日 午前9時~午後6時) 休日に火災事故が発生した際、鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

企業財産包括保険普通保険約款 3
特約
(正式名称) (保険証券に表示される略称)
企業財産包括保険自動追加特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
特殊包括契約に関する特約
(企業財産包括保険用)(1敷地内用)特殊包括·企財包1敷地内…23
商品・製品等に関する追加特約
(1 敷地内用)····· 商品·製品等追加1敷地内···33
特殊包括契約に関する特約
(企業財産包括保険用)(複数敷地内用) · · · · · · · 特殊包括 · 企財包複数敷地内 · · · 35
商品・製品等に関する追加特約
(複数敷地内用)·····45
保険の対象の評価に関する追加特約・・・・・・・・・・・保険の対象の評価に関する特約・・・46
利益損失および営業継続費用の自動補償に関する特約 …利益損失・営継費用の自動補償… 49
水災危険不担保特約49
電気的・機械的事故不担保特約 電気的機械的事故不担保… 49
その他危険不担保特約 その他危険不担保特約…50
利益保険金不担保特約 利益保険金不担保 50
営業継続費用保険金不担保特約・・・・・・・・・・ 営業継続費用保険金不担保・・・50
物損害不担保特約
安定化処置費用担保特約(企業財産包括保険用)… 安定化処置費用担保特約 … 50
普火(一般)タイプ特約
普火(工場)タイプ特約 普火(工場)タイプ特約 … 61
店総タイプ特約 店総タイプ特約 69
付保割合条件付実損払特約 実損払 80
利益保険タイプ特約 利益保険タイプ特約 …81
てん補期間の終期に関する特約 てん補期間終期 81
保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口) 分割払 82
初回保険料の口座振替に関する特約 初回保険料口座振替 …84
分割払契約の第2回保険料の払込期日猶予に関する特約… 分割猶予 85
テロ危険不担保特約 テロ危険不担保 85
重大事由解除変更特約85
共同保険に関する特約
代位求償権限定行使特約
作業の内容または使用もしくは収容される危険品に変更があった場合の
通知について

【普通保険約款をご覧いただく際にご注意いただきたい事項】

普通保険約款の条項の多くは、損害保険金、損害保険金に付随する費用保険金、利益保険金、営業継続費用保険金に共通して適用されます。ただし、以下の1. に掲げる条項は、損害保険金または損害保険金に付随する費用保険金のみに適用され、2. に掲げる条項は、利益保険金または営業継続費用保険金のみに適用されます。

1. 損害保険金または損害保険金に付随する費用保険金のみに適用される条項

	条 項	掲載ページ
第1条	(損害保険金を支払う場合)	3
第2条	(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)	3
第8条	(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(1)~(4)	7
第9条	(損害保険金の支払額)	7
第10条	(損害保険金に付随する費用保険金の支払額)	8
第13条	(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(2)~(3)	10
第14条	(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)	10
第19条	(保険の対象の譲渡)	12
第22条	(保険契約の失効) (1) ~ (2)	12
第24条	(保険金額の調整)	12
第31条	(保険料の返還一保険金額の調整の場合)	14
第35条	(残存物および盗難品の帰属)	15
第39条	(代位) (4)	16
第40条	(保険金支払後の保険契約)	17

2. 利益保険金または営業継続費用保険金のみに適用される条項

条 項	掲載ページ
第3条(利益保険金を支払う場合)	4
第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)	4
第7条(保険金を支払わない場合―利益保険金または営業継続費用保険金)	7
第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(5)~(6)	7
第11条 (利益保険金の支払額)	9
第12条(営業継続費用保険金の支払額)	9
第22条(保険契約の失効)(3)	12

企業財産包括保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条(損害保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊また はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。以下(2)において同様とします。)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表2に規定する物の損害の額は除きます。
 - ① 風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、 洪水、高潮等を除きます。)
 - ② 雹災
 - ③ 雪災(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。)
- (3) 当会社は、水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。)によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、「電気的事故または機械的事故」 によって保険の対象について生じた損害に 対して、この約款に従い、損害保険金を支払 います。
- (5) 当会社は、不測かつ突発的な事故((1)から(4)までの事故を除きます。)によって保険の対象に生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払 う場合)

- (1) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合) の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次に規定する①の事故によって② の損害が生じた場合には、それによって生ず る見舞金等の費用に対して、この約款に従 い、失火見舞費用保険金を支払います。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ② 第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (4) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合) に規定する事故によって保険の対象に損害 が生じた結果、その保険の対象の復旧にあた リ次のいずれかに該当する費用が発生した 場合は、その費用のうち当会社の承認を得て 支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付 帯費用」といいます。)に対して、この約款 に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
 - ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために 要するその損害の原因の調査費用(被保険者 またはその親族もしくは使用人にかかわる人 件費および被保険者が法人である場合に、そ

- の理事、取締役もしくはその他の機関にある 者またはその従業員にかかわる人件費を除き ます。以下②において同様とします。)
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定する ために要する調査費用。ただし、復旧期間を 超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または 装置を再稼働するために要する保険の対象の 点検費用、調整費用または試運転費用。ただ し、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。 ただし、本修理の一部をなすと認められる部 分の費用および仮修理のために取得した物の 保険の対象の復旧完了時における価額を除き ます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ② 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧する ための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または 休日勤務に対する割増賃金の費用
- (5) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらに よる津波を直接または間接の原因とする火 災によって保険の対象である建物、屋外設 備・装置または建物もしくは屋外設備・装置 内収容の保険の対象である動産が損害を受 け、その損害の状況が次に該当する場合(こ の場合においては、第5条(保険金を支払わ ない場合-共通)(2)②の規定は適用しませ ん。)には、それによって臨時に生ずる費用 に対して、この約款に従い、地震火災費用保 険金を支払います(ただし、保険の対象が倉 庫物件の場合は、地震火災費用保険金を支払 いません。)。この場合において、損害の状況 の認定は、保険の対象が建物であるときはそ の建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置 (門、塀および垣を除きます。以下(5)におい

- て同様とします。)であるときは1基(主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(5)において同様とします。)ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。)。
- ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

第3条(利益保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合)に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用(以下「利益損失」といいます。)に対して、この約款に従い、利益保険金を支払います。
- (2) 当会社は、不測かつ突発的な事由に起因して、 敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、 または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、 水道もしくは工業用水道の供給または電信も しくは電話の中継が中断され、または阻害さ れたために生じた利益損失に対して、この約 款に従い、利益保険金を支払います。

第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合) に規定する事故によって利益保険対象物が 損害を受けたことにより生じた営業継続費 用に対して、この約款に従い、営業継続費用 保険金を支払います。 (2) 当会社は、不測かつ突発的な事由に起因して | (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によ 敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、 または阴害されたことにより、電気、ガス、 熱、水道もしくは工業用水道の供給または電 信むしくは電話の中継が中断され、または阻 害されたために生じた営業継続費用に対し て、この約款に従い、営業継続費用保険金を 支払います。

第5条(保険金を支払わない場合-共通)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によ って生じた損害、利益損失または営業継続費 用(以下「損害等」といいます。)に対しては、 保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存 物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険 金、修理付帯費用保険金、地震火災費用保険 金、利益保険金または営業継続費用保険金を いいます。以下同様とします。)を支払いま せん。
 - ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または 被保険者が法人である場合は、その理事、取 締役または法人の業務を執行するその他の機 関) またはこれらの者の法定代理人の故意も しくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一 部を受け取るべき場合においては、その者(そ の者が法人であるときは、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関) またはその者の法定代理人の故意もしくは重 大な過失または法令違反。ただし、他の者が 受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 第1条(損害保険金を支払う場合)に規定 する事故(同条(5)に規定する不測かつ突発 的な事故のうち、保険の対象または利益保険 対象物の盗難が発生した場合を除きます。) の際における保険の対象または利益保険対象 物の紛失または盗難
 - ④ 当会社は、保険の対象または利益保険対象 物である車両について、屋外において生じた 損害等に対しては、その原因がこの保険契約 で補償する事故であると否とを問わず保険金 を支払いません。ただし、その車両が屋外に ある場合でも、保険証券記載の敷地内にある 間に、この保険契約で補償する事故(ただし、 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落 または架線障害は除きます。) によって生じ た損害に対しては、これを保険の対象として 取り扱い、損害保険金を支払います。

- って生じた損害等(これらの事由によって発 牛した第1条(損害保険金を支払う場合)の 事故が延焼または拡大して生じた損害等お よび発生原因がいかなる場合でも同条の事 故がこれらの事由によって延焼または拡大 して生じた損害等を含みます。) に対しては、 保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、 内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動(群衆または多数の者の集団の行動 によって、全国または一部の地区において著 しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と 認められる状態をいいます。)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下 ③において同様とします。) もしくは核燃料 物質によって汚染された物(原子核分裂生成 物を含みます。) の放射性、爆発性その他の 有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、別表2に規定する物について生じ た第1条(損害保険金を支払う場合)(2)の 事故による損害に対しては、保険金を支払い

第6条(保険金を支払わない場合-不測かつ突発 的な事故)

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じ た第1条(損害保険金を支払う場合)(5)の 事故による損害およびこれらの損害を受け た結果生じた利益損失または営業継続費用 に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共 団体の公権力の行使。ただし、消火、避難そ の他の消防の活動のために必要な処置により 生じた損害については、この規定は適用しま せん。
 - ② 保険の対象または利益保険対象物が通常有 する性質や性能を欠いていること。ただし、 次のいずれかに該当する者が相当の注意をも ってしても発見し得なかった場合は、この規 定は適用しません。
 - ア. 保険契約者または被保険者
 - イ. ア. に代わって保険の対象または利益保 険対象物を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用人
 - ③ 次のいずれかに該当する者の故意もしくは 重大な過失または法令違反

- ア. 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の使用人
- イ. 保険の対象または利益保険対象物の使用 または管理を委託された者
- ウ. イ. の使用人
- ④ 保険の対象または利益保険対象物に対する 加工(増築、改築、修繕または取りこわしを 含みます。)、解体、据付、組立、修理、清掃、 点検または調整等の作業中における作業上の 過失または技術の拙劣
- ⑤ 詐欺または横領
- ⑥ 紛失または置き忘れ
- ⑦ 保険契約者もしくは被保険者が所有(所有 権留保条項付売買契約により購入した場合お よび1年以上を期間とする貸借契約により借 り入れた場合を含みます。なお、「所有権留 保条項付売買契約上とは、自動車販売店等が 顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、 金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、 販売された自動車の所有権を顧客に移さず、 留保することを契約内容に含んだ自動車の売 買契約をいいます。) もしくは運転(保険契 約者または被保険者が法人である場合は、そ の理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関による運転を含みます。)する 車両(その積載物を含みます。)またはこれ ら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に 限定される車両(その積載物を含みます。) の衝突または接触。ただし、建物に定着した 板ガラスに生じた破損の損害については、こ の規定を適用しません。
- ⑧ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (2) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合) (5)に規定する事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害およびこれらの損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象または利益保険対象物に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
 - ア. 自然の消耗または劣化(保険の対象また は利益保険対象物である機械、設備また

- は装置の日常の使用または運転に伴う摩 滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。)
- イ. ボイラースケールの進行
- ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由
- 工. ねずみ食いまたは虫食い等
- ② 保険の対象または利益保険対象物である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。)
- ③ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害
- ④ 万引き等(万引きその他収容場所に不法に 侵入することなく行われた盗難をいいます。 以下④において同様とします。)によって保 険の対象または利益保険対象物である商品・ 製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規 定は適用しません。
- ⑤ 第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(2)③に規定する通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害
- ⑥ 第8条(2)④に規定する貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻、その他の 美術品の盗難によって生じた損害
- ⑦ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
- ② 保険の対象または利益保険対象物の受け渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
- ③ 保険の対象または利益保険対象物のうち、 楽器について牛じた次の損害
 - ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 - イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮 の損害
 - ウ. 音色または音質の変化の損害
- ⑩ 保険の対象または利益保険対象物が液体、 粉体、気体等の流動体である場合、保険の対 象または利益保険対象物に生じたコンタミネ

ーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能または困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。

- ① 保険の対象または利益保険対象物である美 術品の修理等に伴う価値の下落による損害 (格落損害)
- (2) 電力の停止または異常な供給により、保険の対象または利益保険対象物である商品・製品等のみに生じた損害(利益損失および営業継続費用については、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。)

第7条(保険金を支払わない場合-利益保険金または営業継続費用保険金)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、利益保険金または営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 国または公共団体による法令等の規制
 - ② 利益保険対象物または敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第3条(利益保険金を支払う場合)(2)の利益損失または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)(2)の営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える 利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、渇水、水不足

第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これら

に類する物

- ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1 組の価額が30万円を超えるもの
- ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類す る物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、 冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備 のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) 次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ② データ、ソフトウェアまたはプログラム等 の無体物
- (5) この保険契約において、特別の約定がないか ぎり、利益保険対象物とは、日本国内に所在 する以下のものとします。
 - ① 保険証券記載の敷地内に所在する建物また は構築物のうち被保険者が占有する部分
 - ② 保険証券記載の敷地内に所在する、被保険者が占有する物
 - ③ 保険証券記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分
 - ④ ①または③に規定するものに隣接するアーケード(屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。以下④において同様とします。)またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物
 - ⑤ ①または③に規定するものへ通じる袋小路 およびそれに面する建物または構築物
- (6) 動物または植物は、利益保険対象物には含めません。

第9条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が第1条(損害保険金を支払う場合) の損害保険金として支払うべき損害の額は、 保険価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができ

たときは、そのために支出した必要な費用 は、(1)の損害の額に含まれるものとします。 ただし、その保険価額を限度とします。

- (3) 保険金額が保険価額以上である場合は、当会 社は、保険価額を限度とし、次の算式によっ て算出した額を損害保険金として支払いま す。ただし、次の算式によって算出した額が、 別表3に規定する支払限度額を上回る場合 には、その支払限度額を損害保険金の額とし ます。
 - (1) および 別表3に規定 _ 損害保険 (2) の規定に -する免責金額 金の額 よる損害の額
- (4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社 金として、支払います。ただし、次の算式に よって算出した額が、別表3に規定する支払 限度額を上回る場合には、その支払限度額を 損害保険金の額とします。

((1)および 別表3に (2)の規定 保険金額 一規定する 免責金額 の額

第10条(損害保険金に付随する費用保険金の支払 額)

(1) 当会社は、第2条(損害保険金に付随する費 用保険金を支払う場合)(1)の臨時費用保険 金として、次の算式によって算出した額を支 払います。ただし、1回の事故につき、1敷 地内ごとに500万円を限度とします。

第1条(損害保険 金を支払う場合)× 支払割合 臨時費用保 (30%)険金の額 の損害保険金

- (2) 当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合) の損害保険金の10%に相当する額を限度と し、残存物取片づけ費用の額を第2条(損害 保険金に付随する費用保険金を支払う場合) (2)の残存物取片づけ費用保険金として、支 払います。
- (3) 当会社は、第2条(損害保険金に付随する費 用保険金を支払う場合)(3)の失火見舞費用

保険金として、次の算式によって算出した額 を支払います。ただし、1回の事故につき、 第2条(3)①の事故が生じた敷地内に所在す る保険の対象の保険金額(保険金額が保険価 額を超えるときは、保険価額とし、また、被 保険者が2名以上あるときは、それぞれの被 保険者に属する保険契約の対象に対して割 り当てられるべき保険金額をいいます。)の 20%に相当する額を限度とします。

第2条(3)②の指害 1被災世 失火見舞 × 帯あたり が生じた世帯または法 = 費用保険 人(以下「被災世帯」 の支払額 金の額 といいます。) の数 (20万円)

- は、次の算式によって算出した額を損害保険 (4) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごと に損害が生じた保険の対象の所在する敷地 内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金 額が保険価額を超える場合は、保険価額と し、また、被保険者が2名以上ある場合は、 それぞれの被保険者に属する保険の対象に 対して割り当てられるべき保険金額をいい ます。) に30%を乗じて得た額または5.000 万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯 費用の額を第2条(損害保険金に付随する費 用保険金を支払う場合)(4)の修理付帯費用 保険金として、支払います。
 - (5) 当会社は、第2条(損害保険金に付随する費 用保険金を支払う場合)(5)の地震火災費用 保険金として、次の算式(保険金額が保険価 額を超える場合は、算式の保険金額は、保険 価額とします。)によって算出した額を支払 います。ただし、1回の事故(72時間以内 に生じた2以上の地震もしくは噴火または これらによる津波は、これらを一括して、1 回の事故とみなします。) につき、一般物件 の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件 の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度と します。

保険金額×支払割合(5%)

= 地震火災費用保険金の額

(6) (1)から(4)までの場合において、当会社は、 (1)から(4)までの規定によってそれぞれ支 払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費 用保険金、失火見舞費用保険金または修理付 帯費用保険金と他の保険金との合計額が保 険金額を超えるときでも、これらの費用保険 金を支払います。

第11条 (利益保険金の支払額)

- (1) 第3条(利益保険金を支払う場合)に規定する利益損失の額は、1回の事故につき、次の ①の喪失利益の額と②の収益減少防止費用 の額の合計額とします。
 - ① 喪失利益の額

収益減少額 × 保険証券記載の約定てん 補率(以下「約定てん補率」といいます。) = 喪失利益の額

ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を、 上記算式によって算出した額から差し引くもの とします。

支出を免れ × <u>約定てん補率</u> = 差し引く額 た経常費 × <u>利益率</u> = 差し引く額

② 収益減少防止費用の額

収益減少 \times $\frac{$ 約定てん補率 $}{$ 利益率 $}=$ 収益減少防止 費用の額

ただし、収益減少防止費用の額は、次の算式によって算出した収益減少防止費用の限度額を限度とします。

収益減少防止費

- (2) 当会社は、(1)に規定する利益損失のうち、次の①または②の属する日の午前 0 時から24時間以内(以下この条において「免責時間」といいます。)に発生したものに対しては、利益保険金を支払いません。
 - ① 第3条(利益保険金を支払う場合)(1)に 規定する利益損失については、第1条(損害 保険金を支払う場合)(2)から(5)に規定する 事故が発生した時。なお、第1条(1)に規定 する事故については、免責時間はありません。
 - ② 第3条(2)に規定する利益損失については、同条(2)に規定する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水の供給または電信もしくは電話の中継が最初に中断され、または阻害

された時

- (3) 当会社は、次の①または②の算式によって算出した額を利益保険金として支払います。ただし、その額が別表3に規定する支払限度額を超える場合には、その支払限度額を利益保険金として支払います。
 - ① 利益保険金の保険金額(この保険契約の契約条件明細書記載の利益保険金の保険金額をいいます。以下(3)において同様とします。)が、事故発生直前12か月間の営業収益に約定てん補率を乗じた額の80%に相当する額以上の場合

(2)に規定 (1)に規定 別表3に する免責時 利益保 する利益 一 規定する — 間内に発生 = 険金の 損失の額 免責金額 した利益損 支払額 失の額

② 利益保険金の保険金額が、事故発生直前 12か月間の営業収益に約定てん補率を乗 じた額の80%に相当する額より低い場合

(1)に規定別表3に(2)に規定する
る免責時間内
に発生した利
満損失の額

利益保険金の保険金額 事故発生直前12 × 約定で × 80% = 険金の か月間の営業収益 × ん補率 × 80% 支払額

- (4) 約定てん補率が利益率を超える場合には、約 定てん補率を利益率と読み替えて、(1)また は(3)に規定する算式を適用します。
- (5) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合で、標準営業収益、年間営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、当会社は、(1)から(4)までの規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき、被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

第12条 (営業継続費用保険金の支払額)

当会社は、第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の営業継続費用保険金として、次の

算式によって算出した額を支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を営業継続費用保険金の額とします。

営業継続 — 別表3に規定 = 営業継続費用 費用の額 する免責金額 保険金の額

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表4に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を第1条(損害保険金に付随する費用保険金、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)の利益保険金または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の可営業継続費用保険金として、支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が 支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が 支払われた場合

別表4に規定する支払限度額から、他の保 険契約等から支払われた保険金または共済金 の合計額を差し引いた残額。ただし、この保 険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第2条(損害保険金に 付随する費用保険金を支払う場合)(1)の臨 時費用保険金および同条(2)の残存物取片づ

け費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害等について、 (1)の規定をおのおの別に適用します。

第14条(包括して契約した場合の損害保険金の支 払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第9条(損害保険金の支払額)(3)および(4)ならびに第10条(損害保険金に付随する費用保険金の支払額)(5)の規定を適用します。

第2章 基本条項

第15条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第16条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害等の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ

ます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合 には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第27条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等については適用しません。

第17条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する 事実が発生した場合には、保険契約者または 被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰す ことのできない事由によるときはその発生 を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申 し出て、承認を請求しなければなりません。 ただし、その事実がなくなった場合には、当 会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象もしくは利益保険対象物または 保険の対象もしくは利益保険対象物を収容す る建物の構造を変更すること、またはこれを 改築、増築もしくは引き続き15日以上にわ たって修繕すること。
- ② 保険の対象もしくは利益保険対象物または 保険の対象もしくは利益保険対象物を収容す る建物の用途を変更すること。
- ③ 保険の対象または利益保険対象物を他の場所に移転すること。
- ④ 保険の対象もしくは利益保険対象物である 機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置 により運転または使用すること。
- ⑤ ①から④までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②、④または⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等については適用しません。

第18条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知

その旨を当会社に通知しなければなりません。

第19条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を 譲渡する場合には、保険契約者または被保険 者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会 社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険 契約に適用される普通保険約款および特約 に関する権利および義務を保険の対象の譲 受人に移転させるときは、(1)の規定にかか わらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、 書面をもってその旨を当会社に申し出て、承 認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合に は、第22条(保険契約の失効)(1)の規定に かかわらず、(2)の権利および義務は、保険 の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受 人に移転します。

第20条 (保険の対象、利益保険対象物の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象および利益保 険対象物またはこれらを収容する建物もし くは敷地内を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象もし くは利益保険対象物を占有する者が、正当な 理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社 は、保険契約者に対する書面による通知をも って、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実が あった時から1か月を経過した場合には適 用しません。

第21条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的 または第三者に保険金を不法に取得させる目的 をもって締結した保険契約は無効とします。

第22条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する 場合には、その事実が発生した時に、この保 険契約のうち第1条(損害保険金を支払う場 合) および第2条(損害保険金に付随する費 用保険金を支払う場合)の規定は効力を失い ます。
 - (1) 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、 第40条(保険金支払後の保険契約)(1)の規 定により保険契約の一部が終了した場合を除 きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合

- 先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、1(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象 が2以上ある場合には、それぞれについて、 (1)の規定を適用します。
 - (3) 保険契約締結の後、被保険者が営業を廃止し た場合には、営業を廃止した時にこの保険契 約のうち第3条(利益保険金を支払う場合) および第4条(営業継続費用保険金を支払う 場合)の規定は効力を失います。

第23条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫 によって当会社が保険契約を締結した場合に は、当会社は、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を取り消すことが できます。

第24条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の 価額を超えていた場合であっても、保険契約 者は、その超過部分について、この保険契約 を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著し く減少した場合には、保険契約者は、当会社 に対する通知をもって、将来に向かって、保 険金額について、減少後の保険の対象の価額 に至るまでの減額を請求することができます。

第25条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することがで きます。ただし、保険金請求権の上に質権また は譲渡担保権が設定されている場合は、この解 除権は、質権者または譲渡担保権者の書面によ る同意を得た後でなければ行使できません。

第26条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由が ある場合には、保険契約者に対する書面に よる通知をもって、この保険契約を解除す ることができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこ の保険契約に基づく保険金を支払わせること を目的として損害等を生じさせ、または生じ させようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金 の請求について、詐欺を行い、または行おう としたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれ かに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力 (暴力団、暴力団員、暴力 団準構成員、暴力団関係企業その他の反

社会的勢力をいいます。なお、暴力団員 を経過しない者を含みます。以下③にお いて同様とします。)に該当すると認め られること。

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、 ると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認 められること。
- 工. 法人である場合において、反社会的勢力 がその法人の経営を支配し、またはその 法人の経営に実質的に関与していると認 められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難され るべき関係を有していると認められるこ と。
- ④ ①から③までに規定するもののほか、保険 契約者または被保険者が、①から③までの事 由がある場合と同程度に当会社のこれらの者 に対する信頼を損ない、この保険契約の存続 を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)(1)の規定による解除が第1条(損害保険金 を支払う場合)の事故による損害等の発生 した後になされた場合であっても、第27条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、 (1)①から④までの事由が生じた時から解除 がなされた時までに発生した第1条の事故 による損害等に対しては、当会社は、保険 金を支払わず、または第34条(損害防止義 務および損害防止費用)(2)①から③までに 規定する費用(以下(2)において「損害防止 費用」といいます。)を負担しません。この 場合において、既に保険金を支払い、また は損害防止費用を負担していたときは、当 会社は、これらの返還を請求することがで きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. から オ. までのいずれかに該当することにより (1)の規定による解除がなされた場合には、 (2)の規定は、(1)③ア. からオ. までのい ずれにも該当しない被保険者に生じた損害 等については適用しません。

第27条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその 効力を生じます。

第28条(保険料の返還または請求一告知義務・通

知義務等の場合)

- には、暴力団員でなくなった日から5年 (1) 第16条(告知義務)(1)により告げられた内容 が事実と異なる場合において、保険料率を変 更する必要があるときは、当会社は、変更前 の保険料率と変更後の保険料率との差に基づ き計算した保険料を返還または請求します。
- または便宜を供与する等の関与をしてい (2) 第17条(通知義務)(1)の事実が生じた場合 において、保険料率を変更する必要があると きは、当会社は、変更前の保険料率と変更後 の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実 が生じた時以降の期間(保険契約者または被 保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生 じた時以降の期間をいいます。) に対し日割 をもって計算した保険料を返還または請求 します。
 - (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規 定による追加保険料の支払を怠った場合(当 会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求 をしたにもかかわらず相当の期間内にその 払込みがなかった場合に限ります。)は、保 険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を解除することができます。
 - (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請 求する場合において、(3)の規定によりこの 保険契約を解除できるときは、当会社は、保 険金を支払いません。この場合において、既 に保険金を支払っていたときは、当会社は、 その返還を請求することができます。
 - (5)(4)の規定は、第17条(通知義務)(1)の事 実が生じた場合における、その事実が生じた 時より前に発生した第1条(損害保険金を支 払う場合) の事故による損害等については適 用しません。
 - (6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保 険契約者が書面をもって保険契約の条件の 変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、 当会社がこれを承認する場合において、保険 料を変更する必要があるときは、当会社は、 変更前の保険料と変更後の保険料との差に 基づき計算した、未経過期間に対する保険料 を返還または請求します。
 - (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合 において、当会社の請求に対して、保険契 約者がその支払いを怠ったときは、当会社 は、追加保険料領収前に生じた事故による 損害等に対しては、保険契約条件の変更の 承認の請求がなかったものとして、この保

険契約に適用される普通保険約款および特 約に従い、保険金を支払います。

第29条 (保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第21条(保険契約の無効)の規定により保 険契約が無効となる場合には、当会社は、保 険料を返還しません。
- (2) 保険契約の全部または一部が失効となる場合には、当会社は、失効した部分について、 未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第30条(保険料の返還-取消しの場合)

第23条(保険契約の取消し)の規定により、 当会社が保険契約を取り消した場合には、当会 社は、保険料を返還しません。

第31条(保険料の返還-保険金額の調整の場合) 第24条(保険金額の調整)(2)の規定により、 保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額 に相当する保険料からその保険料につき既経過 期間に対し別表5に規定する短期料率によって 計算した保険料を差し引いて、その残額を返還 します。

第32条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第16条(告知義務)(2)、第17条(通知義務) (2)、第20条(保険の対象、利益保険対象物 の調査)(2)、第26条(重大事由による解除) (1)または第28条(保険料の返還または請求 一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定 により、当会社が保険契約を解除した場合に は、当会社は、未経過期間に対し日割をもっ て計算した保険料を返還します。
- (2) 第25条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に規定する短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第33条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象または利益保険対象物について損害等が生じたことを知った場合は、損害等の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象または利益保険対象物について 損害等が生じた場合は、当会社は、事故が生

- じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(損害保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、保険の対象および利益保険対象物に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者または被保 険者が、第1条(損害保険金を支払う場合) (1)の損害の発生および拡大の防止のために 必要または有益な費用を支出したときにおい て、第5条(保険金を支払わない場合-共通)、 第6条(保険金を支払わない場合-不測かつ 突発的な事故)または第7条(保険金を支払 わない場合-利益保険金または営業継続費用 保険金) に規定する事由に該当しないときお よび第15条(保険責任の始期および終期) (3)または第28条(保険料の返還または請求 -告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定 が適用されないときは、当会社は、次に規定 する費用に限り、これを負担します(第2条 (損害保険金に付随する費用保険金を支払う 場合)(5)の損害の発生および拡大の防止の ために支出した費用は負担しません。)。ただ し、当会社が負担する額は、損害保険金の保 険金額(保険金額が保険価額を超えるときは、 保険価額とします。)から第1条(1)の損害保 険金の額を差し引いた残額を限度とします。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由が なく(1)に規定する義務を履行しなかった場 合は、当会社は、次の算式によって算出した

額を損害の額とみなします。

第1条(損害保 損害の発生およ 険金を支払う場 び拡大を防止す 合)の事故によ ることができた 損害の額 る損害の額 と認められる額

(4) 第9条(損害保険金の支払額)(4)、第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払 額)(1)および第14条(包括して契約した場 合の損害保険金の支払額)の規定は、(2)に 規定する負担金を算出する場合にこれを準 用します。この場合において、第13条(1)の 規定中「別表4に規定する支払限度額」とあ るのは「それぞれの保険契約もしくは共済契 約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約 または共済契約の保険金額の合計額が保険 価額を超える場合は、保険価額とします。) からそれぞれの保険契約もしくは共済契約 によって支払われるべき損害保険金もしく は共済金の合計額を差し引いた残額または 第34条(損害防止義務および損害防止費用) (2)によって当会計が負担する費用のいずれ か低い額」と読み替えるものとします。

第35条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第1条(損害保険金を支払う場合) の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する 旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第 1条(損害保険金を支払う場合)(5)の損害 保険金を支払う前にその保険の対象が回収 された場合は、第9条(損害保険金の支払額) (2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかっ たものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第 1条(損害保険金を支払う場合)(5)の損害 保険金を支払ったときは、当会社は、支払っ た保険金の額の保険価額に対する割合によ って、その盗取された保険の対象について被 保険者が有する所有権その他の物権を取得 します。
- (4)(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(第9条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損

害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第36条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかに該当する時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 損害保険金、損害保険金に付随する費用保 険金および営業継続費用保険金については、 第1条(損害保険金を支払う場合)の事故に よる損害等が発生した時
 - ② 利益保険金については、てん補期間が終了した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害等の額の見積書
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所 轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書 類
 - ④ その他当会社が第37条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

第37条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、被保険者が第36条(保険金の請求) (2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支 払うために必要な次の事項の確認を終え、保 険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要 な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 損害等発生の有無および被保険者に該当する 事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に 必要な事項として、保険金が支払われない事 由としてこの保険契約において定める事由に 該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項 として、損害等の額(保険価額を含みます。) および事故と損害等との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項 として、この保険契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事 実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有 無および内容、損害等について被保険者が有 する損害賠償請求権その他の債権および既に 取得したものの有無および内容等、当会社が 支払うべき保険金の額を確定するために確認 が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に規定する特別な 照会または調査が不可欠な場合には、(1)の 規定にかかわらず、当会社は、請求完了日か らその日を含めて次に規定する日数(複数に 該当する場合は、そのうち最長の日数)を経 過する日までに、保険金を支払います。この 場合において、当会社は、確認が必要な事項 およびその確認を終えるべき時期を被保険 者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するため の、警察、検察、消防その他の公の機関によ る捜査・調査結果の照会(弁護十法(昭和 24年法律第205号) に基づく照会その他法 令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するため の、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 A
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が 適用された災害の被災地域における(1)①か ら⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内 において行うための代替的な手段がない場合 (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害を受けた保険の対象、利益保険対象物

- もしくは損害等の発生事由が特殊である場合 または同一敷地内に所在する多数の保険の対 象もしくは利益保険対象物が同一事故により 損害を受けた場合において、(1)①から④ま での事項を確認するための、専門機関による 鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑤までに規定する特別な照会また は調査を開始した後、(2)①から⑤までに規 定する期間中に保険金を支払う見込みがな いことが明らかになった場合には、当会社 は、(2)①から⑤までに規定する期間内に被 保険者との協議による合意に基づきその期 間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに規定する必要な事項の確 認に際し、保険契約者または被保険者が正当 な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応 じなかった場合(必要な協力を行わなかった 場合を含みます。)には、これにより確認が 遅延した期間については、(1)から(3)まで の期間に算入しないものとします。
- (5) 第36条 (保険金の請求) (1)②の規定にかか わらず、喪失利益が1か月以上生じた場合の 利益保険金については、被保険者から保険金 の内払の請求がある場合で、当会社が承認し たときは、収益減少防止費用を除き、毎月末 に保険金の内払を行います。

第38条 (時効)

保険金請求権は、第36条(保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起算して3年を経過 した場合は、時効によって消滅します。

第39条 (代位)

- (1) 損害等が生じたことにより被保険者が損害 賠償請求権その他の債権を取得した場合に おいて、当会社がその損害等に対して保険金 を支払ったときは、その債権は当会社に移転 します。ただし、移転するのは、次の額を限 度とします。
 - ① 当会社が損害等の額の全額を保険金として 支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- (2) (1)以外の場合
 - 被保険者が取得した債権の額から、保険金 が支払われていない損害等の額を差し引いた
- 被保険者が引き続き有する債権は、当会社に 移転した債権よりも優先して弁済されるも

のとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人(賃借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人おいむ電人を含みます。以下、(4)において同様とします。) に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

第40条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約のうち第1条および第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)の規定は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、第1条(損害保険金を支払う場合)および第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)の規定が終了した場合には、当会社は終了した部分について保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第41条(保険契約者または被保険者が複数の場合 の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第42条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本 国内における裁判所に提起するものとします。

第43条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 用語の定義

用語

企業財産包括保険普通保険約款の用語の定義は、 下表によります。

定義

/1300	VC-3%
営業継続	標準営業収益に相当する額の減少を
計用	防止または軽減するために復旧期間
27.13	内に生じた必要かつ有益な費用のう
	ち通常要する費用を超える部分(以
	下「追加費用」といいます。)をいい、
	復旧期間内に支出を免れた費用があ
	るときはその額を差し引いた額とし
	ます。ただし、次に規定する費用は
	追加費用に含まないものとします。
	(1) 営業継続費用保険金が支払わ
	れる事故の有無にかかわらず営
	業を継続するために支出を要す
	る費用
	(2) 営業継続費用保険金が支払われ
	る事故による損害を受けた利益保
	険対象物を損害発生直前の状態に
	復用するために要する一切の費用。
	ただし、この費用のうち、復旧期
	間を短縮するために復旧期間内に

牛じた必要かつ有益な費用のうち

通常要する費用を超える部分は、

それによって軽減できた追加費用

の額を限度として、追加費用に含

めるものとします。

	(3) 一時使用のために取得した物	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象ま
	件の復旧期間終了時における時		たは利益保険対象物の所在する場所
	価部分		およびこれに連続した土地で、同一
	(4) 修理付帯費用保険金または収		保険契約者または被保険者によって
	益減少防止費用として支払われ		占有されているものをいいます。ま
	る金額		た、公道、河川等が介在していても
営業収益	「売上高」または「生産高」のいず		敷地内は中断されることなく、これ
	れかの基準によって定める営業上の		を連続した土地とみなします。
	収益	車両	自動車、原動機付自転車、軽車両、
営業利益	営業収益から営業費用(売上原価ま		トロリーバスおよび鉄道車両をいい
	たは製造原価、一般管理費、販売費		ます。なお、軽車両とは、自転車お
	等営業に要する費用をいいます。以		よび荷車その他人もしくは動物の力
	下同様とします。)を差し引いた額		により、または他の車両に牽引され、
経常費	事故の有無にかかわらず、営業継続		かつレールによらず運転する車(そ
G-41 No. / 1	のために支出を要する費用		りおよび牛馬を含みます。)であっ
原動機付	125cc以下の総排気量を有する原動		て、小児用自転車以外の小児用の車、
自転車	機を用い、かつ、レールまたは架線に		歩行補助車等および身体障害者用の
	よらないで運転する車であって、自転車・自体管電子の東いました。	In ++ >ct /\ øs	車いす以外のものをいいます。
	車、身体障害者用の車いす、および 歩行補助車等以外のものをいいます。	収益減少額	事故発生直前12か月のうちてん補期間に応当する期間の営業収益(標
敷地外	利益保険対象物と配管または配線に		準営業収益といいます。) からてん
757			補期間中の営業収益を差し引いた額
ユーティリ	当する事業者の占有する電気、ガス、	収益減少	標準営業収益に相当する額の減少を
ティ設備	熱、水道、工業用水道または電信も	防止費用	防止または軽減するためにてん補期
	しくは電話の供給・中継設備および	別止貸用	間内に生じた必要かつ有益な費用の
	これらに接続している配管または配		うち通常要する費用を超える額とし
	線で次のいずれかに該当する事業者		ます。ただし、修理付帯費用保険金
	の占有するものをいいます。なお、		として支払われる金額は控除します。
	敷地外ユーティリティ設備は、日本	商品·	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、
	国内に所在するものに限ります。	製品等	製品、副産物または副資材をいいます。
	(1) 電気事業法(昭和39年法律第	倉庫物件	倉庫業者が管理する保管貨物または
	170号)に定める電気事業者		倉庫業者が占有する倉庫建物・保管
	(2) ガス事業法(昭和29年法律第		用屋外タンク・サイロ・倉庫建物内
	51号)に定めるガス事業者		の保管貨物以外の動産をいいます。
	(3) 熱供給事業法(昭和47年法律第	喪失利益	利益保険金が支払われる事故が生じ
	88号)に定める熱供給事業者		た結果、営業が休止し、または阻害
	(4) 水道法(昭和32年法律第177号)		されたために生じた損失のうち、経
	に定める水道事業者および水道		常費および担保危険による損害がな
	用水供給事業者ならびに工業用 水道事業法(昭和33年法律第84		かったならば計上することができた
	水道事業法(昭和33年法律第84 号)に定める工業用水道事業者	42年	営業利益の額
	(5) 電気通信事業法(昭和59年法)	損害	偶然な事故によって保険の対象または利益保険対象物に生じた提案をい
	(3) 電気通信事業法(昭和39年法) 律第86号)に定める電気通信		は利益保険対象物に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の
	事業者		い、事故の際に消火、避難その他の 消防の活動のために必要な処置によ
	于禾七		洞防の活動のために必要な処直によって保険の対象または利益保険対象
			つて休映の対象または利益保険対象

物について生じた損害を含みます。||復旧期間 ただし、次のいずれかに該当する場 合は損害とみなしません。 (1) ウィルス、細菌、原生動物等 の付着、接触等またはこれらの疑 いがある場合 (2) 第1条(損害保険金を支払う 場合) に規定する事故が発生し、 その復旧作業を行った後に、保険 の対象または利益保険対象物の機 能に著しい支障をきたさない臭気 が残存する場合 (3) 第1条に規定する事故の発生に より、日常生活または通常の業務 に伴う臭気と同程度の臭気が残存 する場合 他の保険 この保険契約における保険の対象と 契約等

事故が発生した時に始まり、損害を 受けた保険の対象または利益保険対 象物が復旧された時(ただし、その 保険の対象または利益保険対象物を 事故発生直前の状態に復旧するため に通常要すると認められる期間を超 えないものとします。) に終わりま す。利益保険金または営業継続費用 保険金の支払においては、保険金支 払の対象となる期間であり、12か 月を超えないものとします。 保降価額 損害が生じた地および時における保 降の対象の価額 利益率 直近の会計年度(1か年間)におい て、次の算式により算出した割合 利益率=(営業利益+経常費)/営業収益 ただし、直近の会計年度中に営業損 失(営業費用から営業収益を差し引 いた額)が生じたときは、次の算式 により算出した割合 利益率=(経常費-営業損失)/営業収益

別表2 風災・雹災・雪災における除外物件

- 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下の ものをいいます。)およびこれに収容される動 産ならびにゴルフネット(ポールを含みます。)
- 2. 建築中の屋外設備・装置
- 3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設 備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
- 4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製 品、商品、副産物および副資材
- 5. 第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲) (2)②に規定する自動車

別表3 事故種別毎、保険金種類毎に適用される 支払限度額と免責金額

保険証券に添付される契約条件明細書を参照 してください。

別表4 他の保険契約等がある場合の保険金の支 払限度額

	保険金の種類	支払限度額
		損害の額から別表3に規定する免責 金額を差し引いた額(注)

同一の敷地内に所在する被保険者所 有の建物もしくは建物以外のものに ついて締結された第1条(損害保険 金を支払う場合)の損害または第2 条(損害保険金に付随する費用保険 金を支払う場合)の費用を補償する 他の保険契約または共済契約および この保険契約の第3条(利益保険金 を支払う場合)の利益損失または第 4条(営業継続費用保険金を支払う 場合)の営業継続費用に対して保険 金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。

建物

土地に定着し、屋根および柱もしく は壁を有するものをいいます。ただ し、屋外設備・装置を除きます。

てん補期間

保険金支払の対象となる期間であっ て、事故が発生した時に始まり、そ の事故の営業に対する影響が消滅し た状態に営業収益が復した時に終わ ります。ただし、てん補期間が約定 されている場合は、約定てん補期間 を超えないものとし、てん補期間が 約定されていない場合は12か月を 限度とします。

電気的事故一不測かつ突発的な外来の事故に直接 または機械| 起因しない、電気の作用や機械の稼 的事故 動に伴って発生した事故をいいます。 2 第 2 条 (損 1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 害保険金に500万円(他の保険契約等に、限度 付随する費|額が500万円を超えるものがある場 用保険金を合は、これらの限度額のうち最も高 支払う場合)(い額) (1)の臨時費

用保険金

3 第2条 (損害 残存物取片づけ費用の額

保険金に付随 する費用保険 金を支払う場 合)(2)の残 存物取片づけ 費用保険金

4 第2条 (損害保) 1 回の事故につき、20万円 (他の保 |険金に付随す||険契約等に、1被災世帯あたりの支 る費用保険金払額が20万円を超えるものがある場 を支払う場合)|合は、これらの1被災世帯あたりの (3)の失火見舞|支払額のうち最も高い額)に被災世 費用保険金 帯の数を乗じて得た額

- 5 第2条 (損害保 1 回の事故につき、1 敷地内ごとに |険金に付随す|5.000万円(他の保険契約等に、限 る費用保険金度額が5,000万円を超えるものがあ を支払う場合) る場合は、これらの限度額のうち最 (4)の修理付帯 も高い額) または修理付帯費用の額 費用保険金 のいずれか低い額
- 6 第2条 (損害 (1) それぞれの保険契 1 回の事故につ |保険金に付随||約または共済契約の||き、一般物件の する費用保険|支払責任額の合計額|場合は1敷地内 金を支払う場が、1回の事故につき、ごとに300万円、 合)(5)の地一般物件の場合は11工場物件の場合 震火災費用保|敷地内ごとに300万|は1敷地内ごと 険金 円、工場物件の場合に2.000万円 は1敷地内ごとに (他の保険契約 2.000万円(他の保険)等に、限度額が

契約等に、限度額が300万円または 300万円または2.000 2.000万円を超 万円を超えるものが|えるものがある ある場合は、これらの場合は、これら 限度額のうち最も高の限度額のうち い額)を超えるとき。最も高い額) (2)上記(1)に該当し 1回の事故につ

ない場合であって、き、保険の対象 それぞれの保険契約ごとに、その保 または共済契約のお険の対象の保険 のおのの保険の対象|価額に5%(他 についての支払責任の保険契約等 額の合計額が、1回のに、支払割合が 事故につき、保険の 5%を超えるも |対象ごとに、その保|のがある場合 |険の対象の保険価額|は、これらの支 に5%(他の保険契払割合のうち最 約等に、支払割合がも高い割合)を 5%を超えるものが|乗じて得た額 あるときは、これらの 支払割合のうち最も 高い割合)を乗じて 得た額を超えるとき。

- 7 第3条 (利益 利益損失の額から別表3 に規定する 保険金を支免責金額を差し引いた額(注) |払う場合) の 利益保険金
- 8 第 4 条 (営営業継続費用から別表3に規定する 業継続費用免責金額を差し引いた額(注) 保険金を支 払う場合) の営業継続 費用保険金
- (注)他の保険契約等に別表3に規定する免責金 額よりも低い免責金額が適用される場合は、こ れらの免責金額のうち最も低い額を適用するも のとします。

別表5 短期料率表

短期料率は年料率に下記割合を乗じたものとし ます。

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで
割合(%)	10	15	25	35
3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで
45	55	65	70	75
8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
80	85	90	95	100

特約

企業財産包括保険自動追加特約

この特約は、企業財産包括保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) に自動的に付 帯されます。

第1条(用語の定義-工場物件)

- (1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、工場物件とは、次の①、②または③の工場敷地内(囲いの有無を問わず、工業上の作業を行う建物または屋外設備・装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されないものとします。)に所在する物件をいいます。
 - ①②および③以外のもので次のいずれかに該当 する工業上の作業を行う工場
 - ア. 工業上の作業に使用する動力の合計が 50kW以上の設備を有するもの
 - イ. 工業上の作業に使用する電力の合計が 100kW以上の設備を有するもの
 - ウ. 作業人員が常時50人以上のもの
 - ②熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に規 定する熱供給事業者(以下「熱供給事業者」 といいます。)が事業用として占有する熱発 牛所
 - ③次のいずれかに該当する電力施設
 - ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号) に規定する電気事業者(以下「電気事業者」といいます。)もしくは卸供給事業 者(以下「卸供給事業者」といいます。) または鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事業者(以下「鉄道事業者)といいます。)が事業用として 占有する発電所、変電所または開閉所
 - イ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、 独立の敷地内を形成した発電所で、その 最大出力が100kW以上のもの
 - ウ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、 独立の敷地内を形成した変電所で、その 設備容量(主要変圧器の定格容量の合計) が100kVA以上のもの
- (2) (1)において、工業上の作業とは、次の①から④までをいい、研究もしくは実験のための

- 作業、学校もしくは職業訓練所における教科 のための作業または生物の飼育、養殖もしく は栽培作業は含まれません。
- ①製造または加工作業
- ②機械、器具類の修理または改造作業
- ③廃棄物の再資源化作業
- ④その他次のア.からオ.までの作業
 - ア. 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業
 - イ. 熱供給事業者が事業用として占有する熱 発生所において行う熱供給作業
 - ウ. 電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業
 - 工. 電気事業者、卸供給事業者および鉄道事業者以外の者が、自らの①、②、③、④ア. 、④イ.または④オ.の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業
 - オ. ア. からエ.までの作業に該当しないも ののうち、次に規定するもの
 - a. 動物のと畜または解体作業
 - b. 蚕種の製造作業
 - c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業
 - d. 洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業
 - e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業
 - f. 梱包業者または包装業者が行う物品の 荷造または包装作業
 - g. 石油精製工場敷地内以外の敷地内に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業
- (3) (1)①において、工業上の作業に使用する電力とは、電気炉、電熱、電気溶接、めっきおよび電気分解等の熱源等に使用する電力をいい、動力用の電力を除きます。
- (4) (1)①において、作業人員の計算は次のとおりとします。
 - ①交替制により作業を行う場合は、1労働日(24時間)を通じ最も多い時の人員によります。
 - ②季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員

によります。

(5) (2)③において、廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物ならびに資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に規定する使用済物品等および副産物のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。

第2条 (用語の定義-住宅物件)

- (1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、住宅物件とは、工場物件に該当する敷地内以外の敷地内に所在する次に規定する物をいいます。
 - ①居住の用のみに供する建物
 - ②①に規定する建物の門、塀、垣、外灯その他 これらに類する付属屋外設備・装置
 - ③①に規定する建物の物置、車庫その他の付属 建物
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)①に規定する 建物に家財以外の動産が収容される場合は、 その建物ならびにその建物の(1)②および③ に規定する物は、住宅物件に該当しません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、(1)②および③に 規定する物のいずれかまたはすべてに家財以 外の動産が収容される場合は、それらが付属 していた(1)①に規定する建物ならびその建 物の(1)②および③は住宅物件に該当しませ ん。

第3条 (用語の定義--般物件)

普通約款およびこれに付帯された特約において、一般物件とは、工場物件、倉庫物件および住宅物件のいずれにも該当しない物件をいいます。

第4条 (用語の定義-物件種別)

普通約款およびこれに付帯された特約において、物件種別とは、工場物件、倉庫物件、住宅物件または一般物件の区分をいいます。

第5条(保険の対象または利益保険対象物から除 外する物件)

- (1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、動物または植物は、保険の対象に含まれません。
- (2) 普通約款およびこれに付帯された特約において、次に規定する物は、利益保険対象物に含まれません。

- ①法令により被保険者による所有または所持が 禁止されている物
- ②データ、ソフトウェアまたはプログラム等の 無体物

第6条(冷凍・冷蔵物の損害)

- (1) 保険の対象または利益保険対象物が工場物件または倉庫物件の場合において、冷凍・冷蔵作業を行う工場または冷凍・冷蔵倉庫等の建物内の冷凍・冷蔵物が保険の対象または利益保険対象物である冷凍・冷蔵物につて、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、当会社は、その原因がこの保険契約で補償する事故であるとを問わず、保険金を支払いません。
- (2) 保険の対象または利益保険対象物が一般物件に該当する冷凍・冷蔵物である場合は、保険の対象または利益保険対象物である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害、利益損失または営業継続費用に対し、当会社は、その冷凍・冷蔵物が所在する敷地内での火災による場合に限り保険金を支払います。

第7条(火気の禁止)

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象もしくは利益保険対象物である建物(貯蔵用タンク・サイロを含みます。以下(1)において同様とします。) または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物のうち、保険証券に添付される明細書に火気禁止条項を適用する旨が記載された物件において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。ただし、次に規定するものに使用する場合の電力および動力については除きます。
 - ①荷役用機械(車両を含みます。) およびこれ を運転または操作するための電気設備
 - ②照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適 当な防護設備があるものに限ります。
 - ③冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが建物内にない場合に限ります。

- ④荷扱用車両の充電設備
- ⑤消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防用設備等
- ⑥警備業法(昭和47年法律第117号)に規定 する警備業務用機械装置
- (2) (1)に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害、利益損失または営業 継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第8条(利益保険金にかかる支払限度額および免 責金額の特則)

- (1) 保険証券に添付される契約条件明細書3. 利益保険金に関する記載事項の「約定てん補期間」欄に記載がある場合において、利益保険タイプ特約が付帯されないときは、普通約款別表3(保険証券に添付される契約条件明細書5. 支払限度額および免責金額(1)の表をいいます。以下(1)、(3)および(4)において同様とします。)に規定する利益保険金の支払限度額は、次に掲げる額とします。
 - ①普通約款別表3の「第1条(1)(火災、落雷、破裂・爆発)」または「第1条(2)(風災、雹災、雪災)」にかかる支払限度額については、利益保険金の保険金額(保険証券に添付される契約条件明細書3.利益保険金に関する記載事項の「保険金額」をいいます。以下(1)および(2)において同様とします。)から、普通約款別表3の「第1条(1)(火災、落雷、破裂・爆発)」または「第1条(2)(風災、雹災、雪災)」に規定する免責金額をそれぞれ差し引いた額
 - ②普通約款別表3の「第1条(3)(水炎)」、「第1条(4)(電気的・機械的事故)」または「第1条(5)(上記以外の偶然な事故)」にかかる支払限度額については、利益保険金の保険金額から、普通約款別表3の「第1条(3)(水炎)」、「第1条(4)(電気的・機械的事故)」もしくは「第1条(5)(上記以外の偶然な事故)」に規定する免責金額をそれぞれ差し引いた額または10億円のいずれか低い額
- (2) 保険証券に添付される契約条件明細書3. 利益保険金に関する記載事項の「約定てん補期間」欄に記載がある場合において、利益保険タイプ特約が付帯されるときは、保険証券に添付される契約条件明細書5. 支払限度額および免責金額(2)の表に規定する支払限度額は、利益保険金の保険金額から、同表に規定する免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 普通約款第3条(利益保険金を支払う場合)

- (2) に規定する利益損失に対して利益保険金を支払う場合は、普通約款第11条(利益保険金の支払額)(3)において適用する支払限度額または免責金額は、普通約款別表3に規定される利益保険金の支払限度額または免責金額のうち、「第1条(1)(火災、落雷、破裂・爆発)」に規定する支払限度額または免責金額とします。
- (4) 普通約款第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)(2)に規定する営業継続費用に対して営業継続費用保険金を支払う場合は、普通約款第12条(営業継続費用保険金の支払額)において適用する支払限度額または免責金額は、普通約款別表3に規定される営業継続費用保険金の支払限度額または免責金額のうち、「第1条(1)(火災、落雷、破裂・爆発)」に規定する支払限度額または免責金額とします。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および これに付帯された特約の規定を準用します。

◆ご注意 以下に記載してある特約については、保険証券面上の「この契約に適用される特約」欄にその特約の略称が表示されている場合に適用されます。

特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用)(1敷地内用)

略称 特殊包括·企財包 1敷地内

第1条(特約の適用等)

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約は、企業財産包括保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。)第8条(保 険の対象、利益保険対象物の範囲)(5)およ び(6)に規定する利益保険対象物には適用さ れません。

第2条 (保険の対象の範囲)

- (1) 普通約款第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(1)から(4)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
 - ①建物および屋外設備・装置(以下「建物等」

といいます。)

- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 一件器、備品等および屋外の器具、工具、件器、 備品等(以下「設備・仟器等」といいます。)
- ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、 保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といい ます。) で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車(自 動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付 自転車を除きます。)、運搬車、牽引車または 被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持が (6)(1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①も 禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の 無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、 明細書に明記されていない場合は、保険の対 象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリー ト水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤 その他の十木構築物
 - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託 している物
 - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに 類する物
 - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1 組の価額が30万円を超えるもの
 - (7)稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙 型、模型、証書、帳簿その他これらに類する
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書そ の他の書類に明記することにより、保険の対 象を次のいずれかの物件に限定することがで きます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - に(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書そ の他の書類に明記することにより、次のいず れかまたはすべての物件を保険の対象から除 くことができます。

- ①住宅のうち、居住の用のみに供する建物(以 下「専用住宅」といいます。) の全部。ただし、 ③に規定する住宅を除きます。
- ② 住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建 物(以下「併用住宅」といいます。)の全部。 ただし、③に規定する住宅を除きます。
- ③工場物件に該当する敷地内に所在する専用住 宅および併用住宅の全部
- (4)②および③のいずれかまたはすべてに規定す る住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装 置および物置、車庫その他の付属建物に収容 される設備・什器等および商品・製品等の全 部
- しくは③または(5)①から③までの規定によ り除かれた住宅の次のものは保険の対象から 除かれます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属 屋外設備・装置(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎 を含みます。)
 - ③基礎
- (7)(1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する 保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に 規定する物および(3)から(6)までの規定に より保険の対象から除かれる物に該当しない もので、かつ、保険契約者が占有管理してい るものに限り、保険契約者と被保険者が異な る保険契約である旨を保険契約申込書その他 の書類に明記することにより、保険の対象に 含めることができます。

第3条(保険の対象の価額の評価および通知)

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象であ る場合には、当会社と保険契約者は、保険契 約締結時において、各保険の対象の再調達価 額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) この特約において、再調達価額とは、保険の 対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能 力のものを再築または再取得するのに要する 額をいいます。
- ②(1)①および②に規定する物件の全部ならび (3) 商品・製品等が保険の対象である場合には、 保険契約者は、保険契約締結時において、直 近の会計年度における保険の対象の在庫価額 (この保険契約が継続契約である場合には、 前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直 近1年間の在庫価額)を当会社に通知するも のとします。ただし、この保険契約が、商品・

製品等に関する追加特約(1敷地内用)第2条 (協定保険価額および在庫価額の通知)(2)に 規定する継続契約である場合には、前契約に おける同条(2)ただし書の規定による通知を もって当会社に通知されたものとします。

第4条(保険の対象の価額の協定)

- (1) 保険契約締結時において、当会社と保険契約 者との間で、次の額を保険の対象の価額とし て協定し、保険契約者は、協定した保険の対 象の価額(以下「協定保険価額」といいます。) を保険契約申込書その他の書類に記載するも のとします。
 - ①保険の対象である建物等または設備・仟器等 については、第3条(保険の対象の価額の評 価および通知)(1)の評価額
 - ②保険の対象である商品・製品等については、 第3条(3)の規定により当会社に通知された 在庫価額に基づいて計算した平均在庫価額
- (2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対 象(第2条(保険の対象の範囲)(1)③に規 定する商品・製品等を除きます。以下(2)か ら(5)までにおいて同様とします。) に次のい ずれかに該当する事実が発生した場合には、 保険契約者は、その都度書面をもってその旨 を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額 (各保険の対象の再調達価額をいいます。以 下この条および第5条(保険金額)において 同様とします。)を協定し、または(1)の協定 保険価額を修正するものとします。
 - ①保険契約者が第2条の規定により保険の対象 とすべき物件を取得した場合(物件の用途ま たは物件種別が変更されたこと等により、第 2条の規定により保険の対象とすべき物件に 該当した場合を含みます。)
 - た場合(④に規定する事故によって一部が滅 失した保険の対象について修復が行われた場 合を含みます。)
 - ③保険の対象の全部または一部が敷地内から取 り除かれた場合(物件の用途または物件種別 が変更されたこと等により、第2条の規定に より保険の対象とすべき物件に該当しなくな った場合を含みます。)
 - ④この保険契約において当会社が補償しない事 失した場合
- (3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に移

- 転した場合((2)①または③に規定する場合 を除きます。) は、その移転に伴い協定保険 価額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動または 改修((2)②または③に規定する場合を除き ます。) 等により保険の対象の価額に変動が 牛じた場合は、保険契約者は、その旨を当会 社に通知し、協定保険価額を修正するものと します。
- (5) 保険の対象について当会社が損害保険金を 支払うべき損害が生じた場合は、その保険の 対象の協定保険価額から損害の額を差し引い た残額を損害が生じた時以後の保険期間に対 する協定保険価額とします。ただし、その保 険の対象について修復が行われた場合は、 (2)①または②の場合に準じて協定保険価額 を修正するものとします。

第5条(保険金額)

- (1) 保険金額は、敷地内に所在するすべての保険 の対象を包括して定めるものとし、これらの 保険の対象の協定保険価額の合計額とします。
- (2) 第4条 (保険の対象の価額の協定) (2)、(4) または(5)ただし書の規定により新たな保険 の対象の価額を協定し、または協定保険価額 を修正する場合は、その都度協定保険価額の 追加分、増減分または滅失分を保険金額の増 減分として保険金額に加え、または差し引く ものとします。
- (3) 第4条 (保険の対象の価額の協定) (5) に規 定する損害が生じたことにより、協定保険価 額が減少した場合は、保険契約者は、当会社 に対する通知をもって、将来に向かって保険 金額の減額(その損害の額を限度とします。) を請求することができます。
- ②保険の対象である物件が増築または増設され (4)(3)に規定する保険金額の減額が行われない 場合において、第4条(保険の対象の価額の 協定)(5)ただし書の規定により協定保険価 額を修正するときは、(2)の規定にかかわら ず、協定保険価額の増加分を保険金額に加え ません。ただし、修正された協定保険価額が 同条(5)に規定する損害が生じる前の協定保 険価額を超えるときは、その超過額を保険金 額に加えるものとします。

第6条(保険料の返還または請求)

故によって保険の対象の全部または一部が減 (1) 第5条(保険金額)(2)から(4)までの場合に おいて、当会社は、同条(2)から(4)までに規 定する保険金額の増減分に対し未経過期間に

ついて、明細書記載の方法をもって計算した | 第9条(自動補償) 保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追 加保険料の払込みを怠った場合(当会社が、 保険契約者に対し追加保険料の請求をしたに もかかわらず相当の期間内にその払込みがな かった場合に限ります。)は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契 約を解除することができます。

第7条(損害保険金を支払うべき損害の額)

- る場合には、この特約により当会社が損害保 険金として支払うべき損害の額は、その保険 の対象の再調達価額によって定めます。ただ し、その保険の対象の協定保険価額を限度と します。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、 この特約により当会社が損害保険金として支 払うべき損害の額は、その保険の対象の保険 価額によって定めます。ただし、その保険の 対象の協定保険価額を限度とします。

第8条(損害保険金の支払額)

(1) 保険の対象について当会社が損害保険金を 支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、 1回の事故(1事由から発生した一連の事故 をいいます。以下同様とします。) につき、 次の算式によって算出した額をもって損害保 険金の額とします。

第7条(損害保険 普通約款別 金を支払うべき 損害保険 - 表3に規定す = 損害の額)に規定 金の額 る免責金額 する損害の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時におい て、敷地内に所在するすべての保険の対象の 協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象 の価額(保険の対象が建物等または設備・仕 器等である場合は各保険の対象の再調達価額 を、保険の対象が商品・製品等である場合は 保険の対象の在庫価額をいいます。)の合計 額に不足する場合は、当会社は、その不足す る割合によって(1)に規定する損害保険金の (5)(4)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期 額を削減します。
- (3) (1)および(2)の規定により当会社が支払う 損害保険金の額は、1回の事故につき、普通 約款別表3に規定する支払限度額を限度とし ます。

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が敷地内にお いて新たに第2条(保険の対象の範囲)の規 定により保険の対象とすべき物件(同条(1) ③および(3)に規定する物を除きます。以下 「追加物件」といいます。)を取得した場合(物 件の用途または物件種別が変更されたこと等 により、追加物件に該当した場合、第4条(保 険の対象の価額の協定)(2)②の増築または 増設された場合および(5)ただし書の修復が 行われた場合を含みます。以下同様としま す。) において、その追加物件の価額(各追 加物件の再調達価額をいいます。以下同様と します。)が保険契約締結時における保険金 額の30% (保険契約締結時の保険金額の30 %に相当する金額が50億円を超える場合は 50億円とします。以下(3)において「自動補 償限度額 | といいます。) 以下であるときは、 当会社は、保険契約者が第4条(2)、(5)、第 5条(保険金額)(2)、(4)または第6条(保 険料の返還または請求)(1)に規定する手続 を完了する前であっても、その追加物件を取 得した日から、その追加物件について生じた 損害に対しても、損害保険金および損害保険 金に付随する費用保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得 した場合は、損害が生じた追加物件の価額を 協定保険価額とみなして第7条(損害保険金 を支払うべき損害の額) および第8条(損害 保険金の支払額)の規定を適用します。
- (3) 追加物件の取得が2回以上ある場合におい て、追加物件の価額の累計額と新たな追加物 件の価額との合計額が自動補償限度額を超え るときは、その新たな追加物件に対しては、 (1)の規定は適用しません。
- (4) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得 した場合は、保険契約者は、その追加物件に ついて、取得した日以降の期間に対して明細 書記載の方法をもって計算した保険料を保険 期間満了時に当会社へ払い込むものとしま
- 間満了前に追加物件にかかわる保険料を払い 込んだ場合は、(3)に規定する累計額より保険 料の払い込まれた追加物件の価額を差し引い た残額を、(3)に規定する累計額とします。
- (6) 保険契約者が故意もしくは重大な過失によ

って(4)に規定する保険料の払込みを事実に従って行わなかった場合または(4)に規定する保険料の払込みを怠った場合(当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。)は、当会社は、(1)の規定による損害保険金および損害保険金に付随する費用保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第10条 (契約の解除)

保険契約者が第2条(保険の対象の範囲)の 規定により保険の対象とすべき物件を保険の対 象としなかった場合は、当会社は、保険契約者 に対する書面による通知をもって、この特約が 付帯された保険契約を解除することができます。

第11条(保険料の返還または請求)

第10条(契約の解除)または普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第12条 (他契約の禁止)

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、 敷地内に所在する保険の対象について、この特 約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を 締結することができません。ただし、当会社の 承認を得た場合は、この規定は適用しません。

第13条(普火(一般)タイプ特約が付帯される場合の特則)

(1) この保険契約に普火(一般)タイプ特約が付帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

- (1) 普火(一般)タイプ特約第4条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在する一般物件に該当する物件で、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
 - ①建物および屋外設備·装置(以下「建物等」 といいます。)
 - ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、

作器、備品等および屋外の器具、工具、作器、備品等(以下「設備・件器等」といいます。)

- ③商品·製品等
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、原 動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引 車または被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等 の無体物
- (3)(1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
 - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
 - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これら に類する物
 - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1網の価額が30万円を超えるもの
 - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、保険 の対象を次のいずれかの物件に限定するこ とができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら びに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の いずれかまたはすべての物件を保険の対象 から除くことができます。
 - ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する

- 建物(以下「併用住宅」といいます。)の|
 全部
- ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属 屋外設備・装置および物置、車庫その他の 付属建物に収容される設備・什器等および 商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)① もしくは③または(5)①の規定により除か れた住宅の次のものは保険の対象から除か れます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
 - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (2) この保険契約に普火(一般)タイプ特約が付帯される場合は、第4条(保険の対象の価額の協定)、第9条(自動補償)および第10条(契約の解除)の規定中、「第2条」とあるのは、「第13条(普火(一般)タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

第14条(普火(工場)タイプ特約が付帯される場合の特則)

(1) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

- (1) 普火(工場)タイプ特約第4条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在する工場物件に該当する物件で、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
 - ①建物および屋外設備・装置(以下「建物等」

- といいます。)
- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 什器、備品等および屋外の器具、工具、什 器、備品等(以下「設備・什器等」といい ます。)
- ③商品·製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、原 動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引 車または被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
 - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
 - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これら に類する物
 - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
 - ②稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、保険 の対象を次のいずれかの物件に限定するこ とができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の いずれかまたはすべての物件を保険の対象

- から除くことができます。
- ①工場物件に該当する敷地内に所在する住宅 の全部
- ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属 屋外設備・装置および物置、車庫その他の 付属建物に収容される設備・什器等および 商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)① もしくは③または(5)①の規定により除か れた住宅の次のものは保険の対象から除か れます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
 - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (2) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付帯される場合は、第4条(保険の対象の価額の協定)、第9条(自動補償)および第10条(契約の解除)の規定中、「第2条」とあるのは、「第14条(普火(工場)タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。
- 第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)
- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(6)の規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「(6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀また

- は垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ①保険の対象である建物に再調達価額の30 %以上の損害が生じた場合
- ②保険の対象である建物が、床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。)または地盤面(建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。
- ④保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合」
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

- (1) 店総タイプ特約第4条(保険の対象の範囲) (1)から(5)までの規定にかかわらず、この 保険契約における保険の対象は、日本国内 の保険証券に添付される明細書(以下「明 細書」といいます。)記載の敷地内(以下「敷 地内」といいます。)に所在する一般物件に 該当する物件で、かつ、保険契約者が所有 する次に規定するすべての物件とします。
 - 1)建物
 - ②①内収容の機械、設備·装置、器具、工具、 什器、備品等(以下「設備・什器等」とい います。)
 - ③①内収容の商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの

- ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- ③通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 その他これらに類する物
- ④法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
- ⑤データ、ソフトウェアまたはプログラム等 の無体物
- (3)(1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物の基礎
 - ③保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
 - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、保険 の対象を次のいずれかの物件に限定するこ とができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら びに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の いずれかまたはすべての物件を保険の対象 から除くことができます。
 - ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する 建物(以下「併用住宅」といいます。)の 全部
 - ②①に規定する住宅およびその住宅の物置、 車庫その他の付属建物に収容される設備・ 什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)① もしくは④または(5)①の規定により除か れた住宅の次のものは保険の対象から除か れます。
 - ①門、塀または垣(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
 - ③基礎

- (7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条(保険の対象の価額の協定) (2)から(4)までの規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「(2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象(第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条(保険の対象の範囲)(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(5)までにおいて同様とします。)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額(各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第5条(保険金額)において同様とします。)を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。
 - ①保険契約者が第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合を含みます。)
 - ②保険の対象である物件が増築または増設された場合(⑤に規定する事故によって一部が減失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。)
 - ③保険の対象である動産の収容場所を建物以 外に変更した場合
 - ④保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合を含みます。)
 - ⑤この保険契約において当会社が補償しない

事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

- (3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に 移転した場合((2)①、③または④に規定 する場合を除きます。)は、その移転に伴 い協定保険価額は自動的に修正されるもの とします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動また は改修((2)②または④に規定する場合を 除きます。) 等により保険の対象の価額に 変動が生じた場合は、保険契約者は、その 旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正 するものとします。」
- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条(保険の対象の価額の協定) (5)の規定中、「(2)」とあるのは、「第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる(2)」と読み替えます。
- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条(保険金額)(2)の規定中、「第4条(保険の対象の価額の協定)(2)、(4)または(5)ただし書」とあるのは、「第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる第4条(保険の対象の価額の協定)(2)もしくは(4)または第4条(5)ただし書」と読み替えます。
- (6) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第8条(損害保険金の支払額)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第8条(損害保険金の支払額)

(1) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。)につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第7条(損害保険金

を支払うべき損害の額) および店総タイプ特約第5条 (損害保険金の支払額) (2) に規定する損害の額

(2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険

- の対象の価額(保険の対象が建物または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。以下この条において同様とします。)の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) 第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条(保険の対象の範囲)(3)④に規定する物を明細書に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (4) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (5) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・代器等の協定保険価額の合計額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (6) (1)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、 1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) (1)から(5)までの規定により当会社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。
- (8) 当会社は、第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金とし

て、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、損害の生じた保険の対象の協定保険価額に縮小割合(70%)を乗じた額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

第7条(損 害保険金を 縮小 普通約款 支払うべき × 割合 - 別表3に = 水害保険 損害の額) (70%) 免責金額 に規定する 免責金額 指害の額

- (9) (8)の規定にかかわらず、損害発生時において、敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(8)に規定する水害保険金の額を削減します。
- (10) 当会社は、第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

(11) 当会社は、第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)③または④の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

描定保険 × 割合 の (5%) 普通約款 別表3に = 水害保険 規定する 金の額 免責金額

(12) (10)および(11)の規定により、当会社が 支払うべき第15条(店総タイプ特約が付 帯される場合の特則)(1)の規定により読 み替えられる店総タイプ特約第2条(保険 金を支払う場合)(6)②から④までの水害

- 保険金の合計額は、1回の事故につき、1 敷地内ごとに200万円から普通約款別表3 に規定する免責金額を差し引いた額を限度 とします。
- (13) (8)から(12)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、 1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (14) (8)から(12)までの規定により当会社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。
- (7) この保険契約に店総タイプ特約が付帯され る場合は、第9条(自動補償)の規定中、「第 2条 | とあるのは、「第15条(店総タイプ特 約が付帯される場合の特則)(2)の規定によ り読み替えられる第2条」と、「第4条(保険 の対象の価額の協定)(2)②の増築または増 設された場合および(5)ただし書」とあるの は、「第15条(3)の規定により読み替えられ る第4条(保険の対象の価額の協定)(2)② の増築または増設された場合および第4条 (5)ただし書 | と、「第4条(2)、(5) | とある のは、「第15条(3)の規定により読み替えら れる第4条(2)、第4条(5)」と、「第8条」と あるのは、「第15条(店総タイプ特約が付帯 される場合の特則)(6)の規定により読み替 えられる第8条」と、それぞれ読み替えます。
- (8) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第10条(契約の解除)の規定中、「第2条」とあるのは、「第15条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。
- (9) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第3条(保険の対象の価額の評価および通知)(1)、第4条(保険の対象の価額の協定)(1)①、第7条(損害保険金を支払うべき損害の額)(1)および第17条(準用規定)(3)①の規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。
- 第16条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- (1) この保険契約の保険の対象について、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合において、損害の

額(第7条(損害保険金を支払うべき損害の 額)に規定する損害の額から、1回の事故に つき、普通約款別表3に免責金額が規定され ている場合は、その免責金額を差し引いた残 額をいいます。なお、他の保険契約等に、こ の保険契約の免責金額より低いものがある場 合は、これらの免責金額のうち最も低い額と します。)が、他の保険契約等によって支払 われ、または支払われた保険金または共済金 の額の合計額を超えるときは、当会社は、普 通約款第13条(他の保険契約等がある場合) の保険金の支払額)(1)、普火(一般)タイ プ特約第6条(他の保険契約等がある場合の 保険金の支払額)(1)、普火(工場)タイプ 特約第6条(他の保険契約等がある場合の保 険金の支払額)(1)または店総タイプ特約第 13条(他の保険契約等がある場合の保険金 の支払額)(1)の規定にかかわらず、その超 過額を保険金として、支払います。ただし、 他の保険契約等がないものとして算出した当 会社の支払うべき保険金の額を限度としま

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、(1)の規定を適用します。
- (3) この特約が適用される場合には、普通約款第 13条(他の保険契約等がある場合の保険金 の支払額)(2)、普火(一般)タイプ特約第 6条(他の保険契約等がある場合の保険金の 支払額)(2)、普火(工場)タイプ特約第6 条(他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)(2)および店総タイプ特約第13条(他 の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2)の規定は適用しません。

第17条(準用規定)

(1) この特約が適用される場合は、普通約款第9条(損害保険金の支払額)(3)および(4)、普火(一般)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、 音火(工場)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、 店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払額)(3)から(7)まで、同特約第6条(損害保険金の支払額ー通貨または預貯金証書の盗難の場合)(1)から(4)までならびに同特約第7条(水害保険金の支払額)(2)から(7)までの規定は

適用しません。

- (2) この特約が適用される場合は、普通約款第10条(損害保険金に付随する費用保険金の支払額)(5)および普通約款別表4の規定中「一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」とあるのは、「住宅物件または一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」と読み替えます。
- (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款、普火(一般)タイプ特約、普火(工場)タイプ特約および店総タイプ特約の規定は、次のとおり読み替えます。
 - ①普通約款別表1に規定する「保険価額」の定義を除き、普通約款、普火(一般)タイプ特約 および店総タイプ特約の規定中「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのは、保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は「保険の対象の再調達価額」と、保険の対象が商品・製品等である場合は「協定保険価額」と、それぞれ読み替えます。
 - ②普通約款第9条(損害保険金の支払額)(3) および(4)、普火(一般)タイプ特約第5条(保 険金の支払額)(2)および(3)、普火(工場) タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)お よび(3)、店総タイプ特約第5条(損害保険 金の支払額)(3)および(4)ならびに同特約第 7条(水害保険金の支払額)(2)から(4)まで の規定を除き、普通約款、普火(一般)タイプ特約、普火(工場)タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険金額」とあるのは 「協定保険価額」と読み替えます。

商品・製品等に関する追加特約(1敷地内用)

略称 商品·製品等追加 1 敷地内

第1条(この特約の適用範囲)

この特約は、この特約が付帯された特殊包括 契約に関する特約(企業財産包括保険用)(1 敷地内用)(以下「特殊包括特約」といいます。) の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適 用されます。

第2条(協定保険価額および在庫価額の通知)

(1) 特殊包括特約第4条(保険の対象の価額の協定)(1)②の規定にかかわらず、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、そ

- の変動に伴い協定保険価額は自動的に修正 され、協定保険価額の増減分が保険金額に加 えられ、または保険金額から差し引かれるも (2)(1)の計算において、その保険の対象につい のとします。
- (2) 保険期間満了後30日以内に、保険契約者は、 保険期間中の下記通知日における保険の対象 の在庫価額を当会社に通知しなければなりま せん。ただし、この保険契約に引き続き、こ の特約の保険の対象について、企業財産包括 保険普通保険約款(以下「普通約款」といい ます。)にこの特約および特殊包括特約を付 帯した保険契約(以下「継続契約」といいます。) を締結する場合は、在庫価額の通知は、保険 期間満了の30日前または継続手続を行う時の いずれか早い時までに行うものとします。
 - *次の①から③までのうち、保険証券記載の 通知日とします。
 - ①保険始期月から10か月間の月末
 - ②保険始期月ならびに始期から3か月目、 6か月目および9か月目の月末
 - ③保険始期月および始期から6か月目の月 末

第3条(当会社の帳簿等閲覧権)

- (1) 当会社は、この保険契約の保険期間中および その終了後2年以内において、保険の対象お よびこれに関する帳簿、記録その他の書類を 閲覧することができます。
- (2) (1)の閲覧の結果、当会社が受領した通知に おける通知価額の平均(以下「平均通知価額」 といいます。) が実際の在庫価額の平均(以 下「平均在庫価額」といいます。) に不足し ていたことが判明した場合は、特殊包括特約 第8条(損害保険金の支払額)の損害の額(免 責金額を適用する前の金額をいいます。) を 算出する際、商品・製品等の損害の額を平均 在庫価額に対する平均通知価額の割合によ り削減して計算します。
- (3)(2)の場合において、当会社が既に損害保険 金を支払っていた場合には、保険契約者また は被保険者は、(2)により算出した損害保険 金と実際に支払った損害保険金の差額を当 会社に返還するものとします。

第4条(保険料の精算)

(1) 第2条(協定保険価額および在庫価額の通知) の通知に基づき計算した平均通知価額に所

- 定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料 とします。
- てこの特約による保険契約と契約方式を異 にする他の保険契約または共済契約(以下 「普通の保険契約等」といいます。) で当会社 の承認を得たものがある場合には、その普通 の保険契約等が有効に存在する通知日の通 知価額からその普通の保険契約等の保険金 額を差し引きます。ただし、通知価額を超え ては差し引きません。
- (3) 当会計が特殊包括特約第8条(損害保険金の 支払額)の規定(この保険契約に店総タイプ 特約が付帯されている場合は、特殊包括特約 第15条(店総タイプ特約が付帯される場合 の特則)(6)の規定により読み替えられる 特殊包括特約第8条の規定をいいます。) に よって損害保険金を支払った場合において、 罹災時以降の通知日の通知価額((2)の規定 が適用される場合には、通知価額から普通の 保険契約等の保険金額を差し引いた残額と します。)に支払った損害保険金の額(損害 保険金の支払が2回以上あった場合には、そ れぞれの罹災時以降の通知日までに支払っ た損害保険金の額のうち最も高い額としま す。)を下回るものがあるときは、その通知 日の通知価額に代えて損害保険金の額をも って、(1)の平均通知価額を算出します。
- (4) 当会社は、(1)から(3)による確定保険料と 特殊包括特約第4条(保険の対象の価額の協 定)(1)②に規定する平均在庫価額に所定の 保険料率を乗じて得た額(以下「暫定保険料」 といいます。)との差額を返還または請求し ます。
- (5)(4)の暫定保険料は、保険期間の中途におい て、当会社が収受したものを加算し、返還し たものを差し引いた額とします。

第5条 (精算の省略)

保険期間満了時に、この特約の保険の対象に ついて、継続契約を締結する場合は、第4条(保 険料の精算) の精算は行いません。ただし、継 続契約の保険期間が1年未満の場合は、同条の 精算を行います。また、保険契約者が、継続契 約を保険期間の途中で解除した場合は、同条の 精算を行った後の保険料に対して普通約款第32 条 (保険料の返還―解除の場合) の規定を適用 します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用)(複数<u>敷地内用</u>)

略称 特殊包括:企財包 複数敷地内

第1条(特約の適用等)

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(5)および(6)に規定する利益保険対象物には適用されません。

第2条 (保険の対象の範囲)

- (1) 普通約款第8条(保険の対象、利益保険対象物の範囲)(1)から(4)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する物件のうち、保険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
 - ①建物および屋外設備・装置(以下「建物等」といいます。)
 - ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、 備品等(以下「設備・什器等」といいます。)
 - ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、 保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引車または被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持が 禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の 無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリー

- ト水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤 その他の土木構築物
- ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託 している物
- ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに 類する物
- ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1 網の価額が30万円を超えるもの
- ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、 模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。
 - ①住宅のうち、居住の用のみに供する建物(以下「専用住宅」といいます。)の全部。ただし、 ③に規定する住宅を除きます。
 - ②住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物(以下「併用住宅」といいます。)の全部。 ただし、③に規定する住宅を除きます。
 - ③工場物件に該当する敷地内に所在する専用住 宅および併用住宅の全部
 - ④②および③のいずれかまたはすべてに規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①も しくは③または(5)①から③までの規定によ り除かれた住宅の次のものは保険の対象から 除かれます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属 屋外設備・装置(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
 - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地 内に所在する保険契約者以外の者が所有する

物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

第3条 (明細書の記載)

保険契約者は、保険契約締結時において、第 2条(保険の対象の範囲)の規定による保険の対象が所在する敷地内について、明細書に敷地内の名称および所在地を記載するものとします。

第4条(保険の対象の価額の評価および通知)

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) この特約において、再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (3) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額(この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額)を当会社に通知するものとします。ただし、この保険契約が、商品・製品等に関する追加特約(複数敷地内用)第2条(協定保険価額および在庫価額の通知)(2)に規定する継続契約である場合には、前契約における同条(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に通知されたものとします。

第5条 (保険の対象の価額の協定)

- (1) 保険契約締結時において、当会社と保険契約者との間で、次の額を保険の対象の価額として協定し、保険契約者は、協定した保険の対象の価額(以下「協定保険価額」といいます。)を保険契約申込書その他の書類に記載するものとします。
 - ①保険の対象である建物等または設備・行器等 については、第4条(保険の対象の価額の評価および通知)(1)の評価額
 - ②保険の対象である商品・製品等については、 第4条(3)の規定により当会社に通知された 在庫価額に基づいて計算した平均在庫価額
- (2) 保険契約締結の後、一つの敷地内 (明細書記

- 載の敷地内に限ります。以下(2)および(3)において同様とします。)において保険の対象 (第2条(保険の対象の範囲)(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(6)までにおいて同様とします。)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額(各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第6条(保険金額)において同様とします。)を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。
- ①保険契約者が第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内へ他の敷地内から保険の対象を移転した場合を含みます。)
- ②保険の対象である物件が増築または増設された場合(④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。)
- ③保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内から他の敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。)
- ④この保険契約において当会社が補償しない事 故によって保険の対象の全部または一部が滅 失した場合
- (3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2)①または③に規定する場合を除きます。)は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動または 改修((2)②または③に規定する場合を除き ます。) 等により保険の対象の価額に変動が 生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会 社に通知し、協定保険価額を修正するものと します。
- (5) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、

- (2)①または②の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。
- (6) 保険契約締結の後、保険契約者が明細書に記載のない敷地内(明細書記載の条件に該当するものに限ります。以下「追加敷地内」といいます。)において、新たに第2条(保険の対象の範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および追加敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。)は、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額を協定するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称および所在地を記載するものとします。

第6条(保険金額)

- (1) 保険金額は、明細書記載の敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額とします。
- (2) 第5条(保険の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5)ただし書または(6)の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。
- (3) 第5条(保険の対象の価額の協定)(5)に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって保険金額の減額(その損害の額を限度とします。)を請求することができます。
- (4) (3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、第5条(保険の対象の価額の協定)(5)ただし書の規定により協定保険価額を修正するときは、(2)の規定にかかわらず、協定保険価額の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額が同条(5)に規定する損害が生じる前の協定保険価額を超えるときは、その超過額を保険金額に加えるものとします。

第7条(保険料の返還または請求)

(1) 第6条(保険金額)(2)から(4)までの場合に おいて、当会社は、同条(2)から(4)までに規 定する保険金額の増減分に対し未経過期間に

- ついて、明細書記載の方法をもって計算した 保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)

- (1) 建物等または設備・代器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。

第9条(損害保険金の支払額)

(1) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。)につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第8条(損害保険 金を支払うべき - 護通約款別 損害の額)に規定 - 表3に規定す = 損害保険 る免責金額 - 金の額 する損害の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額(保険の対象が建物等または設備・代器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。)の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) (1)および(2)の規定により当会社が支払う 損害保険金の額は、1回の事故につき、普通 約款別表3に規定する支払限度額を限度とし ます。

第10条(自動補償)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が明細書記載 (6) 保険契約者が故意もしくは重大な過失によ の敷地内または追加敷地内において新たに第 2条(保険の対象の範囲)の規定により保険 の対象とすべき物件(同条(1)③および(3)に 規定する物を除きます。以下「追加物件」と いいます。)を取得した場合(物件の用途ま たは物件種別が変更されたこと等により、追 加物件に該当した場合、明細書記載の敷地内 または追加敷地内へ保険の対象を移転した場 合、第5条(保険の対象の価額の協定)(2) ②の増築または増設された場合および(5)た だし書の修復が行われた場合を含みます。以 下同様とします。)において、その追加物件 の価額(各追加物件の再調達価額をいいます。 以下同様とします。)が保険契約締結時にお ける保険金額の30% (保険契約締結時の保 険金額の30%に相当する金額が50億円を超 える場合は50億円とします。以下(3)におい て「自動補償限度額」といいます。) 以下で あるときは、当会社は、保険契約者が第5条 (2)、(5)、(6)、第6条(保険金額)(2)、 (4)または第7条(保険料の返還または請求) (1)に規定する手続を完了する前であって も、その追加物件を取得した日から、その追 加物件について生じた損害に対しても、損害 保険金および損害保険金に付随する費用保険 金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得 した場合は、損害が生じた追加物件の価額を 協定保険価額とみなして第8条(損害保険金 を支払うべき損害の額) および第9条(損害 保険金の支払額)の規定を適用します。
- (3) 追加物件の取得が2回以上ある場合におい て、追加物件の価額の累計額と新たな追加物 件の価額との合計額が自動補償限度額を超え るときは、その新たな追加物件に対しては、 (1)の規定は適用しません。
- (4) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得し た場合は、保険契約者は、その追加物件につ いて、取得した日以降の期間に対して明細書 記載の方法をもって計算した保険料を保険期 間満了時に当会社へ払い込むものとします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期 間満了前に追加物件にかかわる保険料を払い 込んだ場合は、(3)に規定する累計額より保険 料の払い込まれた追加物件の価額を差し引い

た残額を、(3)に規定する累計額とします。

って(4)に規定する保険料の払込みを事実に 従って行わなかった場合または(4)に規定す る保険料の払込みを怠った場合(当会社が、 保険契約者に対し保険料の請求をしたにもか かわらず相当の期間内にその払込みがなかっ た場合に限ります。)は、当会社は、(1)の規 定による損害保険金および損害保険金に付随 する費用保険金を支払いません。この場合に おいて、既に保険金を支払っていたときは、 当会社は、その返還を請求することができま

第11条 (契約の解除)

保険契約者が第2条(保険の対象の範囲)の 規定により保険の対象とすべき物件を保険の対 象としなかった場合は、当会社は、保険契約者 に対する書面による通知をもって、この特約が 付帯された保険契約を解除することができます。

第12条 (保険料の返還または請求)

第11条(契約の解除)または普通約款の規 定により保険料を返還または請求すべき事由が 生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料 の返還または請求に関する規定にかかわらず、 当会社の定めるところにより、保険料を返還ま たは請求します。

第13条(他契約の禁止)

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、 第2条(保険の対象の範囲)の規定による保険 の対象について、この特約が付帯された火災保 険契約以外の保険契約を締結することができま せん。ただし、当会社の承認を得た場合は、こ の規定は適用しません。

第14条(普火(一般)タイプ特約が付帯される場 合の特則)

(1) この保険契約に普火(一般) タイプ特約が付 帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲) の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

(1) 普火(一般) タイプ特約第4条(保険の対 象の範囲)の規定にかかわらず、この保険 契約における保険の対象は、日本国内に所 在する一般物件に該当する物件のうち、保 険証券に添付される明細書(以下「明細書」 といいます。)記載の条件に該当し、かつ、 保険契約者が所有する次に規定するすべて の物件とします。

- ①建物および屋外設備・装置(以下「建物等」 といいます。)
- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 什器、備品等および屋外の器具、工具、什 器、備品等(以下「設備・仟器等」といい ます。)
- ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物 は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」とい います。) で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、原 動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引 車または被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等 の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物 は、明細書に明記されていない場合は、保 険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリ ート水槽または棧橋および軌道、護岸、防 油堤その他の土木構築物
 - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委 託している物
 - に類する物
 - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、保険 の対象を次のいずれかの物件に限定するこ とができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら びに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の

- いずれかまたはすべての物件を保険の対象 から除くことができます。
- ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する 建物(以下「併用住宅」といいます。)の 全部
- ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属 屋外設備・装置および物置、車庫その他の 付属建物に収容される設備・什器等および 商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)① もしくは③または(5)①の規定により除か れた住宅の次のものは保険の対象から除か れます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付 属屋外設備・装置(これらの基礎を含みま **す。**)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基 礎を含みます。)
 - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷 地内に所在する保険契約者以外の者が所有 する物は、(2)に規定する物および(3)から (6)までの規定により保険の対象から除か れる物に該当しないもので、かつ、保険契 約者が占有管理しているものに限り、保険 契約者と被保険者が異なる保険契約である 旨を保険契約申込書その他の書類に明記す ることにより、保険の対象に含めることが できます。」
- ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これら (2) この保険契約に普火(一般) タイプ特約が付 帯される場合は、第3条(明細書の記載)、 第5条(保険の対象の価額の協定)、第10条(自 動補償)、第11条(契約の解除) および第13 条(他契約の禁止)の規定中、「第2条」と あるのは、「第14条(普火(一般)タイプ特 約が付帯される場合の特則)(1)の規定によ り読み替えられる第2条 と読み替えます。
 - 第15条(普火(工場)タイプ特約が付帯される場 合の特則)
 - (1) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付 帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲) の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

(1) 普火(工場) タイプ特約第4条(保険の対 象の範囲)の規定にかかわらず、この保険 契約における保険の対象は、日本国内に所 在する工場物件に該当する物件のうち、保

- 険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の条件に該当し、かつ、 保険契約者が所有する次に規定するすべて の物件とします。
- ①建物および屋外設備·装置(以下「建物等」 といいます。)
- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 什器、備品等および屋外の器具、工具、什 器、備品等(以下「設備・什器等」といい ます。)
- ③商品·製品等
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
 - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、原 動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引 車または被牽引車
 - ③法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3)(1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物等の基礎
 - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
 - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
 - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これら に類する物
 - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、保険 の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら

- びに(1)③に規定する物件の一部
- ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の いずれかまたはすべての物件を保険の対象 から除くことができます。
 - ①工場物件に該当する敷地内に所在する住宅 の全部
 - ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属 屋外設備・装置および物置、車庫その他の 付属建物に収容される設備・什器等および 商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)① もしくは③または(5)①の規定により除か れた住宅の次のものは保険の対象から除か れます。
 - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置(これらの基礎を含みます。)
 - ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
 - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (2) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付帯される場合は、第3条(明細書の記載)、第5条(保険の対象の価額の協定)、第10条(自動補償)、第11条(契約の解除)および第13条(他契約の禁止)の規定中、「第2条」とあるのは、「第15条(普火(工場)タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)

- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(6)の規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「(6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害

の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ①保険の対象である建物に再調達価額の30 %以上の損害が生じた場合
- ②保険の対象である建物が、床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。)または地盤面(建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。
- ④保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または 地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または 商品・製品等に損害が生じた場合」
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条(保険の対象の範囲)

- (1) 店総タイプ特約第4条(保険の対象の範囲) (1)から(5)までの規定にかかわらず、この 保険契約における保険の対象は、日本国内 に所在する一般物件に該当する物件のう ち、保険証券に添付される明細書(以下「明 細書」といいます。)記載の条件に該当し、 かつ、保険契約者が所有する次に規定する すべての物件とします。
 - ①建物
 - ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、

- 作器、備品等(以下「設備・作器等」といいます。)
- ③①内収容の商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
 - ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
 - ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ③通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 その他これらに類する物
 - ④法令により被保険者による所有または所持 が禁止されている物
 - ⑤データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀または垣
 - ②建物の基礎
 - ③保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
 - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または 1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、 紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類 する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
 - ①(1)①および②に規定する物件の全部
 - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら びに(1)③に規定する物件の一部
 - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書 その他の書類に明記することにより、次の いずれかまたはすべての物件を保険の対象 から除くことができます。
 - ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する 建物(以下「併用住宅」といいます。)の 全部
 - ②①に規定する住宅およびその住宅の物置、 車庫その他の付属建物に収容される設備・ 付器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①

もしくは④または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。

- ①門、塀または垣(これらの基礎を含みます。)
- ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
- ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条(保険の対象の価額の協定)(2)から(4)までの規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「(2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(明細書 記載の敷地内に限ります。以下(2)および (3)において同様とします。) において保険 の対象(第16条(店総タイプ特約が付帯 される場合の特則)(2)の規定により読み 替えられる第2条(保険の対象の範囲) (1)③に規定する商品・製品等を除きます。 以下(2)から(6)までにおいて同様としま す。) に次のいずれかに該当する事実が発 生した場合には、保険契約者は、その都度 書面をもってその旨を当会社に通知し、新 たな保険の対象の価額(各保険の対象の再 調達価額をいいます。以下この条および第 6条(保険金額)において同様とします。) を協定し、または(1)の協定保険価額を修 正するものとします。
 - ①保険契約者が第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内へ他の敷地内から保険の対象を移転した場合を含みます。)
 - ②保険の対象である物件が増築または増設さ

- れた場合(⑤に規定する事故によって一部 が滅失した保険の対象について修復が行わ れた場合を含みます。)
- ③保険の対象である動産の収容場所を建物以 外に変更した場合
- ④保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内から他の敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。)
- ⑤この保険契約において当会社が補償しない 事故によって保険の対象の全部または一部 が滅失した場合
- (3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2)①、③または④に規定する場合を除きます。)は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動また は改修((2)②または④に規定する場合を 除きます。) 等により保険の対象の価額に 変動が生じた場合は、保険契約者は、その 旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正 するものとします。」
- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条(保険の対象の価額の協定) (5)の規定中、「(2)」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる(2)」と読み替えます。
- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第6条(保険金額)(2)の規定中、「第5条(保険の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5)ただし書または(6)」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる第5条(保険の対象の価額の協定)(2)もしくは(4)または第5条(5)ただし書もしくは(6)」と読み替えます。
- (6) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第9条(損害保険金の支払額)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第9条(損害保険金の支払額)

(1) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場

合)(1)から(4)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。)につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第8条 (損害保険金を支払うべき損害の額) および店総タイプ特約第5条 (損害保険金の支払額) (2) に規定する損害の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額(保険の対象が建物または設備・代器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。以下この条において同様とします。)の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) 第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条(保険の対象の範囲)(3)④に規定する物を明細書に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (4) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (5) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1 敷地内ごとに300万円または設備・仕器等

- の協定保険価額の合計額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を 差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (6) (1)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) (1)から(5)までの規定により当会社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。
- (8) 当会社は、第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、損害の生じた保険の対象の協定保険価額に縮小割合(70%)を乗じた額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

第8条(損 害保険金を 縮小 普通約款 支払うべき × 割合 - 別表3に = 水害保険 損害の額) × 割合 - 規定する 金の額 に規定する 免責金額 損害の額

- (9) (8)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(8)に規定する水害保険金の額を削減します。
- (10) 当会社は、第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

描定保険 × 割合 - 規定する - 金の額 (10%) 免責金額

(11) 当会社は、第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)③または④の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

協定保険 × 割合 (5%) 普通約款 別表3に = 水害保険 規定する 免責金額

- (12) (10)および(11)の規定により、当会社が支払うべき第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (13) (8)から(12)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (14) (8)から(12)までの規定により当会社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。」
- (7) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第10条(自動補償)の規定中、「第2条」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条」と、「第5条(保険の対象の価額の協定)(2)②の増築または増設された場合および(5)ただし書」とあるのは、「第16条(3)の規定により読み替えられる第5条(保険の対象の価額の協定)(2)②の増築または増設された場合および第5条(5)ただし書」と、「第5条(2)、(5)」とあるのは、「第16条(3)の規定により読み替えられる第5条(2)、第5条(5)」と、「第9条」と

- あるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯 される場合の特則)(6)の規定により読み替 えられる第9条」と、それぞれ読み替えます。
- (8) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第3条(明細書の記載)、第5条(保険の対象の価額の協定)(6)、第11条(契約の解除) および第13条(他契約の禁止)の規定中、「第2条」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。
- (9) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条(保険の対象の価額の評価および通知)(1)、第5条(保険の対象の価額の協定)(1)①、第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)(1)および第18条(準用規定)(3)①の規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。

第17条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) この保険契約の保険の対象について、再調達 価額を基準として算出した損害の額に基づき 保険金または共済金を支払う旨の約定のない 他の保険契約等がある場合において、損害の 額(第8条(損害保険金を支払うべき損害の額) に規定する損害の額から、1回の事故につき、 普通約款別表3に免責金額が規定されている 場合は、その免責金額を差し引いた残額をい います。なお、他の保険契約等に、この保険 契約の免責金額より低いものがある場合は、 これらの免責金額のうち最も低い額としま す。)が、他の保険契約等によって支払われ、 または支払われた保険金または共済金の額の 合計額を超えるときは、当会社は、普通約款 第13条(他の保険契約等がある場合の保険金 の支払額)(1)、普火(一般)タイプ特約第6 条(他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)(1)、普火(丁場)タイプ特約第6条(他 の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)または店総タイプ特約第13条(他の保険 契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の 規定にかかわらず、その超過額を保険金とし て、支払います。ただし、他の保険契約等が ないものとして算出した当会社の支払うべき 保険金の額を限度とします。
- れる第5条(2)、第5条(5)」と、「第9条」と|(2)(1)の場合において、他の保険契約等から保

険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、(1)の規定を適用します。

(3) この特約が適用される場合には、普通約款第 13条(他の保険契約等がある場合の保険金 の支払額)(2)、普火(一般)タイプ特約第 6条(他の保険契約等がある場合の保険金の 支払額)(2)、普火(工場)タイプ特約第6 条(他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)(2)および店総タイプ特約第13条(他 の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2)の規定は適用しません。

第18条(準用規定)

- (1) この特約が適用される場合は、普通約款第9条(損害保険金の支払額)(3)および(4)、普火(一般)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、普火(工場)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払額)(3)から(7)まで、同特約第6条(損害保険金の支払額ー通貨または預貯金証書の盗難の場合)(1)から(4)までならびに同特約第7条(水害保険金の支払額)(2)から(7)までの規定は適用しません。
- (2) この特約が適用される場合は、普通約款第10条(損害保険金に付随する費用保険金の支払額)(5)および普通約款別表4の規定中「一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」とあるのは、「住宅物件または一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」と読み替えます。
- (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款、普火(一般)タイプ特約、普火(工場)タイプ特約および店総タイプ特約の規定は、次のとおり読み替えます。
 - ①普通約款別表1に規定する「保険価額」の定義を除き、普通約款、普火(一般)タイプ特約、普火(工場)タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのは、保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は「保険の対象の再調達価額」と、保険の対象が商品・製品等である場合は「協定保険価額」と、それぞれ読み替えます。

②普通約款第9条(損害保険金の支払額)(3) および(4)、普火(一般)タイプ特約第5条(保 険金の支払額)(2)および(3)、普火(工場) タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)お よび(3)、店総タイプ特約第5条(損害保険 金の支払額)(3)および(4)ならびに同特約第 7条(水害保険金の支払額)(2)から(4)まで の規定を除き、普通約款、普火(一般)タイプ特約、普火(工場)タイプ特約および店総 タイプ特約の規定中「保険金額」とあるのは 「協定保険価額」と読み替えます。

商品・製品等に関する追加特約 (複数敷地内用)

略称 商品·製品等追加 複数敷地内

第1条(この特約の適用範囲)

この特約は、この特約が付帯された特殊包括 契約に関する特約(企業財産包括保険用)(複数敷地内用)(以下「特殊包括特約」といいます。) の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適 用されます。

第2条(協定保険価額および在庫価額の通知)

- (1) 特殊包括特約第5条(保険の対象の価額の協定)(1)②の規定にかかわらず、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正され、協定保険価額の増減分が保険金額に加えられ、または保険金額から差し引かれるものとします。
- (2) 保険期間満了後30日以内に、保険契約者は、保険期間中の下記通知日における保険の対象の在庫価額を当会社に通知しなければなりません。ただし、この保険契約に引き続き、この特約の保険の対象について、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)にこの特約および特殊包括特約を付帯した保険契約(以下「継続契約」といいます。)を締結する場合は、在庫価額の通知は、保険期間満了の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時までに行うものとします。
- *次の①から③までのうち、保険証券記載の通知日とします。
 - ①保険始期月から10か月間の月末
 - ②保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
 - ③保険始期月および始期から6か月目の月末

第3条(当会社の帳簿等閲覧権)

- (1) 当会社は、この保険契約の保険期間中および その終了後2年以内において、保険の対象お よびこれに関する帳簿、記録その他の書類を 閲覧することができます。
- (2) (1)の閲覧の結果、当会社が受領した通知における通知価額の平均(以下「平均通知価額」といいます。)が実際の在庫価額の平均(以下「平均在庫価額」といいます。)に不足していたことが判明した場合は、特殊包括特約第9条(損害保険金の支払額)の損害の額(免責金額を適用する前の金額をいいます。)を算出する際、商品・製品等の損害の額を平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。
- (3) (2)の場合において、当会社が既に損害保険金を支払っていた場合には、保険契約者または被保険者は、(2)により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。

第4条 (保険料の精算)

- (1) 第2条(協定保険価額および在庫価額の通知) の通知に基づき計算した平均通知価額に所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) (1)の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約または共済契約(以下「普通の保険契約等」といいます。)で当会社の承認を得たものがある場合には、その普通の保険契約等が有効に存在する通知日の通知価額からその普通の保険契約等の保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当会社が特殊包括特約第9条(損害保険金の支払額)の規定(この保険契約に店総タイプ特約が付帯されている場合は、特殊包括特約第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(6) の規定により読み替えられる特殊包括特約第9条の規定をいいます。)によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額((2)の規定が適用される場合には、通知価額から普通の保険契約等の保険金額を差し引いた残額とします。)に支払った損害保険金の商の当ち最も高い額としまけ、1では、1の罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。)に支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。)に支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。)に支払った損害保険金の額のうち最も高い額としま

- す。)を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)の平均通知価額を算出します。
- (4) 当会社は、(1)から(3)による確定保険料と特殊包括特約第5条(保険の対象の価額の協定) (1)②に規定する平均在庫価額に所定の保険料率を乗じて得た額(以下「暫定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。
- (5)(4)の暫定保険料は、保険期間の中途において、当会社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第5条 (精算の省略)

保険期間満了時に、この特約の保険の対象について、継続契約を締結する場合は、第4条(保険料の精算)の精算は行いません。ただし、継続契約の保険期間が1年未満の場合は、同条の精算を行います。また、保険契約者が、継続契約を保険期間の途中で解除した場合は、同条の精算を行った後の保険料に対して普通約款第32条(保険料の返還一解除の場合)の規定を適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

保険の対象の評価に関する 追加特約

略称 保険の対象の評価 に関する特約

第1条(保険の対象の価額の評価および通知)

(1) この特約に従い、特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用)(1敷地内用)(以下「特 殊包括特約(1敷地内用)」といいます。)第 3条(保険の対象の価額の評価および通知) の規定を次のとおり読み替えます。

「第3条(保険の対象の価額の評価および通知)

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額(この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額)を当会社に通知するものとします。ただし、この

保険契約が、商品・製品等に関する追加特 約(1敷地内用)第2条(協定保険価額お よび在庫価額の通知)(2)に規定する継続 契約である場合には、前契約における同条 (2)ただし書の規定による通知をもって当 会社に通知されたものとします。

- (2) この特約に従い、特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用)(複数敷地内用)(以 下「特殊包括特約(複数敷地内用)」といい ます。)第4条(保険の対象の価額の評価お よび通知)の規定を次のとおり読み替えます。 「第4条(保険の対象の価額の評価および通知)
 - (1) 建物等または設備・ 什器等が保険の対象で ある場合には、当会社と保険契約者は、保 険契約締結時において、各保険の対象の所 在地におけるその時の価額を評価し、評価 した額を評価額とします。
 - (2) 商品・製品等が保険の対象である場合に は、保険契約者は、保険契約締結時におい て、直近の会計年度における保険の対象の 在庫価額(この保険契約が継続契約である 場合には、前契約の保険期間満了日以前の 把握可能な直近1年間の在庫価額)を当会 社に通知するものとします。ただし、この 保険契約が、商品・製品等に関する追加特 約(複数敷地内用)第2条(協定保険価額 および在庫価額の通知)(2)に規定する継 続契約である場合には、前契約における同 条(2)ただし書の規定による通知をもって 当会社に通知されたものとします。」

第2条(保険の対象の価額の協定)

- (1) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 第4条(保険の対象の価額の協定)(1)の規 定中「第3条(保険の対象の価額の評価およ び通知)(1) または「第3条(3) とあるのは、 それぞれ「保険の対象の評価に関する追加特 約第1条(保険の対象の価額の評価および通 知)(1)の規定により読み替えて適用される 第3条(保険の対象の価額の評価および通知) (1)」または「保険の対象の評価に関する追 加特約第1条(1)の規定により読み替えて適 用される第3条(2)」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 定中「新たな保険の対象の価額(各保険の対 象の再調達価額をいいます。以下この条およ び第5条(保険金額)において同様としま│「第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)

- す。) | とあるのは、「新たな保険の対象の価 額(各保険の対象の所在地におけるその時の 価額をいいます。以下この条および第5条(保 険金額)において同様とします。) と読み替 えます。
- (3) この特約に従い、特殊包括特約(複数敷地内 用) 第5条(保険の対象の価額の協定)(1)の 規定中「第4条(保険の対象の価額の評価お よび通知)(1) | または「第4条(3) | とある のは、それぞれ「保険の対象の評価に関する 追加特約第1条(保険の対象の価額の評価お よび通知)(2)の規定により読み替えて適用 される第4条(保険の対象の価額の評価およ び通知)(1)」または「保険の対象の評価に 関する追加特約第1条(2)の規定により読み替 えて適用される第4条(2)」と読み替えます。
- (4) この特約に従い、特殊包括特約(複数敷地内 用)第5条(保険の対象の価額の協定)(2) の規定中「新たな保険の対象の価額(各保険 の対象の再調達価額をいいます。以下この条 および第6条(保険金額)において同様とし ます。)」とあるのは、「新たな保険の対象の 価額(各保険の対象の所在地におけるその時 の価額をいいます。以下この条および第6条 (保険金額)において同様とします。)」と読 み替えます。

第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)

(1) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 第7条(損害保険金を支払うべき損害の額) の規定を次のとおり読み替えます。

「第7条(損害保険金を支払うべき損害の額)

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象で ある場合には、この特約により当会社が損 害保険金として支払うべき損害の額は、そ の保険の対象の保険価額によって定めま す。ただし、その保険の対象の協定保険価 額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合に は、この特約により当会社が損害保険金と して支払うべき損害の額は、その保険の対 象の保険価額によって定めます。ただし、 その保険の対象の協定保険価額を限度とし ます。
- 第4条(保険の対象の価額の協定)(2)の規(2)この特約に従い、特殊包括特約(複数敷地内 用)第8条(損害保険金を支払うべき損害の 額)の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象で 第5条(自動補償) ある場合には、この特約により当会社が損 害保険金として支払うべき損害の額は、そ の保険の対象の保険価額によって定めま す。ただし、その保険の対象の協定保険価 額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合に は、この特約により当会社が損害保険金と して支払うべき損害の額は、その保険の対 象の保険価額によって定めます。ただし、 その保険の対象の協定保険価額を限度とし ます。

第4条(損害保険金の支払額)

- (1) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 第8条(損害保険金の支払額)の規定中「第 7条(損害保険金を支払うべき損害の額)」 とあるのは、「保険の対象の評価に関する追 加特約第3条(損害保険金を支払うべき損害 の額)(1)の規定により読み替えて適用され る第7条(損害保険金を支払うべき損害の 額)」と読み替え、「保険の対象の価額(保険 の対象が建物等または設備・仟器等である場 合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対 象が商品・製品等である場合は保険の対象の 在庫価額をいいます。)」とあるのは、「保険 の対象の価額(保険の対象が建物等または設 備・什器等である場合は各保険の対象の保険 価額を、保険の対象が商品・製品等である場 合は保険の対象の在庫価額をいいます。) | と 読み替えます。
- (2) この特約に従い、特殊包括特約(複数敷地内 用) 第9条(損害保険金の支払額)の規定中「第 8条(損害保険金を支払うべき損害の額)| とあるのは、「保険の対象の評価に関する追 加特約第3条(損害保険金を支払うべき損害 の額)(2)の規定により読み替えて適用され る第8条(損害保険金を支払うべき損害の 額)」と読み替え、「保険の対象の価額(保険 の対象が建物等または設備・什器等である場 合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対 象が商品・製品等である場合は保険の対象の 在庫価額をいいます。)」とあるのは、「保険 の対象の価額(保険の対象が建物等または設 備・什器等である場合は各保険の対象の保険 価額を、保険の対象が商品・製品等である場 合は保険の対象の在庫価額をいいます。)」と 読み替えます。

- (1) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 第9条(自動補償)(1)および特殊包括特約(複 数敷地内用)第10条(自動補償)(1)の規定 中「その追加物件の価額(各追加物件の再調 達価額をいいます。以下同様とします。) | と あるのは、「その追加物件の価額(各追加物 件の所在地におけるその時の価額をいいま す。以下同様とします。)」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、特殊包括特約(1敷地内用) 第9条(自動補償)(2)の規定中「第7条(損 害保険金を支払うべき損害の額) | とあるの は、「保険の対象の評価に関する追加特約第 3条(損害保険金を支払うべき損害の額) (1)の規定により読み替えて適用される第7 条(損害保険金を支払うべき損害の額)」と 読み替えます。
- (3) この特約に従い、特殊包括特約(複数敷地内 用)第10条(自動補償)(2)の規定中「第8 条(損害保険金を支払うべき損害の額)」と あるのは、「保険の対象の評価に関する追加 特約第3条(損害保険金を支払うべき損害の 額)(2)の規定により読み替えて適用される 第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)| と読み替えます。

第6条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)

- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯され る場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第15 条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則) の規定中「再調達価額」とあるのは、同条 (1)および(6)においては「保険価額」と読み 替え、同条(3)においては「所在地における その時の価額しと読み替えます。
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯され る場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第15 条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則) (6)の規定中「第7条(損害保険金を支払う べき損害の額)」とあるのは、「保険の対象の 評価に関する追加特約第3条(損害保険金を 支払うべき損害の額)(1)の規定により読み 替えて適用される第7条(損害保険金を支払 うべき損害の額)」と読み替えます。
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯され る場合は、特殊包括特約(複数敷地内用)第 16条(店総タイプ特約が付帯される場合の 特則)の規定中「再調達価額」とあるのは、 同条(1)および(6)においては「保険価額」と

読み替え、同条(3)においては「所在地におけるその時の価額」と読み替えます。

- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、特殊包括特約(複数敷地内用)第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(6)の規定中「第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)(2)の規定により読み替えて適用される第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)」と読み替えます。
- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第1条(保険の対象の価額の評価および通知)(1)および(2)、第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)(1)および(2)ならびに第4条(損害保険金の支払額)(1)および(2)の読み替えられた規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額の規定の不適用)

この特約が適用される場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第16条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および特殊包括特約(複数敷地内用)第17条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は適用しません。

第8条 (準用規定の不適用)

この特約が適用される場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第17条(準用規定)(3)①および特殊包括特約(複数敷地内用)第18条(準用規定)(3)①の規定は適用しません。

利益損失および営業継続費用の 自動補償に関する特約

略称 利益損失・ 営継費用の 自動補償

第1条(利益損失および営業継続費用の自動補償)

この特約が適用される場合で、保険契約締結 の後、保険契約者が保険証券に記載のない敷地 内(特殊包括契約に関する特約(企業財産包括 保険用)(複数敷地内用)が付帯される契約の 場合は、同特約第2条(保険の対象の範囲)(1) に規定する条件に該当するもの、同特約が付帯 されない契約の場合は、保険証券に添付される 契約条件明細書に規定される条件に該当するも のに限ります。以下「追加敷地内」といいます。) を取得したときは、当会社は、この特約に従い、 保険契約者がその追加敷地内において利益保険 対象物を取得した日から、その追加敷地内を保 険証券に記載された敷地内とみなして、普通約 款第3条(利益保険金を支払う場合)に規定す る利益保険金または普通約款第4条(営業継続 費用保険金を支払う場合)に規定する営業継続 費用保険金を支払います。

第2条(進田規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

水災危険不担保特約

路称 水災危険 不担保

第1条(保険金を支払わない場合-共通)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)、第3条(利益保険金を支払う場合)または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、水災によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

電気的・機械的事故不担保特約

略称 電気的機械的 事故不担保

第1条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)、第3条(利益保険金を支払う場合)、第3条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、電気的事故または機械的事故によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。以下同様とします。)、破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体またり現象をいいます。以下同様とします。)が生じた場合は、その火災、破裂または爆発のみ

により生じた損害、利益損失または営業継続費用については、この規定を適用しません。

(2) (1) ただし書の規定にかかわらず、当会社は、 汽器(化学工場その他における1作業設備・ 装置の一部を構成するものを除きます。)、ボ イラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機 関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの 付属装置を含み、汽器およびボイラのうち法 令による定期点検または性能検査を必要と しないものを除きます。)の破裂もしくは爆 発によりその機器に生じた損害またはその 機器に生じた損害に起因する利益損失もし くは営業継続費用に対しては、保険金を支払 いません。この場合において、「ボイラ」(炉 および煙道の構成部分を含みます。)、「汽器」 とは、密閉した容器または管内で水を熱し、 温水または水蒸気を他へ供給またはこれを 受け入れる装置およびこれらの付属装置で あって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯 湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発 器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含 みます。また、「化学工場その他における1 作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、 熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンが ま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が 1作業設備・装置の中に含まれていて、機構 上分離できないものをいいます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

その他危険不担保特約

略称 その他危険 不担保特約

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)、第3条(利益保険金を支払う場合)または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、普通約款第1条(5)に規定する事故によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

利益保険金不担保特約

略称 利益保険金 不担保

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(利益保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、利益保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

営業継続費用保険金不担保特約

略称 営業継続費用 保険金不担保

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、営業継続費用保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

物損害不担保特約

略称 財物損害 不担保特約

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)および第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金または地震火災費用保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

安定化処置費用担保特約(企業財産包括保険用)

略称 安定化処置 費用担保特約

第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)に規定する事故が生じた場合には、被保険者が支出した安定化処置の費用のうち必要または有益な費用(以下「安定化処置費用」といいます。)に対して、

安定化処置費用保険金を支払います。

- (2) この特約において、「安定化処置」とは、次 の①から③までのすべての条件を満たすも のをいいます。
 - ①普通約款に規定する保険の対象または利益保 険対象物で被保険者が所有するものに生じる 普通約款第1条(損害保険金を支払う場合) に規定する損害の発生または拡大を防止する ために行う処置であること。
 - ②損害が生じた保険の対象または利益保険対象 物で被保険者が所有するもののさびもしくは 腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃 に対する保護処置等の現状を安定化するため に行う処置であること。
 - ③機械または設備等の修復を専門に行う会社であって、当会社が指定するものが行う処置であること。
- (3) 安定化処置費用には、保険の対象または利益 保険対象物で被保険者が所有するものを損 害発生直前の状態に復旧するために要する 費用を含みません。
- (4) 安定化処置費用の額には、普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)に規定する損害保険金、普通約款第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)に規定する費用保険金を支払う場合)に規定する利益保険金もしくは普通約款第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)に規定する営業継続費用保険金として支払われる額または普通約款第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)の規定により当会社が負担する額を含みません。
- 第2条(安定化処置費用保険金を支払わない場合) 当会社は、第1条(安定化処置費用保険金を 支払う場合)に規定する安定化処置費用を支払 う原因となった事故によって生じた損害、利益損 失または営業継続費用について、次の①から⑧ま でのいずれかの規定により保険金を支払わない 場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。
 - ①普通約款第5条(保険金を支払わない場合ー 共通)
 - ②普通約款第6条(保険金を支払わない場合ー不測かつ突発的な事故)
 - ③普通約款第7条(保険金を支払わない場合ー利益保険金または営業継続費用保険金)
 - ④普通約款第15条(保険責任の始期および終期) (3)

- ⑤普通約款第16条(告知義務)(4)
- ⑥普通約款第17条(通知義務)(4)
- ⑦普通約款第26条(重大事由による解除)(2)
- ③普通約款第28条(保険料の返還または請求ー 告知義務・通知義務等の場合)(4)

第3条 (安定化処置費用保険金の支払額)

当会社は、1回の事故につき、5,000万円を限度とし、安定化処置費用の額を第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)の安定化処置費用保険金として、支払います。

第4条(他の保険契約等がある場合の安定化処置 費用保険金の支払額)

他の保険契約等(普通約款別表1に規定する「他の保険契約等」の定義にかかわらず、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)の安定化処置費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が安定化処置費用の額または1回の事故につき5,000万円(他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

安定化処置費用の額または5,000万円(他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)のいずれか低い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条(普火(一般)タイプ特約が付帯される場合の特則)

(1) この保険契約に普火(一般)タイプ特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(1)および(2)の規定中、「普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)」とあるのは、「普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)および(2)」

と読み替えます。

- (2) この保険契約に普火(一般) タイプ特約が付 金を支払う場合)(2) および(3) の規定中、 「保険の対象または利益保険対象物で被保険 者が所有するものしとあるのは、「保険の対 象上と読み替えます。
- (3) この保険契約に普火(一般) タイプ特約が付 帯される場合、第1条(安定化処置費用保険 金を支払う場合)(4)の規定は、次のとおり 読み替えます。
 - 「(4) 安定化処置費用の額には、普火(一般) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) (1) もしくは(2) に規定する損害保険 金もしくは同条(3)から(7)までに規 定する費用保険金として支払われる額ま たは普火(一般)タイプ特約第8条(準 用規定)(3)の規定により読み替えて適 用される普通約款第34条(損害防止義務 および損害防止費用)(2)の規定により 当会社が負担する額を含みません。」
- (4) この保険契約に普火(一般) タイプ特約が付 帯される場合、第2条(安定化処置費用保険 金を支払わない場合)①から⑧までの規定 は、次のとおり読み替えます。
 - 「①普火(一般)タイプ特約第3条(保険金を 支払わない場合)
 - ②普通約款第15条(保険責任の始期および終 期)(3)
 - ③普通約款第16条(告知義務)(4)
 - ④普诵約款第17条 (通知義務) (4)
 - ⑤普通約款第26条(重大事由による解除)(2)
 - ⑥普诵約款第28条(保険料の返還または請求 -告知義務・通知義務等の場合)(4)」

第6条(普火(工場)タイプ特約が付帯される場 合の特則)

- (1) この保険契約に普火(工場) タイプ特約が付 帯される場合、第1条(安定化処置費用保険 金を支払う場合)(1)および(2)の規定中、「普 通約款第1条(損害保険金を支払う場合)」 とあるのは、「普火(工場)タイプ特約第2 条 (保険金を支払う場合)(1)から(4)まで」 と読み替えます。
- (2) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付 帯される場合、第1条(安定化処置費用保険 金を支払う場合)(2) および(3) の規定中、 「保険の対象または利益保険対象物で被保険

- 者が所有するもの」とあるのは、「保険の対 象」と読み替えます。
- 帯される場合、第1条(安定化処置費用保険 (3) この保険契約に普火(工場) タイプ特約が付 帯される場合、第1条(安定化処置費用保険 金を支払う場合)(4)の規定は、次のとおり 読み替えます。
 - 「(4) 安定化処置費用の額には、普火(工場) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) (1) から(4) までに規定する損害保険 金もしくは同条(5)から(9)までに規 定する費用保険金として支払われる額ま たは普火(工場)タイプ特約第8条(準 用規定)(3)の規定により読み替えて適 用される普通約款第34条(損害防止義務 および損害防止費用)(2)の規定により 当会社が負担する額を含みません。」
 - (4) この保険契約に普火(工場)タイプ特約が付 帯される場合、第2条(安定化処置費用保険 金を支払わない場合)①から⑧までの規定 は、次のとおり読み替えます。
 - 「①普火(工場)タイプ特約第3条(保険金を 支払わない場合)
 - ②普通約款第15条 (保険責任の始期および終 期)(3)
 - ③普通約款第16条(告知義務)(4)
 - ④普通約款第17条(通知義務)(4)
 - ⑤普通約款第26条(重大事由による解除)(2)
 - ⑥普通約款第28条(保険料の返還または請求 -告知義務・通知義務等の場合)(4)|

第7条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)

- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される 場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払 う場合)(1) および(2) の規定中、「普通 約款第1条(損害保険金を支払う場合)」と あるのは、「店総タイプ特約第2条(保険金 を支払う場合)(1)から(6)まで」と読み 替えます。
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される 場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払 う場合)(2) および(3) の規定中、「保険の 対象または利益保険対象物で被保険者が所 有するもの」とあるのは、「保険の対象」と 読み替えます。
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される 場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払 う場合)(4)の規定は、次のとおり読み替え ます。

- 「(4) 安定化処置費用の額には、店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までに規定する損害保険金、同条(6)に規定する水害保険金もしくは同条(7)から(11)までに規定する費用保険金として支払われる額または店総タイプ特約第15条(準用規定)(3)の規定により読み替えて適用される普通約款第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)の規定により当会社が負担する額を含みません。」
- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第2条(安定化処置費用保険金を支払わない場合)①から⑧までの規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「①店総タイプ特約第3条(保険金を支払わない場合)
 - ②普通約款第15条(保険責任の始期および終期)(3)
 - ③普通約款第16条(告知義務)(4)
 - ④普通約款第17条(通知義務)(4)
 - ⑤普通約款第26条(重大事由による解除)(2)
 - ⑥普通約款第28条(保険料の返還または請求 一告知義務・通知義務等の場合)(4)|

第8条(利益保険タイプ特約が付帯される場合の 特則)

- (1) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(1) および(2) の規定中、「普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)」とあるのは、「普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)(1)」と読み替えます。
- (2) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(2) および(3) の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「利益保険対象物で被保険者が所有するもの」と読み替えます。
- (3) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(4)の規定は、次のとおり読み替えます。
 - 「(4) 安定化処置費用の額には、普通約款第1 条(損害保険金を支払う場合)に規定す る損害保険金、普通約款第2条(損害保 険金に付随する費用保険金を支払う場 合)に規定する費用保険金、利益保険タ

イプ特約第1条(利益保険金および営業継続費用保険金を支払う場合)(1)に規定する利益保険金もしくは同特約第1条(2)に規定する営業継続費用保険金として支払われる額または普通約款第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)の規定により当会社が負担する額を含みません。」

第9条 (利益保険金不担保特約が付帯される場合 の特則)

この保険契約に利益保険金不担保特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(2)および(3)の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「保険の対象」と読み替えます。

第10条 (物損害不担保特約が付帯される場合の特則)

この保険契約に物損害不担保特約が付帯される場合、第1条(安定化処置費用保険金を支払う場合)(2) および(3) の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「利益保険対象物で被保険者が所有するもの」と読み替えます。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および これに付帯された他の特約の規定を準用しま す。

普火(一般)タイプ特約

略称 普火(一般) タイプ特約

第1条(特約の適用等)

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約が適用される場合は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)から第14条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)までの規定および普通約款第37条(保険金の支払時期)(5)の規定ならびに普通約款別表2および別表4は、適用しません。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
 - ①火災

(2)落雷

- ③破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊また はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(雨、雪、電または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。以下(2)において同様とします。)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表1に規定する物の損害の額は除きます。
 - ①風炎(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、 洪水、高潮等を除きます。)
 - (2) 雹災
 - ③雪炎(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。)
- (3) 当会社は、(1)または(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (4) 当会社は、(1)または(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (5) 当会社は、次に規定する①の事故によって② の損害が生じた場合には、それによって生ず る見舞金等の費用に対して、この特約に従 い、失火見舞費用保険金を支払います。
 - ①保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災

- 破裂または爆発による場合を除きます。
- ②第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (6) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらに よる津波を直接または間接の原因とする火 災によって保険の対象である建物、屋外設 備・装置または建物もしくは屋外設備・装置 内収容の保険の対象である動産が損害を受 け、その損害の状況が次に該当する場合(こ の場合においては、第3条(保険金を支払わ ない場合)(2)②の規定は適用しません。) には、それによって臨時に生ずる費用に対し て、この特約に従い、地震火災費用保険金を 支払います。この場合において、損害の状況 の認定は、保険の対象が建物であるときはそ の建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置 (門、塀および垣を除きます。以下(6)にお いて同様とします。) であるときは1基(主 体となる屋外設備・装置およびこれと機能上 分離できない関連付属の屋外設備・装置につ いては、これらの全体を1基とみなします。 以下(6)において同様とします。)ごとに、 保険の対象が動産であるときはこれを収容 する建物またはこれを収容する屋外設備・装 置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀 または垣が保険の対象に含まれるときは、こ れらが付属する建物の損害の状況の認定に よるものとします。
 - ①保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。)。
 - ②保険の対象が屋外設備・装置である場合には、 火災による損害の額が、その屋外設備・装置 の保険価額の50%以上となったとき。
 - ③保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物が半焼以上となったときまたはこれらを収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

- (7) 当会社は、(1)の事故によって保険の対象に 損害が生じた結果、その保険の対象の復旧に あたり次のいずれかに該当する費用(居住の 用に供する部分にかかわる費用を除きま す。)が発生した場合は、その費用のうち当 会社の承認を得て支出した必要かつ有益な 費用(以下「修理付帯費用」といいます。) に対して、この特約に従い、修理付帯費用保 険金を支払います。
 - ①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)
 - ②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において同様とします。)を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
 - ④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の 費用および仮修理のために取得した物の保険 の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - ⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する 仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時 における仮設物の価額を除きます。)および撤 去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
 - ⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休

日勤務に対する割増賃金の費用 第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
 - ①保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③第2条(保険金を支払う場合)の事故の際に おける保険の対象の紛失または盗難
 - ④保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第2条の事故が生じた場合を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらに類似の事変また は暴動(群衆または多数の者の集団の行動に よって、全国または一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認 められる状態をいいます。)
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第2条(保険金を支払う場合)の事

故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ①電気的事故による炭化または溶融の損害
- ②発酵または自然発熱の損害
- ③機械の運動部分または回転部分の作動中に生 じた分解飛散の損害
- (4) 当会社は、別表1に規定する物について生じた 第2条(保険金を支払う場合)(2) の事故に よる損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の 付属建物
 - ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、 原動機付自転車を除きます。)
 - ③通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに 類する物
 - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1 組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、 模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ①畳、建具その他これらに類する物
 - ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷 房・暖房、エレベーター、リフト等の設備の うち建物に付加したもの
 - ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これ らに類する物のうち建物に付加したもの

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1) または(2)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、(1)の規定による損害の額は保険価額を限度とし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表

3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

普通約款別表3に規定する免責金額が はる損害の額 会議のでは、免責金額が 力をできる損害の額 会別表3に免責金額が 規定されていない場合 会別をの額は、免責金額を適用しないものとします。以 下同様とします。以

(3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(1)の規定に 普通約款別表3に × 保険金額 - 損害保険よる損害の額 規定する免責金額 × 保険価額 - 金の額

(4) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(3) の臨時費用保険金として、次の算式によって 算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

第2条(1)または × 支払割合 = 臨時費用 (2)の損害保険金 × (30%) = 保険金の額

- (5) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1) または(2)の損害保険金の10%に相当する額 を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条 (4)の残存物取片づけ費用保険金として、支 払います。
- (6) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(5) の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(5)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。第2条(5)②の

第2条(5)②の 損害が生じた 1被災世帯 失火見舞 世人(は法 × あたりの支払額 = 費用保険 (20万円) 金の額 います。)の数 (7) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(6) の地震火災費用保険金として、次の算式(保 険金額が保険価額を超える場合は、算式の保 険金額は、保険価額とします。) によって算 出した額を支払います。ただし、1回の事故 (72時間以内に生じた2以上の地震もしくは 噴火またはこれらによる津波は、これらを一 括して、1回の事故とみなします。) につき、 1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険金額 \times 支払割合 = 地震火災費用 保険金の額

- (8) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごと に損害が生じた保険の対象の所在する敷地 内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金 額が保険価額を超える場合は、保険価額と し、また、被保険者が2名以上ある場合は、 それぞれの被保険者に属する保険の対象に 対して割り当てられるべき保険金額をいい ます。)に30%を乗じて得た額または1,000万 円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費 用の額を第2条(保険金を支払う場合)(7) の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (9) (4)から(6)までの場合または(8)の場合にお いて、当会社は、(4)から(6)までの規定ま たは(8)の規定によってそれぞれ支払うべき 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険 金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用 保険金と他の保険金との合計額が保険金額 を超えるときでも、これらの費用保険金を支 払います。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

(1) 他の保険契約等(普通約款別表1に規定する 「他の保険契約等」の定義にかかわらず、こ の保険契約における保険の対象と同一の敷 地内に所在する被保険者所有の建物または 建物以外のものについて締結された第2条 (保険金を支払う場合) の損害または費用を 補償する他の保険契約または共済契約をい います。以下同様とします。) がある場合に おいて、それぞれの保険契約または共済契約 につき他の保険契約等がないものとして算 出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。) の合計額 が、保険金の種類ごとに別表2に規定する支 払限度額(以下「支払限度額」といいます。)(2)この特約に従い、普通約款第22条(保険契約

- を超えるときは、当会社は、次に定める額を 保険金として支払います。
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払わ れた保険金または共済金の合計額を差し引い た残額。ただし、この保険契約の支払責任額 を限度とします。
- (2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調 達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、 規模、型、能力のものを再築または再取得す るのに要する額をいいます。)を基準として 算出した損害の額からこの保険契約によっ て支払われるべき損害保険金の額を差し引 いた残額について保険金または共済金を支 払う旨の約定があるときは、第2条(保険金 を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金 については、その他の保険契約等がないもの として(1)の規定に基づいて算出した額を支 払います。
- (3) (1)の場合において、第2条(保険金を支払 う場合)(3)の臨時費用保険金および同条(4) の残存物取片づけ費用保険金につき支払責 任額を算出するにあたっては、同条(1)また は(2)の損害保険金の額は、(1)または(2) の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合 は、同種の事故による損害について、(1)の 規定をおのおの別に適用します。

第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した 場合には、それぞれの保険価額の割合によって 保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれ ぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、 第5条(保険金の支払額)(2)、(3)および(7) の規定をおのおの別に適用します。

第8条(準用規定)

- (1) この特約に従い、普通約款第19条 (保険の対 象の譲渡)(3)の規定中、「第22条(保険契約 の失効)(1)」とあるのは、「普火(一般)タ イプ特約第8条(準用規定)(2)の規定によ り読み替えて適用される第22条(保険契約の 失効)(1)」と読み替えます。

の失効)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第22条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当 する場合には、その事実が発生した時に、 この保険契約は効力を失います。
 - ①保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、 普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定) (8)の規定により読み替えて適用される第 40条 (保険金支払後の保険契約) (1)の規 定により保険契約が終了した場合を除きま す。
 - ②保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象 が2以上ある場合には、それぞれについ て、(1)の規定を適用します。」
- (3) この特約に従い、普通約款第34条(損害防止 義務および損害防止費用)の規定を、次のとお り読み替えます。

「第34条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、普火(一般) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、保 険の対象に生じる損害の発生および拡大 の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被 保険者が、普火(一般)タイプ特約第2条 (保険金を支払う場合)(1)の損害の発生お よび拡大の防止のために必要または有益 な費用を支出したときにおいて、同特約第 3条(保険金を支払わない場合)に規定す る事由に該当しないときおよび第15条(保 険責任の始期および終期)(3)または第28 条(保険料の返還または請求一告知義務・ 通知義務等の場合)(4)の規定が適用され ないときは、当会社は、次に規定する費用 に限り、これを負担します(普火(一般) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) (6)の損害の発生および拡大の防止のため に支出した費用は負担しません。)。ただ し、当会社が負担する額は、保険金額(保 険金額が保険価額を超えるときは、保険価 額とします。)から同特約第2条(1)の損害 保険金の額を差し引いた残額を限度とし ます。
 - ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再 取得費用

- (消火活動に従事した者の着用物を含みま す。) の修理費用または再取得費用
- ③消火活動のために緊急に投入された人員ま たは器材にかかわる費用(人身事故に関す る費用、損害賠償に要する費用または謝礼 に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由が なく(1)に規定する義務を履行しなかった 場合は、当会社は、次の算式によって算出 した額を損害の額とみなします。

普火(一般) 損害の発生お よび拡大を防 止することが = 損害の額 できたと認め られる額 よる損害の額

- (4) 普火(一般) タイプ特約第5条(保険金の 支払額)(3)、同特約第6条(他の保険契 約等がある場合の保険金の支払額)(1)お よび同特約第7条(包括して契約した場合 の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定 する負担金を算出する場合にこれを準用 します。この場合において、同特約第6条 (1)の規定中「別表2に規定する支払限度 額」とあるのは「それぞれの保険契約もし くは共済契約の保険金額の合計額(それぞ れの保険契約または共済契約の保険金額 の合計額が保険価額を超える場合は、保険 価額とします。) からそれぞれの保険契約 もしくは共済契約によって支払われるべ き損害保険金もしくは共済金の合計額を 差し引いた残額または普火(一般)タイプ 特約第8条(準用規定)(3)の規定により 読み替えて適用される第34条(損害防止義 務および損害防止費用)(2)によって当会 社が負担する費用のいずれか低い額 | と読 み替えるものとします。」
- (4) この特約に従い、普通約款第35条(残存物お よび盗難品の帰属)の規定を、次のとおり読 み替えます。

「第35条(残存物)

当会社が普火(一般)タイプ特約第2条(保 険金を支払う場合)の損害保険金を支払った 場合でも、保険の対象の残存物について被保 険者が有する所有権その他の物権は、当会社 がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎ り、当会社に移転しません。

②消火活動に使用したことにより損傷した物 (5) この特約に従い、普通約款第36条(保険金の

請求)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第36条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②損害見積書
 - ③その他当会社が第37条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠とし て保険契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」
- (6) この特約に従い、普通約款第37条(保険金の 支払時期)(1)の規定中、「第36条(保険金の 請求)(2)」とあるのは、「普火(一般)タイ プ特約第8条(準用規定)(5)の規定により 読み替えて適用される第36条(保険金の請 求)(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条(時効)の規定中、「第36条(保険金の請求)(1)」とあるのは、「普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条(保険金支 払後の保険契約)の規定を、次のとおり読み

替えます。

「第40条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条 (保険責任の始期および終期)から第40条(保 険金支払後の保険契約)までの規定および普 通約款別表1における「保険金」は、損害保 険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用 保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用 保険金または修理付帯費用保険金をいいま す。
- (10) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定は、次のとおり読み替えるものとします。
 - ①「損害等」とあるのは「損害」
 - ②「第1条(損害保険金を支払う場合)」とあるのは「普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)」
 - ③「保険の対象または利益保険対象物」、「保険の対象もしくは利益保険対象物」または「保険の対象および利益保険対象物」とあるのは「保険の対象」
 - ④「他の保険契約等」とあるのは、「普火(一般) タイプ特約第6条(他の保険契約等がある 場合の保険金の支払額)に規定する他の保 険契約等|

別表 1 風災・雹災・雪災における除外物件

- 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下 のものをいいます。)およびこれに収容され る動産ならびにゴルフネット(ポールを含 みます。)
- 2. 建築中の屋外設備・装置
- 3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた 設備・装置ならびに海上に所在する設備・ 装置
- 4. 屋外にある原料、材料、什掛品、半製品、 製品、商品、副産物および副資材
- 5. 第4条 (保険の対象の範囲) (2)②に規定す る自動車

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支 払限度額

_	12月27天 65			
	保険金の種類	支払限度額		
1	第2条(保険 金を支払う場 合)(1)また は(2)の損害 保険金	損害の額から普通約款別表3 に規定する免責金額を差し引 いた額(注)		
2	第2条(保険 金を支払う場 合)(3)の臨時 費用保険金	1回の事故につき、1敷地内 ごとに500万円(他の保険契約 等に、限度額が500万円を超え るものがある場合は、これら の限度額のうち最も高い額)		
3	第2条(保険 金を支払う場合)(4)の残存物取片づけ 費用保険金	残存物取片づけ費用の額		
4	第2条(保険 金を支払う場 合)(5)の失火 見舞費用保険 金	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額		

| 5 | 第 2 条 (保険 | (1) それ ぞれ | 1 回の事故に 金を支払う場 の保険契約ま つき、1敷地 合)(6)の地 たは共済契約 内ごとに300 震火災費用保 の支払責任額 万円(他の保 の合計額が、一険契約等に、 1回の事故に 限度額が300 つき、1敷地 万円を超える 内ごとに300 ものがある場 万円(他の保)合は、これら 険契約等に、の限度額のう 限度額が300 ち最も高い 万円を超える 額) ものがある場 合は、これら の限度額のう ち最も高い 額)を超える 場合 (2)上記(1) 1回の事故に に該当しない一つき、保険の 場合であっ対象ごとに、 て、それぞれ その保険の対 の保険契約まり象の保険価額 たは共済契約に5%(他の のおのおのの 保険契約等 保険の対象にに、支払割合 ついての支払 が5%を超え 責任額の合計 るものがある 額が、1回の場合は、これ 事故につき、らの支払割合 保険の対象で一のうち最も高 とに、その保しい割合)を乗 険の対象の保して得た額 険価額に5% (他の保険契 約等に、支払 割合が5%を 超えるものが ある場合は、 これらの支払 割合のうち最 も高い割合) を乗じて得た 額を超えると

除金

除金

6 第2条(保険 1回の事故につき、1敷地内 金を支払う場 ごとに1,000万円(他の保険 合)(7)の修製約等に、限度額が1.000万 理付帯費用保口を超えるものがある場合 は、これらの限度額のうち最 も高い額)または修理付帯費 用の額のいずれか低い額

(注)他の保険契約等に普通約款別表3に規定す る免責金額よりも低い免責金額が適用される 場合は、これらの免責金額のうち最も低い額 を適用するものとします。

普火(工場)タイプ特約

略称 普火(工場) タイプ特約

第1条(特約の適用等)

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用する ことが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約が適用される場合は、企業財産包括 保険普通保険約款(以下「普通約款」といい ます。) 第1条(損害保険金を支払う場合) から第14条(包括して契約した場合の損害保 険金の支払額)までの規定および普通約款第 37条(保険金の支払時期)(5)の規定ならび に普通約款別表2および別表4は、適用しま thin

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象について生じた損害に対し て、この特約に従い、損害保険金を支払いま す。
 - ①火災
 - (2)落雷
 - ③破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊また はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象が損害(雨、雪、雹または砂 塵の吹込みによって生じた損害については、 建物またはその開口部が①から③までの事 故によって直接破損したために生じた場合 に限ります。以下(2)において同様としま す。)を受け、その損害の額が20万円以上と なった場合には、その損害に対して、この特 約に従い、損害保険金を支払います。この場 合において、損害の額の認定は、敷地内ごと に保険の対象のすべてについて、一括して行 うものとし、別表1に規定する物の損害の額 は除きます。
 - ①風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、 洪水、高潮等を除きます。)
 - (2) 雹災
 - ③雪災(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除き ます。)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象が損害を受け、その損害の額 が20万円以上となった場合には、その損害に 対して、この特約に従い、損害保険金を支払 います。この場合において、損害の額の認定 は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについ

- て、一括して行うものとし、第4条(保険の 対象の範囲)(2)②に規定する自動車の損害 の額は除きます。
- ①航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航 空機からの物体の落下
- ②車両(その積載物を含みます。以下同様とし ます。) の衝突または接触
- ③騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆また は多数の者の集団の行動によって数世帯以上 またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害さ れる状態または被害を生ずる状態であって、 第3条(保険金を支払わない場合)(2)①の 暴動に至らないものをいいます。)または労 働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 当会社は、給排水設備(スプリンクラー設備・ 装置を含みます。以下(4)において同様とし ます。) に生じた事故に伴う漏水、放水また は溢水(水が溢れることをいいます。)によ って保険の対象について生じた損害に対し て、この特約に従い、損害保険金を支払いま す。ただし、給排水設備自体に生じた損害を 除きます。
- (5) 当会社は、(1)から(4)までの損害保険金が 支払われる場合において、それぞれの事故に よって保険の対象が損害を受けたため臨時 に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨 時費用保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(1)から(4)までの損害保険金が 支払われる場合において、それぞれの事故に よって損害を受けた保険の対象の残存物の 取片づけに必要な費用(取りごわし費用、取 片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。 以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、この特約に従い、残存物取片づけ 費用保険金を支払います。
- (7) 当会社は、次に規定する①の事故によって② の損害が生じた場合には、それによって生ず る見舞金等の費用に対して、この特約に従 い、失火見舞費用保険金を支払います。
 - ①保険の対象または保険の対象を収容する建物 から発生した火災、破裂または爆発。ただし、 第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険 契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と 生計を共にする同居の親族を除きます。以下 ②において同様とします。) の所有物で被保 険者以外の者が占有する部分(区分所有建物 の共用部分を含みます。) から発生した火災、(9) 当会社は、(1)の事故によって保険の対象に

- 破裂または爆発による場合を除きます。
- ②第三者の所有物(動産については、その所有 者によって現に占有されている物で、その者 の占有する場所にあるものに限ります。)の 滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害また は臭気付着の損害を除きます。
- (8) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらに よる津波を直接または間接の原因とする火 災によって保険の対象である建物、屋外設 備・装置または建物もしくは屋外設備・装置 内収容の保険の対象である動産が損害を受 け、その損害の状況が次に該当する場合(こ の場合においては、第3条(保険金を支払わ ない場合)(2)②の規定は適用しません。)に は、それによって臨時に生ずる費用に対し て、この特約に従い、地震火災費用保険金を 支払います。この場合において、損害の状況 の認定は、保険の対象が建物であるときはそ の建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置 (門、塀および垣を除きます。以下(8)におい て同様とします。) であるときは1基(主体 となる屋外設備・装置およびこれと機能上分 離できない関連付属の屋外設備・装置につい ては、これらの全体を1基とみなします。以 下(8)において同様とします。) ごとに、保険 の対象が動産であるときはこれを収容する 建物またはこれを収容する屋外設備・装置1 基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀また は垣が保険の対象に含まれるときは、これら が付属する建物の損害の状況の認定による ものとします。
 - ①保険の対象が建物である場合には、その建物 が半焼以上となったとき(建物の主要構造部 の火災による損害の額が、その建物の保険価 額の20%以上となった場合、または建物の焼 失した部分の床面積のその建物の延べ床面積 に対する割合が20%以上となった場合をいい ます。以下③において同様とします。)。
 - ②保険の対象が屋外設備・装置である場合には、 火災による損害の額が、その屋外設備・装置 の保険価額の50%以上となったとき。
 - ③保険の対象が動産である場合には、その動産 を収容する建物が半焼以上となったときまた はその動産を収容する屋外設備・装置の火災 による損害の額が、その屋外設備・装置の保 険価額の50%以上となったとき。

損害が生じた結果、その保険の対象の復旧に あたり次のいずれかに該当する費用(居住の 用に供する部分にかかわる費用を除きま す。) が発生した場合は、その費用のうち当 会社の承認を得て支出した必要かつ有益な 費用(以下「修理付帯費用」といいます。) に対して、この特約に従い、修理付帯費用保 険金を支払います。

- ①損害が生じた保険の対象を復旧するために要 するその損害の原因の調査費用(被保険者ま たはその親族もしくは使用人にかかわる人件 費および被保険者が法人である場合に、その 理事、取締役もしくはその他の機関にある者 またはその従業員にかかわる人件費を除きま す。以下②において同様とします。)
- ②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するた めに要する調査費用。ただし、保険の対象に 損害が生じた時からその保険の対象の復旧完 アまでの期間(保険の対象を損害発生直前の 状態に復旧するために通常要すると認められ る期間を超えないものとします。以下⑤にお いて同様とします。)を超える期間に対応す る費用を除きます。
- ③損害が生じた保険の対象である設備または装 置を再稼働するために要する保険の対象の点 検費用、調整費用または試運転費用。ただし、 副資材または触媒の費用を除きます。
- ④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。た だし、本修理の一部をなすと認められる部分 の費用および仮修理のために取得した物の保 険の対象の復旧完了時における価額を除きま す。
- ⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用す る物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了 時に返還されるべき一時金および保険の対象 に損害が生じた時からその保険の対象の復旧 完了までの期間を超える期間に対応する費用 を除きます。以下⑤および⑥において同様と します。)。ただし、損害が生じた保険の対象 をその地において借用する場合に要する賃借 費用を超えるものを除きます。
- ⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用す る仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了 時における仮設物の価額を除きます。)およ び撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によ 借費用
- ⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するた

めの工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休 日勤務に対する割増賃金の費用

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によ って生じた損害に対しては、保険金(損害保 険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用 保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用 保険金または修理付帯費用保険金をいいま す。以下同様とします。)を支払いません。
 - ①保険契約者、被保険者(保険契約者または被 保険者が法人である場合は、その理事、取締 役または法人の業務を執行するその他の機 関) またはこれらの者の法定代理人の故意も しくは重大な過失または法令違反
 - ②被保険者でない者が保険金の全部または一部 を受け取るべき場合においては、その者(そ の者が法人である場合は、その理事、取締役 または法人の業務を執行するその他の機関) またはその者の法定代理人の故意もしくは重 大な過失または法令違反。ただし、他の者が 受け取るべき金額については除きます。
 - ③第2条(保険金を支払う場合)の事故の際に おける保険の対象の紛失または盗難
 - ④保険の対象に対する加熱作業または乾燥作 業。ただし、これらの作業によって第2条の 事故が生じた場合を除きます。
 - ⑤保険契約者もしくは被保険者が所有(所有権 留保条項付売買契約により購入した場合およ び1年以上を期間とする貸借契約により借り 入れた場合を含みます。なお、「所有権留保 条項付売買契約上とは、自動車販売店等が顧 客に自動車を販売する際に、自動車販売店、 金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、 販売された自動車の所有権を顧客に移さず、 留保することを契約内容に含んだ自動車の売 買契約をいいます。) もしくは運転(保険契 約者または被保険者が法人である場合は、そ の理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関による運転を含みます。)する 車両またはこれら以外で走行範囲が保険証券 記載の敷地内に限定される車両の衝突または 接触
 - ⑥被保険者または被保険者側に属する者の労働 争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - って生じた損害(これらの事由によって発生 した第2条(保険金を支払う場合)の事故が

延焼または拡大して生じた損害、および発生 原因がいかなる場合でも同条の事故がこれ らの事由によって延焼または拡大して生じ た損害を含みます。)に対しては、保険金を 支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらに類似の事変また は暴動(群衆または多数の者の集団の行動に よって、全国または一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認 められる状態をいいます。)
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第2条(保険金を支払う場合)の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
 - ①電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ②発酵または自然発熱の損害
 - ③機械の運動部分または回転部分の作動中に生 じた分解飛散の損害
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①別表1に規定する物について生じた第2条 (保険金を支払う場合)(2)の事故による損害
 - ②第4条(保険の対象の範囲)(2)②の自動車 について生じた第2条(3)または(4)の事故 による損害

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の 付属建物
 - ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ③通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに 類する物
 - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1

組の価額が30万円を超えるもの

- ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ①畳、建具その他これらに類する物
 - ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷 房・暖房、エレベーター、リフト等の設備の うち建物に付加したもの
 - ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これ らに類する物のうち建物に付加したもの

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1) から(4)までの損害保険金として支払うべき 損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、(1)の規定による損害の額は保険価額を限度とし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(1)の規定に よる損害の額 (1)の規定に よる損害の額 (1)の規定に よる損害の額 (1)の規定に も、力量を適用し ないものとします。) (1)の規定に 力量を適用し ないものとします。) (1)の規定に 力量を適用し ないものとします。) (1)の規定に 力量を適用し ないものとします。)

- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。
 - (1)の規定に 普通約款別表3に × 保険金額 損害保険よる損害の額 規定する免責金額 × 保険価額 金の額
- (4) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(5) の臨時費用保険金として、次の算式によって 算出した額を支払います。ただし、1回の事

故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

第2条(1)から(4) × 支払割合 = 臨時費用 までの損害保険金 × (30%) = 保険金の額

- (5) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1) から(4)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(6)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (6) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(7) の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(7)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。

第2条(7)②の 損害が生じた世 1被災世帯 失火見舞 帯または法人 × あたりの支払額 = 費用保険 (以下「被災世 × あたりの支払額 = 費用保険 帯」といいま す。)の数

(7) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(8) の地震火災費用保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合 = 地震火災費用 (5%) = 保険金の額

(8) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条(保険金を支払う場合)(9)

の修理付帯費用保険金として、支払います。

(9) (4)から(6)までの場合または(8)の場合において、当会社は、(4)から(6)までの規定または(8)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

- (1) 他の保険契約等(普通約款別表1に規定する 「他の保険契約等」の定義にかかわらず、こ の保険契約における保険の対象と同一の敷 地内に所在する被保険者所有の建物または 建物以外のものについて締結された第2条 (保険金を支払う場合)の損害または費用を 補償する他の保険契約または共済契約をい います。以下同様とします。)がある場合に おいて、それぞれの保険契約または共済契約 につき他の保険契約等がないものとして算 出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。) の合計額 が、保険金の種類ごとに別表2に規定する支 払限度額(以下「支払限度額」といいます。) を超えるときは、当会社は、次に定める額を 保険金として支払います。
 - ①他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払 われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を

支払います。

- (3) (1) の場合において、第2条(保険金を支払う場合)(5)の臨時費用保険金および同条(6) の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)までの損害保険金の額は、(1)または(2) の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。
- 第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条(保険金の支払額)(2)、(3)および(7)の規定をおのおの別に適用します。

第8条(準用規定)

- (1) この特約に従い、普通約款第19条(保険の対象の譲渡)(3)の規定中、「第22条(保険契約の失効)(1)」とあるのは、「普火(工場)タイプ特約第8条(準用規定)(2)の規定により読み替えて適用される第22条(保険契約の失効)(1)」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、普通約款第22条(保険契約 の失効)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第22条(保険契約の失効)
 - (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約は効力を失います。
 - ①保険の対象の全部が減失した場合。ただし、 普火(工場)タイプ特約第8条(準用規定) (8)の規定により読み替えて適用される第 40条(保険金支払後の保険契約)(1)の規 定により保険契約が終了した場合を除きま す。
 - ②保険の対象が譲渡された場合
 - (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。」
- (3) この特約に従い、普通約款第34条(損害防止 義務および損害防止費用)の規定を、次のと おり読み替えます。

「第34条(損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、普火(工場) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、保

- 険の対象に生じる損害の発生および拡大 の防止に努めなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者または被 保険者が、普火(工場)タイプ特約第2条 (保険金を支払う場合)(1)の損害の発生お よび拡大の防止のために必要または有益 な費用を支出したときにおいて、同特約第 3条(保険金を支払わない場合)に規定す る事由に該当しないときおよび第15条(保 険責任の始期および終期)(3)または第28 条(保険料の返還または請求一告知義務・ 通知義務等の場合)(4)の規定が適用され ないときは、当会社は、次に規定する費用 に限り、これを負担します(普火(工場) タイプ特約第2条(保険金を支払う場合) (8)の損害の発生および拡大の防止のため に支出した費用は負担しません。)。ただ し、当会社が負担する額は、保険金額(保 険金額が保険価額を超えるときは、保険価 額とします。)から同特約第2条(1)の損害 保険金の額を差し引いた残額を限度とし ます。
 - ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再 取得費用
 - ②消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
 - ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

(4) 普火(工場)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(3)、同特約第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および同特約第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同特約第6条

(1)の規定中「別表2に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または普火(工場)タイプ特約第8条(準用規定)(3)の規定により請み替えて適用される第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。」

(4) この特約に従い、普通約款第35条(残存物および盗難品の帰属)の規定を、次のとおり読み替えます。

「第35条(残存物)

当会社が普火(工場)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。|

- (5) この特約に従い、普通約款第36条(保険金の 請求)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第36条(保険金の請求)
 - (1) 当会社に対する保険金請求権は、普火(工場)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②損害見積書
 - ③その他当会社が第37条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠とし て保険契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたもの
 - (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に 応じ、保険契約者または被保険者に対して、 (2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の 提出または当会社が行う調査への協力を求

- めることがあります。この場合には、当会 社が求めた書類または証拠を速やかに提出 し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」
- (6) この特約に従い、普通約款第37条(保険金の 支払時期)(1)の規定中、「第36条(保険金の 請求)(2)」とあるのは、「普火(工場)タイ プ特約第8条(準用規定)(5)の規定により 読み替えて適用される第36条(保険金の請 求)(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条(時効)の規定中、「第36条(保険金の請求)(1)」とあるのは、「普火(工場)タイプ特約第8条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条(保険金支 払後の保険契約)の規定を、次のとおり読み 替えます。

「第40条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 普火(工場)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条(保険責任の始期および終期)から第40条(保険金支払後の保険契約)までの規定および普通約款別表1における「保険金」は、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、

たは修理付帯費用保険金をいいます。

- (10)この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規 定を準用します。この場合において、普通約 款の規定は、次のとおり読み替えるものとし ます。
 - ①「損害等」とあるのは「損害」
 - ②「第1条(損害保険金を支払う場合)」とあ るのは「普火(工場)タイプ特約第2条(保 険金を支払う場合)|
 - ③「保険の対象または利益保険対象物」、「保険 の対象もしくは利益保険対象物しまたは「保 険の対象および利益保険対象物」とあるのは 「保険の対象」
 - ④「他の保険契約等」とあるのは、「普火(工場) タイプ特約第6条(他の保険契約等がある場 合の保険金の支払額) に規定する他の保険契 約等上

別表 1 風災・雹災・雪災における除外物件

- 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下 のものをいいます。)およびこれに収容され る動産ならびにゴルフネット(ポールを含 みます。)
- 2. 建築中の屋外設備・装置
- 3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた 設備・装置ならびに海上に所在する設備・ 装置
- 4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、 製品、商品、副産物および副資材
- 5. 第4条 (保険の対象の範囲) (2)②に規定す る白動車

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支 払限度額

		保険金の種類	支払限度額
ſ	1		損害の額から普通約款別表3に
			規定する免責金額を差し引い
		合)(1)から	た額(注)
		(4)までの損	
		害保険金	

失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金ま | 2 | 第2条(保険 | 1回の事故につき、1敷地内 ごとに500万円(他の保険契約 金を支払う場 合)(5)の臨時 等に、限度額が500万円を超え るものがある場合は、これら 費用保険金 の限度額のうち最も高い額) 3 第 2 条 (保険 残存物取片づけ費用の額 金を支払う場 合) (6)の残存 物取片づけ費 用保険金 4 第 2 条 (保険 1 回の事故につき、20万円(他 金を支払う場の保険契約等に、1被災世帯 合)(7)の失火 あたりの支払額が20万円を超 見舞費用保険 えるものがある場合は、これ らの1被災世帯あたりの支払 額のうち最も高い額) に被災 世帯の数を乗じて得た額 |5||第2条(保険|(1)それぞれの||1||回の事故に 金を支払う場 保険契約また つき、1敷地 合) (8)の地震 は共済契約の 内ごとに2,000 火災費用保険 支払責任額の 万円(他の保 余 合計額が、1 | 険契約等に、 回の事故につ 限度額が2,000 き、1敷地内 万円を超える ごとに2.000万 ものがある場 円(他の保険|合は、これら 契約等に、限度の限度額のう 額が2.000万円 ち 最 も 高 い を超えるもの 額) がある場合は、 これらの限度

額のうち最も

高い額)を超

える場合

(2)上記(1)に該 1回の事故に 当しない場合でつき、保険の あって、それぞ対象ごとに、 れの保険契約ませの保険の対 たは共済契約の象の保険価額 おのおのの保険に5%(他の の対象について 保険契約等 の支払責任額のに、支払割合 合計額が、1回 が5%を超え の事故につき、るものがある 保険の対象ごと場合は、これ に、その保険の一らの支払割合 対象の保険価額のうち最も高 に5%(他の保しい割合)を乗 険契約等に、支 じて得た額 払割合が5%を 超えるものがあ る場合は、これ らの支払割合の うち最も高い割 合)を乗じて得 た額を超えると

6 第2条(保険 1回の事故につき、1敷地内 金を支払う場 ごとに5,000万円(他の保険 合)(9)の修理 契約等に、限度額が5,000万 付帯費用保険 円を超えるものがある場合 は、これらの限度額のうち最 も高い額)または修理付帯費 用の額のいずれか低い額

(注)他の保険契約等に普通約款別表3に規定す る免責金額よりも低い免責金額が適用される 場合は、これらの免責金額のうち最も低い額 を適用するものとします。

店総タイプ特約

略称 店総タイプ

第1条(特約の適用等)

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用する ことが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約が適用される場合は、企業財産包括 保険普通保険約款(以下「普通約款」といい ます。) 第1条(損害保険金を支払う場合) から第14条(包括して契約した場合の損害保 険金の支払額)までの規定および普通約款第 37条(保険金の支払時期)(5)の規定ならび に普通約款別表2および別表4は、適用しま

thin

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象について生じた損害に対し て、この特約に従い、損害保険金を支払いま す。
 - ①火%
 - (2)落雷
 - ③破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊また はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象が損害(雨、雪、雹または砂 塵の吹込みによって生じた損害については、 建物またはその開口部が①から③までの事 故によって直接破損したために生じた場合 に限ります。以下(2)において同様としま す。)を受け、その損害の額が20万円以上と なった場合には、その損害に対して、この特 約に従い、損害保険金を支払います。この場 合において、損害の額の認定は、敷地内ごと に保険の対象のすべてについて、一括して行 うものとします。
 - ①風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、 洪水、高潮等を除きます。)
 - (2) 雹災
 - ③雪炎(豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除き ます。)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によ って保険の対象について生じた損害に対し て、この特約に従い、損害保険金を支払いま
 - ①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、 接触もしくは倒壊または建物内部での車両も しくはその積載物の衝突もしくは接触。ただ し、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その 他これらに類する物の落下もしくは飛来、土 砂崩れまたは(2)もしくは(6)の事故による 損害を除きます。
 - ②次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放 水または溢水(水が溢れることをいいます。) による水濡れ。ただし、(2)もしくは(6)の事 故による損害または給排水設備(スプリンク ラー設備・装置を含みます。以下②において 同様とします。) 自体に生じた損害を除きま す。
 - ア. 給排水設備に生じた事故

- イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じ た事故
- ③騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 当会社は、盗難(強盗、窃盗またはこれらの 未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象である建物または設備・代器 等(設備、装置、機械、器具、工具、代器または備品をいいます。以下同様とします。) について生じた盗取、損傷または汚損の損害 に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨または預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に規定する事実がすべてあったことを条件とします。
 - ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った 後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこ と。
 - ②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- (6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
 - ①保険の対象である建物に保険価額の30%以上 の損害が生じた場合

- ②保険の対象である建物が、地盤面(建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。
- ④保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合
- (7) 当会社は、(1)から(3)までの損害保険金が 支払われる場合において、それぞれの事故に よって保険の対象が損害を受けたため臨時 に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨 時費用保険金を支払います。
- (8) 当会社は、(1)から(3)までの損害保険金が 支払われる場合において、それぞれの事故に よって損害を受けた保険の対象の残存物の 取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取 片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。 以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、この特約に従い、残存物取片づけ 費用保険金を支払います。
- (9) 当会社は、次に規定する①の事故によって② の損害が生じた場合には、それによって生ず る見舞金等の費用に対して、この特約に従 い、失火見舞費用保険金を支払います。
 - ①保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ②第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (10)当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(この場合においては、第3条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、 よたは垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
 - ①保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下②において同様とします。)。
 - ②保険の対象が設備・什器等または商品・製品 等である場合には、これらを収容する建物が 半焼以上となったとき。
- (11)当会社は、(1)の事故によって保険の対象に 損害が生じた結果、その保険の対象の復旧に あたり次のいずれかに該当する費用(居住の 用に供する部分にかかわる費用を除きます。) が発生した場合は、その費用のうち当会社の 承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以 下「修理付帯費用」といいます。)に対して、 この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払 います。
 - ①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)
 - ②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。⑤において

- 同様とします。) を超える期間に対応する費 用を除きます。
- ③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
 - ①保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が

受け取るべき金額については除きます。

- ③保険の対象に対する加熱作業または乾燥作 業。ただし、これらの作業によって第2条(保 険金を支払う場合)の事故が生じた場合を除 きます。
- ④保険契約者または被保険者が所有(所有権留 保条項付売買契約により購入した場合および 1年以上を期間とする貸借契約により借り入 れた場合を含みます。なお、「所有権留保条 項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客 に自動車を販売する際に、自動車販売店、金 融業者等が、販売代金の全額領収までの間、 販売された自動車の所有権を顧客に移さず、 留保することを契約内容に含んだ自動車の売 買契約をいいます。)または運転(保険契約 者または被保険者が法人である場合は、その 理事、取締役または法人の業務を執行するそ の他の機関による運転を含みます。)する車 両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤被保険者または被保険者側に属する者の労働 争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑥第1条(1)から(3)までの事故または(6)もし くは(10)の事故の際における保険の対象の紛 失または盗難
- ⑦保険の対象である動産が屋外にある間に生じ た盗難
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によ って生じた損害(これらの事由によって発生 した第2条(保険金を支払う場合)の事故が 延焼または拡大して生じた損害、および発生 原因がいかなる場合でも同条の事故がこれ らの事由によって延焼または拡大して生じ た損害を含みます。)に対しては、保険金を 支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらに類似の事変また は暴動(群衆または多数の者の集団の行動に よって、全国または一部の地区において著し く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認 められる状態をいいます。)
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - において同様とします。) もしくは核燃料物 質によって汚染された物(原子核分裂生成物 を含みます。)の放射性、爆発性その他の有 害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対 (6) 設備・什器等が保険の対象である場合におい

- しては、第2条(保険金を支払う場合)の事 故による場合を除き、保険金を支払いませ
- ①電気的事故による炭化または溶融の損害
- ②発酵または自然発熱の損害
- ③機械の運動部分または回転部分の作動中に生 じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国 内に所在する保険証券記載の建物またはこ れに収容される動産(物置、車庫その他の付 属建物を保険証券に明記して保険の対象に 含めた場合には、これに収容される動産を含 みます。)とします。
- (2) 次に規定する物は、保険の対象に含まれませ ho
 - ①自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、 原動機付自転車を除きます。)
 - ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手そ の他これらに類する物
- (3) 次に規定する物は、保険証券に明記されてい ない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の 付属建物
 - ②貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品で、1個または1 組の価額が30万円を超えるもの
 - ③稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙 型、模型、証書、帳簿その他これらに類する
- (4) 建物が保険の対象である場合には、次に規定 する物のうち、被保険者の所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含ま れます。
 - ①畳、建具その他これらに類する物
 - ②電気、通信、ガス、給排水、衛牛、消火、冷 房・暖房、エレベーター、リフト等の設備の うち建物に付加したもの
 - ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これ らに類する物のうち建物に付加したもの
- ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③ (5) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合に おいて、設備・什器等が保険の対象であると きは、(4) に掲げる物で被保険者の所有する 業務用のものは、特別の約定がないかぎり、 保険の対象に含まれます。

て、業務用の通貨または預貯金証書に、第2条(保険金を支払う場合)(5)の盗難による 損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう保 険価額および保険金額ならびに保険証券記載の設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第5条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1) から(4)までの損害保険金として支払うべき 損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

普通約款別表3に規定 する免責金額(普通約 (1) および(2) 款別表3に免責金額が の規定による一規定されていない場合は、免責金額を適用しないものとします。以 下同様とします。以

(4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

((1)および(2) 普通約款別表 の規定による — 3 に規定する 損害の額 免責金額 <保険金額 保険価額の80%に相当する額 = 金の額

- (5) 第4条(保険の対象の範囲)(3)②に規定する物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (6) (3)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、それらの免責金額と第6条(損害保険の支払額ー通貨または預貯金証書の盗難の場合)の規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故に

- つき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(6)までの規定または第6条(損害保険金の支払額-通貨または預貯金証書の盗難の場合)の規定により当会社が支払う損害保険金の額の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

第6条(損害保険金の支払額-通貨または預貯金 証書の盗難の場合)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用 の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の 事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通 約款別表3に規定する免責金額を差し引い た額を限度とし、その損害の額から普通約款 別表3に規定する免責金額を差し引いた額 を損害保険金として、支払います。
- (2) 第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (3) (1)または(2)の損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、それらの免責金額と第5条(損害保険金の支払額)の規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (4) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(3)までの規定または第5条(損害保険金の支払額)の規定により当会社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

第7条(水害保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(6) ①の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(6) ①の水害保険金として、次の算式(保険金額 が保険価額を超える場合は、算式の保険金額 は、保険価額とします。)によって算出した

額を支払います。

保険金額× 43損害の額 × 縮小割合 - 普通約款別表 水害保険 保険金額× 大る損害の額 × (70%) - 3に規定する - 金の額 免責金額

(3) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(6) ②の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

保険金額 × 支払割合 — 普通約款別表3に = 水害保険 規定する免責金額 = 金の額

(4) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(6) ③または④の水害保険金として、次の算式 (保険金額が保険価額を超える場合は、算式 の保険金額は、保険価額とします。)によっ て算出した額を支払います。ただし、1回の 事故につき、1敷地内ごとに100万円から普 通約款別表3に規定する免責金額を差し引 いた額を限度とします。

保険金額 × 支払割合 - 普通約款別表3に = 水害保険 規定する免責金額 = 金の額

- (5) (3)および(4)の規定に基づいて、当会社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(6) ②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (6) (2)から(5)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1 回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(5)までの規定により当会社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

第8条 (臨時費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(7) の臨時費用保険金として、次の算式によって 算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度と します。 第 2 条(1)か ら(3)までの× 支払割合 = 臨時費用 損害保険金 (30%) = 保険金の額

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第9条(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1) から(3)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(8)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第10条 (失火見舞費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(9) の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(9)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。

第2条(9)②の損 害が生じた世帯ま たは法人(以下「被 × 払額 災世帯」といいま す。)の数

(2)(1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

第11条 (地震火災費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(10) の地震火災費用保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合 = 地震火災費 用保険金の 額

(2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第12条 (修理付帯費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条(保険金を支払う場合)(11)の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

- (1) 他の保険契約等(普通約款別表1に規定する 「他の保険契約等」の定義にかかわらず、こ の保険契約における保険の対象と同一の敷 地内に所在する被保険者所有の建物または 建物以外のものについて締結された第2条 (保険金を支払う場合) の損害または費用を 補償する他の保険契約または共済契約をい います。以下同様とします。)がある場合に おいて、それぞれの保険契約または共済契約 につき他の保険契約等がないものとして算 出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。) の合計額 が、保険金の種類ごとに別表に規定する支払 限度額(以下「支払限度額」といいます。) を超えるときは、当会社は、次に定める額を 保険金として支払います。
 - ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支 払われた場合

- 支払限度額から、他の保険契約等から支払 われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金および同条(6)①の水害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第2条(保険金を支払う場合)(7)の臨時費用保険金および同条(8)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(3)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第14条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条(損害保険金の支払額)(3)および(4)、第7条(水害保険金の支払額)(2)から(4)までならびに第11条(地震火災費用保険金の支払額)(1)の規定をおのおの別に適用します。

第15条(準用規定)

- (1) この特約に従い、普通約款第19条(保険の対象の譲渡)(3)の規定中、「第22条(保険契約の失効)(1)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条(準用規定)(2)の規定により読み替えて適用される第22条(保険契約の失効)(1)」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、普通約款第22条(保険契約の失効)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第22条(保険契約の失効)
 - (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約は効力を失います。

- ①保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、 店総タイプ特約第15条(準用規定)(8)の規 定により読み替えて適用される第40条(保 険金支払後の保険契約)(1)の規定により 保険契約が終了した場合を除きます。
- ②保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。
- (3) この特約に従い、普通約款第34条(損害防止 義務および損害防止費用)の規定を、次のと おり読み替えます。

「第34条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、店総タイプ 特約第2条(保険金を支払う場合)の事故 が発生したことを知った場合は、保険の対 象に生じる損害の発生および拡大の防止 に努めなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者または被 保険者が、店総タイプ特約第2条(保険金 を支払う場合)(1)の損害の発生および拡 大の防止のために必要または有益な費用 を支出したときにおいて、同特約第3条 (保険金を支払わない場合) に規定する事 中に該当しないときおよび第15条(保険責 任の始期および終期)(3)または第28条(保 険料の返還または請求一告知義務・通知義 務等の場合)(4)の規定が適用されないと きは、当会社は、次に規定する費用に限り、 これを負担します(店総タイプ特約第2条 (保険金を支払う場合)(10)の損害の発生お よび拡大の防止のために支出した費用は 負担しません。)。ただし、当会社が負担す る額は、保険金額(保険金額が保険価額を 超えるときは、保険価額とします。) から 同特約第2条(1)の損害保険金の額を差し 引いた残額を限度とします。
 - ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再 取得費用
 - ②消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
 - ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由が

なく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

店総タイプ 特約第2条 (保険金を支 – 損害の発生お よび拡大を防 も止すること認め もか事故による もおいる損害の額

- (4) 店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払 額)(7)、同特約第13条(他の保険契約等 がある場合の保険金の支払額)(1)および 同特約第14条(包括して契約した場合の保 険金の支払額)の規定は、(2)に規定する 負担金を算出する場合にこれを準用しま す。この場合において、同特約第13条(1) の規定中「別表に規定する支払限度額」と あるのは「それぞれの保険契約もしくは共 済契約の保険金額の合計額(それぞれの保 険契約または共済契約の保険金額の合計 額が保険価額を超える場合は、保険価額と します。)からそれぞれの保険契約もしく は共済契約によって支払われるべき損害 保険金もしくは共済金の合計額を差し引 いた残額または店総タイプ特約第15条(準 用規定)(3)の規定により読み替えて適用 される第34条(損害防止義務および損害防 止費用)(2)によって当会社が負担する費 用のいずれか低い額」と読み替えるものと します。
- (5)(2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。|
- (4) この特約に従い、普通約款第35条(残存物および盗難品の帰属)の規定を、次のとおり読み替えます。

「第35条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金または(6)の水害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場 合)(4)の損害保険金を支払う前にその保

険の対象が回収された場合は、同特約第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(4)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。|
- (5) この特約に従い、普通約款第36条(保険金の 請求)の規定を、次のとおり読み替えます。 「第36条(保険金の請求)
 - (1) 当会社に対する保険金請求権は、店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②損害見積書
 - ③保険の対象の盗難による損害の場合は、所 轄警察署の証明書またはこれに代わるべき 書類
 - ④その他当会社が第37条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠とし て保険契約締結の際に当会社が交付する書 面等において定めたもの
 - (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) この特約に従い、普通約款第37条(保険金の支払時期)(1)の規定中、「第36条(保険金の請求)(2)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条(時効)の規定中、「第36条(保険金の請求)(1)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条(保険金支 払後の保険契約)の規定を、次のとおり読み 替えます。

「第40条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条 (保険責任の始期および終期)から第40条(保 険金支払後の保険契約)までの規定および普 通約款別表1における「保険金」は、損害保 険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物 取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、 地震火災費用保険金または修理付帯費用保 険金をいいます。
- (10)この特約に定めのない事項については、この

定を準用します。この場合において、普通約 限度額 款の規定は、次のとおり読み替えるものとし ます。

- ①「損害等」とあるのは「損害」
- ②「第1条(損害保険金を支払う場合)」とあ るのは「店総タイプ特約第2条(保険金を支 払う場合)」
- ③「保険の対象または利益保険対象物」、「保険 の対象もしくは利益保険対象物」または「保 険の対象および利益保険対象物」とあるのは 「保険の対象し
- ④「他の保険契約等」とあるのは、「店総タイ プ特約第13条(他の保険契約等がある場合の 保険金の支払額)に規定する他の保険契約等」

特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規 | 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払

- 1							
	保険	金の種類	支払限度額				
1	う場合) での損害	保険金を支払 (1)から(3)ま 保険金	損害の額から普通約 款別表3に規定する 免責金額を差し引い た額(注)				
2	第 2 条金う (4) 書(保険払合の) 損金	(1) 第 4 条 (保険の対象 の 範 囲)(3) ②に掲げる物	1回のまでは、100万年 100万年 100万円にを 100万円にを 100万円にを 100万円にを 100万円にを 100万円の 100万円				
		(2) 上記以外 の物	損害の額から普通約 款別表3に規定する 免責金額を差し引い た額(注)				
3	第 2 条金の (保) (5) (5) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(1)業務用の通貨	1回の事故にに30万年間の事故にに30万年間の事故にに30万年間の事故にに30万年間ののでは、10万年間ののでは、20万年間ののでは、20万年間のではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではの				
		(2)業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(他の保険契約500万円に、限度をあるの方のの方のではないがある。これは、うなは、からは、からは、できないがある。では、ないが、できずれが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ない				

4	第 2 条 (保険金 を支払う) (6)の水 害保険金	保険金	損害の額に70%(他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合の方を乗びまりを乗びまります。 一部では、1000円の第一では、1000円のでは、1000円の可可では、1000円の可可では、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000		および(3)の	1回の内の関係では、1000年の内の関係では、1000年の内の関係では、1000年の内の関係では、1000年の内の関係では、1000年の内の関係を対象の方のでは、1000年の関係を対象の方のでは、1000年の対象の対象を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
		(2)②の水害 保険金	1回の事故につき、1 敷地内ごとに200万円 (他の保険契約等に、この損害に対する限度 額が200万円を超える ものがある場合は、これらの限度額のうち最 も高い額)または保険 価額に10%(他の保険		第2条 (保険金を支払 う場合)(7)の臨時費用 保険金 (保険金を支払 第2条 (保険金を支払 方場合)(8)の残存物取 片づけ費用保険金	1回の事故につき、 1敷地内ごとに500万円(他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるこれらのあるは、うち最も高い度額のある。) 残存物取片づけ費用
			契約等に、この損害に 対する支払割合が10% を超えるものがある場合は、これらの支払割 合のうち最も高い割 合)を乗じて得た額の いずれか低い額から普 通約款別表3に規定する免責金額を差し引い	7	第2条(保険金を支払 う場合)(9)の失火見舞 費用保険金	20万円(他の保険契制のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
		(3)③または ④の水害保険 金	た額(注)	8	第 2 条(1) それ対対 (1) という	1敷地内ごとに300万円(他の保険契約等に、限度額が300万円を超されている。 を超さは、では、おいるのでは、 を通いるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

略称 実損払

付保割合条件付実損払特約

第1条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第9条(損害保険金の支払額)(3) および同条(4)の規定にかかわらず、(2) に規定する支払限度額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。
 - ①保険金額が保険価額に付保割合(保険証券に添付される明細書記載の付保割合をいいます。以下同様とします。)を乗じて得た額以上である場合は、次の算式によって算出した額

普通約款第9条 (1)および同条 _ (3)に規定す = 損害保険 (2)の規定によ る免責金額 = 金の額 る損害の額

②保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た 額より低い場合は、次の算式によって算出し た額

|普通約款第9条 (3) に (1)および同条 — 規定する (2)の規定によ — 規定する × — 保険金額 — 損害保 (2)の規定によ — 免責金額 — 保険価額×付保割合 — 額

- (2) (1) の場合において、普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)(1) および(2) の事故による損害に対する損害保険金の支払限度額は、保険証券記載の保険金額とし、普通約款第1条(3)から(5)までの事故による損害に対する損害保険金の支払限度額は、保険証券記載の保険金額または10億円のいずれか低い額とします。
- (3) (1) の場合において、普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)(1) および(2) の事故による損害に対する損害保険金については、免責金額の適用はありません。また、普通約款第1条(3)から(5)までの事故による損害に対する損害保険金については、(1)の算式に適用する免責金額は、10万円とします。
- (4) この保険契約に普火(一般)タイプ特約または普火(工場)タイプ特約が付帯されている場合は、(1)、普火(一般)タイプ特約または普火(工場)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(2)および同条(3)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従

(2)上 記(1) 1 回の事故につき、 に該当しない保険の対象ごとに、 場合であっその保険の対象の保 て、それぞれ険価額に5%(他の の保険契約ま保険契約等に、支払 たは共済契約割合が5%を超える のおのおののものがある場合は、 保険の対象にこれらの支払割合の ついての支払うち最も高い割合) 責任額の合計を乗じて得た額 額が、1回の 事故につき、 保険の対象ご とに、その保 険の対象の保 険価額に5% (他の保険契 約等に、支払 割合が5%を 超えるものが ある場合は、 これらの支払 割合のうち最

き。

も高い割合)

を乗じて得た額を超えると

(注) 第5条(損害保険金の支払額)もしくは第6条(損害保険金の支払額ー通貨または預貯金証書の盗難の場合)の規定により損害保険金の額を算出する場合または第7条(水害保険金の支払額)の規定により水害保険金の有益額は、これらの規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。また、他の保険契約等に普通約款別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

い、次の額を損害保険金として、支払います。

- ①保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額以上である場合は、普火(一般)タイプ特約または普火(工場)タイプ特約第5条(1)の規定による損害の額
- ②保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た 額より低い場合は、次の算式によって算出し た額

普外(一般)タイプ 特約または普火 (工場)タイプ特約× 第5条(1)の規定に よる損害の額

- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯されている場合は、(1)、店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払額)(3) および同条(4) の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。
 - ①保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額以上である場合は、店総タイプ特約第5条(1)および同条(2)の規定による損害の額
 - ②保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た 額より低い場合は、次の算式によって算出し た額

店総タイプ特約 第5条(1)および× 保険金額 同条(2)の規定 (保険価額×付保割合 = 最高保険 による損害の額

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

利益保険タイプ特約

略称 利益保険 タイプ特約

第1条(利益保険金および営業継続費用保険金を 支払う場合)

- (1) 当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(利益保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)(1)に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用に対してのみ、この特約に従い、利益保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第4条(営業継続費用保

険金を支払う場合)の規定にかかわらず、普通約款第1条(損害保険金を支払う場合)(1)に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対してのみ、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

てん補期間の終期に関する特約

下 てん補 期間終期

第1条(てん補期間)

この特約が適用される場合は、企業財産包括 保険普通保険約款(以下「普通約款」といいま す。)別表1のてん補期間の規定は、次のとお り読み替えるものとします。

てん補期間 保険金支払の対象となる期間で

(2) 事故が第3条 (利益保険金を支払う場合)(2)の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または阻害が終了した時

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

保険料分割払特約(一般) または保険料分割払特約(大口)

略称 分割払

第1条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年 額保険料(この保険契約に定められた総保険料 をいいます。以下同様とします。) を保険証券 記載の回数および金額(以下「分割保険料」と いいます。) に分割して払い込むことを承認し ます。

第2条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に 第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の 分割保険料については、保険証券記載の払込期 日(以下「払込期日」といいます。) までに払 い込まなければなりません。

第3条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は第2条 (分割保険料の払込方法)の第1回分割保険料 を領収する前に生じた事故による損害、利益損 失または営業継続費用(以下「損害等」といい ます。) に対しては、保険金を支払いません。

第4条(分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料につ いてその分割保険料を払い込むべき払込期日の 属する月の翌月末までにその分割保険料の払込 みを怠った場合は、当会社は、その分割保険料 の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害 等に対しては、保険金を支払いません。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第8条(保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、 保険契約者は、その全額を一時に当会社に払 い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条(保険料の返 還または請求)の表の①または②の規定によ る追加保険料の払込みを怠った場合(当会社 が保険契約者に対し追加保険料の請求をした にもかかわらず相当の期間内にその支払がな かった場合に限ります。) は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契 約を解除することができます。
- (3) 第8条(保険料の返還または請求)の表の① または②の規定による追加保険料を請求する 場合において、(2)の規定によりこの保険 契約を解除できるときは、当会社は、保険金 を支払いません。この場合において、既に保 第8条(保険料の返還または請求)

険金を支払っていたときは、当会社は、その 返還を請求することができます。

- (4) 第8条(保険料の返還または請求)の表の③ の規定による追加保険料を請求する場合にお いて、当会社の請求に対して保険契約者がそ の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保 険料領収前に生じた事故による損害等に対し ては、保険契約条件の変更がなかったものと して、この特約が付帯された普通保険約款(以 下「普通約款」といいます。)およびこの保 険契約に付帯される特約に従い、保険金を支 払います。
- (5) 第8条(保険料の返還または請求)の表の② の規定による追加保険料を請求する場合は、 (3) の規定は、保険契約者または被保険者 が通知義務を負う事実が生じる前に発生した 事故による損害等に対する保険金には適用し ません。

第6条(保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金 の支払により、普通約款またはこの保険契約に 付帯される特約の規定に基づいて、この保険契 約の全部または一部が終了する場合は、保険契 約者は、保険金の支払を受ける前に、終了する 部分にかかる未払込分割保険料(年額保険料か ら既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引 いた額をいいます。) の全額を一時に払い込ま なければなりません。

第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、 保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この保険契約を解除することができます。
 - ①払込期日の属する月の翌月末までに、その払 込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込 みがない場合
 - ②払込期日までに、その払込期日に払い込まれ るべき分割保険料の払込みがなく、かつその 翌月の払込期日(以下「次回払込期日」とい います。) において、次回払込期日に払い込 まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除の効力は、次のいずれかに該当 する日からそれぞれ将来に向かってのみ生じ ます。
 - ①(1)①による解除の場合は、その分割保険 料を払い込むべき払込期日
- ②(1)②による解除の場合は、次回払込期日

下表の保険料を返還または請求すべき事由が||⑤|次のア.からオ.の|年額保険料ならびに①から 生じた場合は、当会社は、普通約款の保険料の 返還または請求に関する規定にかかわらず、

そ の事由ごとに下表のとおり保険料を返還または 請求します。

事由

保険料の返還または請求の方法

- て、保険料率を変更には請求します。 する必要があるとき。
- ① 告知事項について告 変更前の年額保険料と変更 |げられた内容が事実||後の年額保険料との差に基 と異なる場合においづき計算した保険料を返還ま
- あるとき。

② 保険契約締結の後、変更前の年額保険料と変更 |保険契約者または被|後の年額保険料との差に基 保険者が通知義務をづき、保険契約者または被保 負う事実が生じた場 | 険者が通知義務を負う事実 |合において、保険料||が生じた時以降の期間(保険 率を変更する必要が製約者または被保険者の申出 に基づく、その事実が生じた 時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した 保険料を返還または請求しま d.

③ ① および②のほか、変更前の年額保険料と変更 件の変更を当会社に対します。 通知し、承認の請求 を行い、当会社がこれ

保険契約締結の後、後の年額保険料との差に基 保険契約者が書面を「づき計算した、未経過期間に もって保険契約の条対する保険料を返還または請

を承認する場合にお いて、保険料を変更 する必要があるとき。

④ 保険契約者もしくは 既に払い込まれた保険料を返 その代理人が、保険にません。

金を不法に取得する 目的もしくは第三者 に不法に取得させる 目的をもって締結し た保険契約が無効と なる場合、または、 保険契約者、被保険 者もしくはこれらの 者の代理人の詐欺も しくは強迫によって 当会社が保険契約を 締結したことにより 当会社が保険契約を 取り消す場合

いずれかに該当する③までおよび⑦の規定に基 場合 づき返還しまたは請求した保 除きます。)

を解除する場合 により当会社が保険 契約を解除する場合 工. 重大事由による 解除の規定により当 会社が保険契約を解

オ. 保険契約者が① または②の規定によ る追加保険料の支払 を怠った(当会社が、 保険契約者に対し追 加保険料の請求をし たにもかかわらず相 当の期間内にその支 払がなかった場合に 限ります。) ことによ り当会社が保険契約 を解除した場合

ア. 保険契約が失効 険料 (以下「年額保険料等 | となる場合(ただし、といいます。)から未経過期 この保険契約で補償間に対し日割をもって計算し する事故による損害に保険料を返還します。ただ に対して当会計が保し、未払込保険料(年額保険 険金を支払う場合を 料等から既に払い込まれた保 険料の総額を差し引いた額を イ. 告知義務違反にいいます。以下同様としま よる解除の規定によす。)がある場合には、返還 り当会社が保険契約する保険料と未払込保険料 の差額を返還または請求しま ウ、通知義務の規定す。 除する場合

|⑥|第7条(分割保険料|既に払い込まれた既経過期| 不払の場合の保険契|間に対応する保険料は返還し 約の解除)(1)の規ません。 定により、この保険 契約が解除された場

① 保険契約締結の後、年額保険料等のうち減額す 保険の対象の価額がる保険金額に相当する年額保 著しく減少し、保険 険料等から既経過期間に対し 契約者が保険金額にて別表に掲げる短期料率によ ついて、減少後の保って計算した保険料を差し引 険の対象の価額に至いて、その残額を返還します。 るまで保険金額の減 額を請求した場合

⑧ 保険契約者が保険契 年額保険料等から既経過期 約を解除した場合 間に対して別表に掲げる短期

中間は対して別表に掲げる短期 料率によって計算した保険料 を差し引いて、その残額を返 還します。ただし、未払込保 険料がある場合には、返還す る保険料と未払込保険料の 差額を返還または請求しま す。

別表 短期料率表

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	1 - 12	2	3 - 12	4 - 12	5 - 12	6 - 12	7 12	8 - 12	9 - 12	10 - 12	11 - 12	12 - 12

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定 を準用します。

初回保険料の口座振替に関する 特約

略称 初回保険料 □座振替

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と 保険契約者との間に、あらかじめ次に定める 保険料(以下「初回保険料」といいます。) を口座振替の方法により払い込むことにつ いての合意がある場合に適用されます。
 - ①保険料の払込方法が一時払の場合には一時払 保険料
 - ②保険料の払込方法が一時払以外の場合には第 1回保険料
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ①保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」 といいます。)が、提携金融機関(当会社と 保険料の口座振替の取扱いを提携している金 融機関等をいいます。以下同様とします。)に、 保険契約締結の時に設定されていること。
 - ②この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の

前月末日までになされていること。

第2条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに 当会社の定める期日(以下「初回保険料払込 期日」といいます。)に、指定口座から当会 社の口座に振り替えることによって行うも のとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条(初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末(以下「払込期限」といいます。)までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回 保険料を払い込んだ場合には、この特約が付 帯された普通保険約款(以下「普通約款」と いいます。) および特約等に定める保険料領 収前に生じた事故の取扱いに関する規定を 適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が初回保険料払 込み前の事故による損害、利益損失または営 業継続費用に対して保険金の支払を受ける 場合には、保険契約者は、その支払を受ける 前に、初回保険料を当会社に払い込まなけれ ばなりません。

第4条 (解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、払込期限を経過した後も、初回保 険料の払込みがない場合には、この保険契約 を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および これに付帯された特約の規定を準用します。

分割払契約の第2回保険料の 払込期日猶予に関する特約

略称 分割猶予

第1条(特約の適用)

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約または長期保険保険料分割払特約が適用されており、かつ、分割保険料の払込方法が口座振替による場合にかぎり適用されます。ただし、保険料分割払特約にこの特約を適用する場合は、年額保険料を10回、11回または12回、長期保険保険料分割払特約にこの特約を適用する場合は、契約年度1年分の保険料を10回、11回または12回に分割して支払うときに限ります。

第2条(第2回分割保険料不払の場合の特則)

当会社は、この特約により、保険契約者が第 2回分割保険料(この保険契約に長期保険保険 料分割払特約が適用されている場合には、保険 契約を締結した最初の年度における第2回分割 保険料をいいます。以下同様とします。) につ いて、その分割保険料を払い込むべき払込期日 までにその分割保険料の払込みを怠り、かつ、 払込みを怠った理由が、提携金融機関(当会社 と保険料の口座振替の取扱いを提携している金 融機関等をいいます。)に対して口座振替請求 が行われなかったことによる場合においては、 第3回分割保険料(この保険契約に長期保険保 険料分割払特約が適用されている場合は、保険 契約を締結した最初の年度における第3回分割 保険料をいいます。)の払込期日をその第2回 分割保険料の払込期日とみなしてこの保険契約 に適用されている保険料分割払特約または長期 保険保険料分割払特約の規定を適用します。た だし、口座振替請求が行われなかった理由が預 金不足等保険契約者の責めに帰すべき事由によ る場合を除きます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯 された普通保険約款の規定を準用します。

テロ危険不担保特約

略称 テロ危険不担保

(1) 当会社は、普通保険約款および他の特約の規定にかかわらず、この特約に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約において

損害とは、損失、費用または傷害を含みます。 ①テロ行為

- ②テロ行為を抑制もしくは防止する目的または テロ行為に対して報復する目的で行われる行 為
- (2) (1)のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為(示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。)または破壊行為(データ等を破壊する行為を含みます。)をいいます。

重大事由解除変更特約

この特約は、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う特約 (以下「賠償特約」といいます。)に自動的に付帯して適用されます。

第1条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、次の規定(以下「反社会的勢力等の定義」といいます。)のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される賠償特約(次の普通保険約款の被保険者が反社会的勢力等の定義のいずれかに該当する場合を除き、この特約が付帯される賠償特約の被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。)を解除することができます。
 - ①火災保険普通保険約款(一般物件用)第18条(重大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
 - ②火災保険普通保険約款(工場物件用)第18条(重大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
 - ③火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第18条(重大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
 - ④火災保険普通保険約款(森林火災保険用)第 18条(重大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
 - ⑤店舗総合保険普通保険約款第26条(重大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
 - ⑥企業財産包括保険普通保険約款第26条(重 大事由による解除)(1)③ア.からオ.まで
- (2) 次の規定による解除(以下「普通保険約款の重大事由による解除」といいます。) または(1) の規定による解除が損害の発生した

後になされた場合であっても、その解除の | 第2条(幹事保険会社の行う事項) 原因となる事由が発生した時以降に生じた 事故による損害に対しては、当会社は、 の特約が付帯される賠償特約の保険金を支 払いません。この場合において、既に保険 金を支払っていたときは、当会社は、保険 金の返還を請求することができます。

- ① 人 災保険普通保険約款(一般物件用)第18 条(重大事由による解除)(1)
- ②火災保険普通保険約款(工場物件用)第18 条(重大事由による解除)(1)
- ③火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第18 条(重大事由による解除)(1)
- ④ 火 災 保 険 普 涌 保 険 約 款 (森林 火 災 保 険 用) 第 18条(重大事由による解除)(1)
- ⑤店舗総合保険普通保険約款第26条(重大事 由による解除)(1)
- ⑥企業財產包括保険普通保険約款第26条(重 大事由による解除)(1)
- (3)(1)または普通保険約款の重大事由による 解除の規定による解除がなされた場合は、 (2) の規定は、次のいずれかに該当する損 害については適用しません。
 - ①反社会的勢力等の定義のいずれにも該当しな い被保険者に生じた損害
 - ②反社会的勢力等の定義のいずれかに該当する 被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害 ((2) の規定が適用されない場合に修理費用 担保特約に規定する修理費用保険金として支 払われるべき修理費用を除きます。)

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯 された普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

今般ご送付した保険証券が共同保険契約による ものである場合には、この特約が適用されます。

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社に よる共同保険契約であって、保険証券記載の保 険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額 または引受割合に応じて、連帯することなく単 独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負 います。

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険 契約の幹事保険会社として指名した保険会社 は、保険証券記載の全ての保険会社のために下 表に掲げる事項を行います。

- 保険契約申込書の受領ならびに保険証券 等の発行および交付
- ② | 保険料の収納および受領または返戻
- 保険契約の内容の変更の承認または保険 契約の解除
- 保険契約上の規定に基づく告知または通 知に係る書類等の受領およびその告知ま たは通知の承認
- 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類 等の受領およびその譲渡の承認または保 険金請求権等の上の質権の設定、譲渡も しくは消滅の通知に係る書類等の受領お よびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- 保険契約に係る変更手続き完了のお知ら せの発行および交付または保険証券に対 する裏書等
- 保険の対象その他の保険契約に係る事項 の調査
- 事故発生もしくは損害発生の通知に係る 書類等の受領または保険金請求に関する 書類等の受領
- 損害の調査、損害の査定、保険金等の支 払および保険証券記載の保険会社の権利 の保全
- その他①から⑨までの事務または業務に 付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第 2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる 事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれ を行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険 会社に対して行った通知その他の行為は、保険 証券記載の全ての保険会社に対して行われたも のとみなします。

代位求償権限定行使特約

この特約は、企業財産包括保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) に自動的に付 帯されます。

第1条(代位求償を行わない場合)

(1) 普通約款第39条(代位)(1)の規定により、

当会社に移転した債権のうち、被保険者がこの保険契約の保険期間中に設立した子会社(会社法(平成17年法律第86号)に定める子会社をいいます。)(以下「新設子会社」といいます。)に対する債権については、これを行使しないものとします。ただし、新設子会社の理事、取締役またはその業務を執行するその他の機関の故意または重大な過失によって生じた損害等に対し保険金を支払った場合は、当会社は、その権利を行使することができます。

(2)(1)の規定は、新設子会社の設立時から1年を経過した日よりも後に発生した事故によって生じた損害等に対しては、適用しません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および これに付帯された他の特約の規定を準用しま す。

作業の内容または使用もしくは収容される危険品に変更があった場合の通知について

ご契約時にお渡ししている重要事項説明書の中「危険品級別表 で、「通知義務」についてご説明しています。そ の項目において、「建物または屋外設備・装置内 で行われる作業の内容、規模またはその作業に使 用する危険品の種類」および「貯蔵倉庫、貯蔵用 タンク・サイロ等に収容される危険品の種類」を 各種目共通の通知事項として記載していますが、 これらの事項について、弊社に通知いただく必要 がある場合は、具体的には次のとおりです。

- 1. 保険証券記載の建物または屋外設備・装置内 で行われる作業の内容またはその作業に使用す る危険品の全部もしくは一部に変更があった場 合(休止中の作業を開始したときを含みます。)。 この規定は、工業上の作業を行う建物および屋 外設備・装置ならびに次の用途に使用される建 物および屋外設備・装置を保険の対象とする場 合に適用されます。
 - · 動力室
 - ・開梱場、荷造場(同一敷地内で工業上の作業 と一貫して行われる開梱、荷造等の作業を行 う場合)
 - ・研究室、実験室、分析室、検査室
 - ・パイロットプラント(試験工場)
 - 洗浄場(同一敷地内で使用されるびん、かん。 その他の容器、機械、器具、工具等の洗浄を 行う場合)
- 2. 貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容さ れる危険品の種類に変更があった場合。この規 定は、貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ(付属 **上屋および地下タンク室を含みます。) もしく** はこれらの物件の収容動産または野積の動産を 保険の対象とする契約において、これらの動産 について適用されます。詳細は次のとおりです。
 - ・普通品のみを納置する場合で、この契約の期 間中、危険品級別表のA級、B級または特別 危険品を納置したときは、当会社にその旨を 通知して下さい。
 - ・A級危険品を納置する場合で、この契約の期 間中、危険品級別表のB級または特別危険品 を納置したときは、当会社にその旨を通知し て下さい。
 - ・B級危険品を納置する場合で、この契約の期 間中、危険品級別表の特別危険品を納置した ときは、当会社にその旨を通知して下さい。

表 1

級別 分類 引火性液体 常温、常圧にお いて液状を示す 物質でタグ密閉 式試験法によっ て引火点が測定 されるもの

A級危険品

弱引火性液体

- 1) 引火点70℃以上200℃未 満の液体
- 2) 引火点200℃以上250℃ 未満の動植物油類
- (1)鉱物油類:重油3種、潤滑 油等
- (2)化学品:アニリン、ドデカ ン等 (3)混合物:印刷用インキ、油
- 性塗料 等
- (4)動植物油類:はっか油、芳油

引火件固体 常圧、40℃以下

において固体の 物質でセタ密閉 式試験法によっ て引火点が測定 されるもの

弱引火性固体

- 1) 引火点100℃未満の固体
- 2) 引火点100℃以上で発熱 量34KJ/g以上の固体
- (1)鉱物油類:アスファルト、 鉱ろう 等
- (2)化学品:ステアリン酸、エ イコサン 等
- (3)動植物油類:ラノリン、松脂、 牛脂 等

酸化性固体

物質内に酸素を 有する無機不燃 性固体で可燃物 と混触発火し激 しく燃焼し、時 に爆発するもの

酸化件固体

加熱・衝撃に対する安定性が 認められるが、酸化力が強く 可燃物と接触、または混合す ると発火し急速な燃焼を起こ す固体

硝酸ナトリウム、重クロム酸力 リウム、過硫酸カリウム 等

易燃件固体

比較的低温で着 火し易く燃焼速 度が大きい有機 固体、水と接触 し水素を発生す る金属類及び高 発熱量で燃焼し やすい合成樹脂 類等

低易燃性固体

着火性の低い有機可燃固体で あるが一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通 常の消火活動では容易に消せ ない固体

- (1)繊維·紙類:鉄帯(線)締 めの綿花、麻類等
- (2)粉末類:炭素粉末、ポリエ チレン粉末等
- (3)その他:フォームスチレン等

表2		爆発性物質	反応性物質
級別 分類	B級危険品	物質内に酸素を 有する可燃性物 質で加熱、衝撃	自己の酸化力・分解性による 爆発の危険性は高くはない が、熱的に不安定であり、着
ガス 常温、常圧にお いてガス状を示	支燃性/酸化性/弱燃性ガス 可燃物との共存下で激しい燃 焼を起こす支燃性・酸化性ガ	により急激に発 熱・分解し、ま	火すると急速な燃焼を起こす 物質
す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれか	ス及び爆発性混合気を形成し にくい弱燃性のガス	たある条件では 爆轟する熱的に 不安定な液体ま	板 燃得火稼 寺
の性質を有するもの	塩素、酸素、フッ素 等	たは固体 易燃性固体 表1のとおり	 中易燃性固体 水と反応し自然発火する金属
引火性液体 表1のとおり	中引火性液体 引火点21℃以上70℃未満の	私下のと あり	類及び着火性・発熱量ともに 高く、着火すると消火が困難 になる固体
	(1)鉱物油類:重油1種·2種、 灯油、軽油等		(1)繊維・紙類:綿花、ぽろ、 屑物類、油紙、油布等 (2)金属粉末:亜鉛粉末、鉄粉末、
	(2)化学品:デカン、クメン、 スチレン 等 (3)混合物:ワニス、エナメル、	表3	マンガン粉末 等
	シンナー 等 (4)動植物油類:テレピン油、 ショウノウ油、レモン油 等	級別 分類	特別危険品
酸化性液体 物質内に酸素を 有する無機不燃	強酸化性液体 可燃物と混合すると著しく加 熱・衝撃に敏感になり急速な	ガス 表2のとおり	可燃性ガス それ自体が可燃性であり、噴 出すると空気と容易に爆発性 混合気を形成するガス
性液体で可燃物 と混触発火し激 しく燃焼し時に 爆発するもの	分解・発熱を起こし易い不安 定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸等		アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素 等
酸化性固体	強酸化性固体	引火性液体 表1のとおり	強引火性液体
表1のとおり	加熱・衝撃に敏感で分解のお それがあり、可燃物と混合す ると酸化剤の形状によらず急 速に燃焼する固体	2() () ()	引火点21℃未満の液体 (1)鉱物油類:ガソリン、ナフサ、 原油 等 (2)化学品:アセトン、シクロ
	硝酸バリウム、硝酸マンガン 等		ペンタン 等 (3)混合物:ラッカー、合成樹 脂塗料 等
発火性・禁水性 物質	発火性・禁水性物質 自己の還元力による自然発火	酸化性固体	激酸化性固体
空気中で、または水と接触し発 火するか、または水と接触し可 燃性ガスを発生	の可能性は低いが、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 水素化ホウ素ナトリウム、生石	表1のとおり	加熱・衝撃に敏感で発火のお それがあり、日光でも分解・ 発熱することがあり、可燃物 と混合すると爆発し易くなる 固体
が作り人を発生 させる還元性の 液体または固体			塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム 等

	ý.
発火性・禁水性 物質 表2のとおり	強発火性・禁水性物質 自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 (1)活性金属:リチウム、ナトリウム、カリウム等 (2)カーバイド:炭化アルミニウム、炭化カルシウム等 (3)その他:水素化アルミニウム、リン化ナトリウム等
爆発性物質 表2のとおり	高反応性物質 爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質 (1)火薬類:黒色火薬、ダイナマイト、カーリット等 (2)化学品:過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸等 (3)その他:セルロイド等
易燃性固体 表1のとおり	高易燃性固体 摩擦・衝撃・小炎により容易 に発火・着火し、反応・燃焼 の過程で可燃性気体を発生させる固体 (1)金属粉末:アルミニウム粉 末、マグネシウム粉末、ジ ルコニウム粉末等 (2)その他:硫黄、赤リン等

(注)本表記載の物質名は例示です。したがって、本表以外の物質の危険品級別については当会社の定める危険品級別表に基づき判定されます。



保険料を払い込みいただいた際には、特定の特約をご契約いただいた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内 1-2-1 〒100-8050 TEL, 03-3212-6211 (代表) http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

札幌中央支店	TEL. 011-271-7348	P
北海道支店	TEL. 011-271-7442	枋
札幌支店	TEL, 011-271-8730	Ť
旭川支店	TEL, 0166-23-0501	精神相亲
青森支店	TEL, 017-775-1550	X
盛岡支店	TEL, 019-654-8111	ĥ
仙台支店	TEL, 022-225-6315	1
	TEL. 018-832-9171	長富否報明書
	TEL, 023-632-3636	3
	TEL. 024-934-8711	11
	TEL, 029-233-9200	1
		H
	TEL. 028-600-7121	13
群馬支店	TEL. 027-235-7711	Ε
埼玉支店	TEL. 049-247-1210	2
埼玉中央支店	TEL. 048-650-8321	海三 愛愛三 方 送 プ プ 男系
千葉支店	TEL. 043-299-5360	Ė
京葉支店	TEL, 047-411-1111	5
東京中央支店	TEL. 03-5781-6516	12
	TEL. 03-3375-8113	3
	TEL. 03-5985-0740	4
		2
果果泉文店	TEL. 03-5836-1210	木

西東京支店	TEL. 042-523-3215
黄浜中央支店	TEL. 045-224-3500
申奈川支店	TEL. 045-224-3510
黄浜支店	TEL. 045-224-3630
所潟支店	TEL. 025-241-3341
山梨支店	TEL. 055-237-7680
曼野支店	TEL. 026-224-0301 TEL. 076-433-1560
富山支店	TEL. 076-433-1560
金沢支店	TEL. 076-233-6633 TEL. 0776-36-2012
福井支店	TEL. 0776-36-2012
皮阜支店	TEL. 058-264-4170 TEL. 054-254-0019 TEL. 053-454-7771 TEL. 0532-32-8313
静岡支店	TEL. 054-254-0019
兵松支店	TEL. 053-454-7771
三河支店	TEL. 0532-32-8313
變知 北	TEL. 052-588-8210
	TEL. 052-201-9201
三重支店	TEL. 059-354-0581
京都支店	TEL. 075-241-1254
	TEL. 077-522-1465
	TEL. 06-4790-6466
	TEL. 06-6212-3796
	TEL. 0742-35-8500
和歌山支店	TEL. 073-431-1109

上記のほか全国主要都市に支社があります。

お問い合わせ先